

第4次中野市地域福祉計画

(令和6年度～令和10年度)

中野市



地域のみんなが主人公

—支えあい健やかに暮らせる健康長寿のまちづくり—

中野市は、誰もが生き生きと暮らすことができるよう、市民と行政が一体となり「健康長寿のまち」をめざすことを平成27年に宣言しました。

また、平成17年3月に「地域のみんなが主人公」を基本理念として「中野市地域福祉計画」を策定し、第1次から第3次までの計画により地域福祉の推進に努めて参りました。

しかしながら、人口減少・少子高齢化の進行、単身者、高齢者のみの世帯の増加、働き手不足による高齢の就業者数の増加による地区役員のなり手不足、地域活動の低下などによる生活環境の変化に伴い、地域のつながり・支え合いが低下しております。

社会的な孤独・孤立、生活困窮、災害対応など複雑・多様化した地域課題は、分野をまたぐ横断的かつ包括的な対応が必要とされています。

住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指し、「第4次中野市地域福祉計画」を策定しました。

そのためにも市民の皆様と思いを一つにして、協働で取り組むことが必要であり、これからも地域の皆様との協働を進めながら、地域の課題を解決していきたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願ひいたします。

計画の策定にあたりまして、御協力いただいた関係の皆様方や市民の皆様に心から御礼申し上げます。

令和6年3月

中野市長

湯本 隆英

目次

序 章 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の背景と策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	3
第1章 現状と課題	9
1 中野市の現状	9
(1)人口・世帯の状況	9
(2)年齢区分別人口構成	11
(3)通勤・通学流動	12
2 市民の意識	14
第2章 総 論	20
1 計画の基本理念	20
2 計画の目的	20
(1)健康で安心して生活のできるまちづくり(誰もが安心して暮らせる地域に)	20
(2)福祉行政等サービスの充実(必要な人が必要なときに、必要なサービスを)	20
(3)ボランティアの推進(ともに助け合い支えあう地域に)	20
(4)人権教育の推進(人としての尊厳を大切に)	20
3 計画の基本的な考え方	21
(1)計画の基本的な考え方	21
(2)計画策定の過程	21
4 施策の体系	22
5 計画の目標年度	23
6 地域の範囲・単位	23
7 福祉の担い手	24
第3章 地域福祉推進のために	25
1 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項	25
1-1 制度の狭間	25
1-2 制度の狭間にある者への支援	25
1-3 今後の方向性	25
2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項	27
2-1 中野市における福祉サービスの課題	27
(1)様々な課題	27
(2)地域福祉の観点からみた重要課題	27
2-2 福祉課題の解決・達成のための戦略	28
(1)要援護者の把握・対策の充実	29
(2)相談支援体制の充実	30

(3) 必要なサービスの提供	31
(4) 自助努力、支え合い	31
(5) 課題の解決のために	32
(6) 新しい課題に対応した体制づくり	32
3 成年後見制度に基づく権利擁護(中野市成年後見制度利用促進基本計画)	35
3-1 現状と課題	35
3-2 施策の方向	35
4 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項	38
4-1 様々な事業者の社会福祉への参加促進	38
4-2 福祉ボランティアの育成	38
4-3 公的サービスとの連携	38
5 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項	39
5-1 地域住民、ボランティア団体、NPO法人等の社会福祉活動への参加の重要性	39
5-2 地域住民、ボランティア団体、NPO法人等の社会福祉活動参加の促進	39
5-3 福祉ボランティア活動に対する危険回避	40
6 地域福祉事業の推進に関する事項	40
第4章 地域福祉推進の主体・社会福祉協議会	42
1 市社会福祉協議会と各地区社会福祉協議会	42
2 ボランティア団体や個人ボランティアの育成	42
3 交通弱者対策	45
第5章 既存福祉計画と福祉施策	46
1 子ども子育て	46
(1) 中野市子ども・子育て支援事業計画	46
(2) 子ども・子育て支援計画の施策項目	49
2 障がい者福祉	52
(1) 中野市障がい者計画	52
(2) 中野市障がい者計画(施策体系)	54
3 高齢者福祉・介護保険	55
(1) 中野市老人福祉計画・介護保険事業計画	55
(2) 中野市老人福祉計画・介護保険事業計画施策	57
資料	64
1 アンケート調査結果	64
(1) 意識調査の概要	64
(2) 意識調査結果	65
2 中野市地域福祉計画・障がい者計画策定委員会設置要領	89
3 中野市地域福祉計画・障がい者計画策定委員会名簿	90

序 章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景と策定の趣旨

中野市は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、平成 19 年度に第 1 次地域福祉計画を、平成 26 年度には第 2 次地域福祉計画を、平成 30 年度に第 3 次地域福祉計画を策定し、地域福祉を推進してきました。しかし、これらの計画策定時に課題とされた少子高齢化、人口減少、核家族化、単身世帯の増加などは依然として進行しており、人と人のつながりの希薄化、地域の力の弱まりなどを踏まえ、一層の地域や関係機関との連携強化を図り地域福祉の推進が求められます。

さらに近年は、高齢の親と働いていない独身の50代の子とが同居する世帯、いわゆる「はちまるごーまる8050問題^{*1}」や、介護と育児に同時に直面する世帯、いわゆる「ダブルケア」、障がいのある子の親が高齢化し介護を要する世帯などが複合化することによる喫緊の課題に対し、早急な対応が望まれています。

国は、福祉をめぐる課題には、①制度・分野ごとの「縦割り」では解決できない複合的なもの、②制度の狭間に存在するもの、③社会的孤立^{*2}・社会的排除^{*3}によるもの、④福祉を支える者と受ける者が固定化していること、⑤地域のつながりの弱体化、⑥地域の持続可能性の危機を挙げています。

平成 28 年 6 月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が掲げされました。これは、「制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」と定義されています。

この地域共生社会を実現するためには、社会において、支える側と受ける側に分かれるのではなく、地域のあらゆる市民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築することが求められています。

また、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和 2 年法律第 52 号)が施行され、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取り組みの強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずることとなりました。内容は、1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援、2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進、4.

介護人材確保及び業務効率化の取り組みの強化、5. 社会福祉連携推進法人制度の創設となって
います。

中野市の第4次地域福祉計画は、これら国等の施策や第3次の計画策定以降に改正又は新たに
制定された法律の方向性を計画策定の視点とし、当市の現状と第3次地域福祉計画の評価結果、
市民や福祉関係団体等の意見も踏まえ策定しました。

※1 8050問題：ひきこもりの長期化、高齢化から引き起こされる社会問題。主に50代前後のひき
こもりの子どもを80代前後の親が養っている状態を指し、経済難から生活の困窮
や当事者の社会的孤立、病気や介護といった問題によって親子共倒れになるリスク
が指摘されている。「職場になじめなかった」、「病気」、「就職活動がうまくいかな
かった」など社会的に弱い立場の人が孤立すること。

※2 社会的孤立：家族やコミュニティとほとんど接触がないことで、虐待等の被害者、不登校や引きこ
もり、頼る人がいない高齢者など社会的に弱い立場の人が孤立すること。

※3 社会的排除：本人の意思や能力で評価されず、出身、特徴などの属性で不当に評価され排除されて
いる状態。

2 計画の位置付け

中野市地域福祉計画は、社会福祉法第107条に規定されている計画で、中野市総合計画（基本構想・後期基本計画）に整合するものとして、行政と福祉サービス提供者と地域住民とが一体となり、中野市の地域福祉を進めようとする指針となるものです。

◆社会福祉法（抜粋）

第4条（地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

第5条（福祉サービスの提供の原則）

社会福祉を目的とする事業を経営する者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を充分に尊重し、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようその事業の実施に努めなければならない。

第6条（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

また、本市における位置付けや、自助・互助・公助等の考え方については次のようにになります。

◆計画の位置付け

【市の上位・関連計画】

第2次 中野市総合計画
(基本構想・基本計画)

【国や県】

国（厚生労働省など）

長野県

第4次
中野市地域福祉計画
(令和6年度から令和10年度)

【市の関連個別計画】

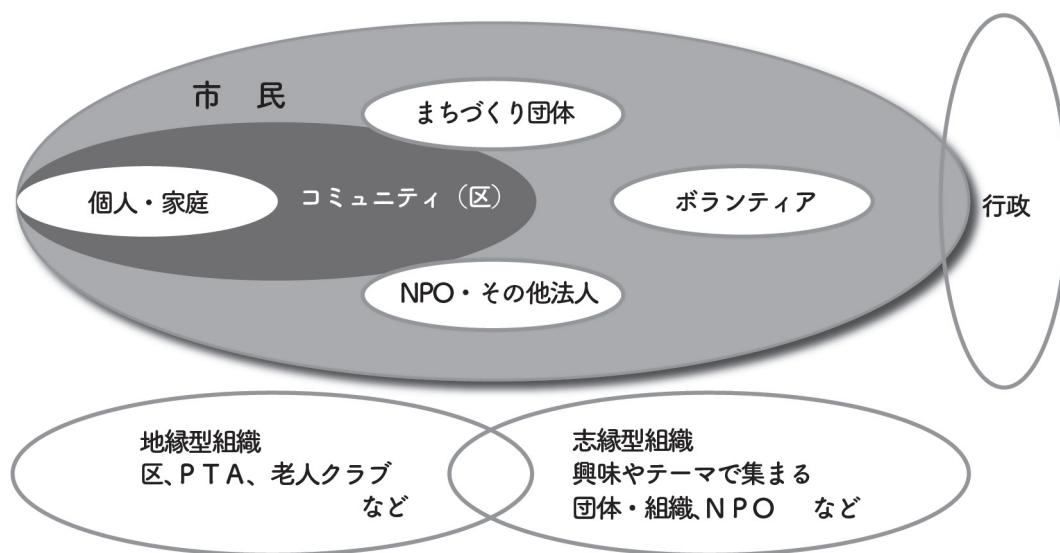
- ・第3次中野市障がい者計画
- ・第7期中野市障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画
- ・第2期中野市子ども・子育て支援事業計画
- ・中野市老人福祉計画・第9期介護保険事業計画
- ・中野市健康づくり計画「なかの健康ライフプラン21（第3次）」
- ・中野市いのち支える自殺対策計画（令和2年度～令和6年度）
- ・第2次中野市差別撤廃・人権擁護推進総合計画
- ・第4次中野市男女共同参画計画
- ・中野市地域防災計画（令和4年3月31日）
- ・第3次中野市スポーツ推進計画
- ・中野市まちづくり基本計画（令和5年4月）
- ・中野市・山ノ内町地域公共交通計画（令和4年8月）
- ・・・など関連分野の個別計画

◆自助・互助・公助からなる地域福祉の捉え方

自 助

互 助

公 助



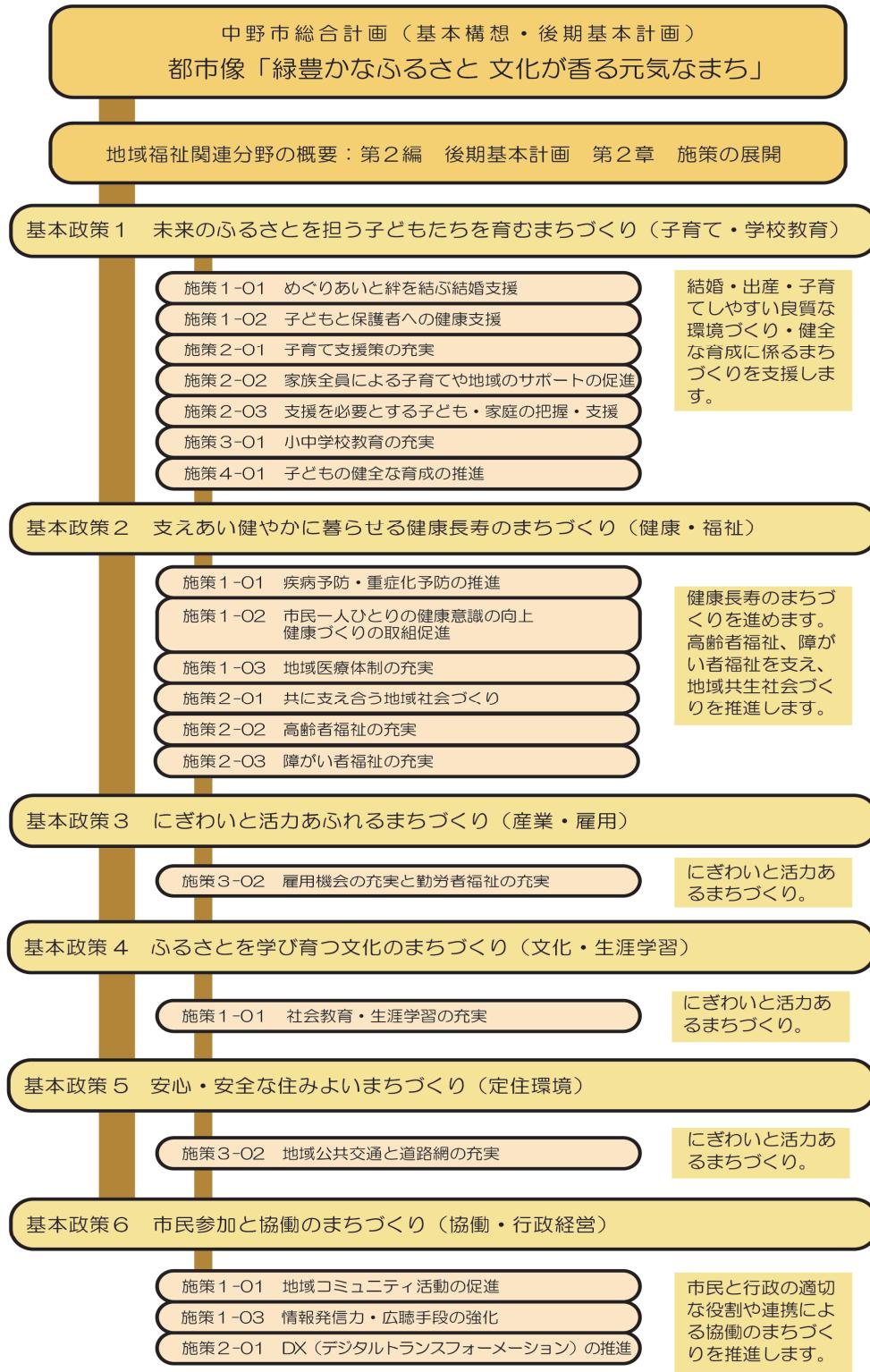
「自助」……住民一人ひとりの努力

「互助」……住民同士の相互扶助

「公助」……公的な制度

◆「中野市総合計画(基本構想)」における体系

市の最上位計画である「中野市総合計画（基本構想・後期基本計画）」では、全体の将来像から、地域福祉関連分野の構想まで、次のように体系化されています。



<上記関連部分のみ記載>

このほか、各関連分野の基本計画のなかで、地域福祉関連施策が位置付けられています。

◆中野市総合計画(基本構想・後期基本計画)(抜粋)

第2編 後期基本計画

第2章 施策の展開

基本政策1 未来のふるさとを担う子どもたちを育むまちづくり（子育て・学校教育）

基本政策が目指す状態

- 安心して結婚・出産・子育てしやすい良質な環境が形成され、子育て家庭に選ばれるまちになる。
- 家庭・地域・学校がともに手を携え、子どもの成長を支えることで、子育て家庭や周囲の人々が、いきいきと暮らせるまちになる。
- 子どもたちが意欲を持って学び、ふるさとへの愛着と豊かな社会性を身に着け、心身ともに健やかに成長できるまちになる。

基本政策2 支えあい健やかに暮らせる健康長寿のまちづくり（健康・福祉）

基本政策が目指す状態

- 全ての市民が、地域で支えあいながら、生涯にわたっていきいきと健康に暮らすことができる健康長寿のまちになる。
- 生涯を通じ、誰もが健康で生きがいを持って暮らせるまちになる。
- 行政による福祉施策の充実と地域での助け合いの仕組みづくりを行いながら、みんなで支えあうまちになる。

政策2-1 健康長寿のまちづくり

施策2-1-01 疾病予防・重症化予防の推進

施策の方向

生活習慣病（糖尿病、慢性腎不全、脳血管疾患、虚血性心疾患または歯周疾患等）の発症及び重症化予防のため、各種健（検）診を実施し、市民一人ひとりの状況に適した疾病予防・重症化予防を推進します。また、国民健康保険や後期高齢者医療制度を安定的に運営しながら、データに基づく健康づくりを強化します。

施策2-1-02 市民一人ひとりの健康意識の向上・健康づくりの取組促進

施策の方向

健康寿命の延伸を目指して、市民一人ひとりが健康について関心を持ち、健康を意識した生活を送る状態をつくるため、食や運動に関する情報発信、健康的な生活習慣づくりを推進します。また、心の健康に関する理解を深め、自身に合ったストレスへの対処方法や、周りの支え方等を身に付ける相談支援や情報発信を推進します、

施策2-1-03 地域医療体制の充実

施策の方向

誰もが地域で必要な医療を受けられるよう、休日、夜間の救急医療体制を確保します。また、基幹病院の医療機器の整備や運営に対して支援を行い、地域の診療体制を確保します。

政策 2-2 地域共生社会づくりと福祉の充実

施策 2-2-01 共に支え合う地域社会づくり

施策の方向

市民一人ひとりの暮らしと生きがい、それを支える地域をあらゆる関係者がともに創る地域共生社会の実現を目指して、市民や地域の多様な主体（行政、民生児童委員、医療従事者、社会福祉協議会、福祉従事者、N P O 法人等）が連携・協力する環境づくり、専門的な支援の強化を推進します。

施策 2-2-02 高齢者福祉の充実

施策の方向

高齢になっても、住み慣れた地域でいつまでも、安心して自立した生活を維持できるよう、健康づくり・生きがいづくり、介護予防・介護保険サービスの充実、地域包括ケアシステムをこれまで以上に活かしながら総合的に推進します。

施策 2-2-03 障がい者福祉の充実

施策の方向

障がいがあっても、意志に基づき、自分らしく生き活きと安心して暮らせる地域をつくるため、地域での暮らしの支援サービスや提供体制を充実しながら、入所等から地域生活への移行、障がい者の就労機会の確保を推進します。また、障がい者の暮らしを地域全体で支える環境づくりを推進します。

基本政策 3 にぎわいと活力あふれるまちづくり（産業・雇用）

基本政策が目指す状態

○農業・商業・工業、そして観光の連携を軸に、雇用の創出と地域経済の振興を図り、積極的にプロモーションを行うことで、にぎわいと活力あふれたまちになる。

基本政策 6 市民参加と協働のまちづくり（協働・行政経営）

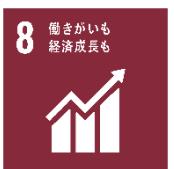
基本政策が目指す状態

○市民一人ひとりの基本的な人権が尊重されたまちになる。
○市民の様々なまちづくり活動に対し、主体性を発揮できるような支援や協力体制の構築など、市民と行政の適切な役割や連携による協働のまちになる。
○まちづくりにおける施策等については、検証・改善等を行い、市民満足度が高い行政経営、持続可能な財政運営のまちになる。

◆本計画におけるSDGs^{※4}の取組

本市では、SDGsの目標を充分に踏まえ、政策・施策の推進に取り組んでいます。

本計画はSDGsの定める10の目標につながるものであり、本計画の基本理念及び目的を実現することで、国際的な目標の達成に貢献していきます。

 <p>1 貧困をなくそう</p> <p>あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ</p>	 <p>8 働きがいも経済成長も</p> <p>すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する</p>
 <p>2 飢餓をゼロに</p> <p>飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する</p>	 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p> <p>国内および国家間の格差を是正する</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p> <p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する</p>	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p> <p>都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靭かつ持続可能にする</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p> <p>すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>	 <p>16 平和と公正をすべての人に</p> <p>持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任のある包摂的な制度を構築する</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> <p>ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る</p>	 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p> <p>持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>

※4 SDGs（エス・ディー・ジーズ）：

平成27年（2015年）9月に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ（行動計画）」に記載された、国際的な取組目標である「持続可能な開発目標（=Sustainable Development Goals）の略です。

持続可能な世界を創出するために、令和12年（2030年）までに全ての国や地域で取り組むべき「17の目標」と、それを達成するための「169の具体的な取組内容」、取組の成果を計るための「232の指標」で構成されています。

「誰一人取り残さない社会」の実現を目指し、達成にむけて全ての人々がSDGsを理解し、それぞれの立場で主体的に行動することが求められています。

第1章 現状と課題

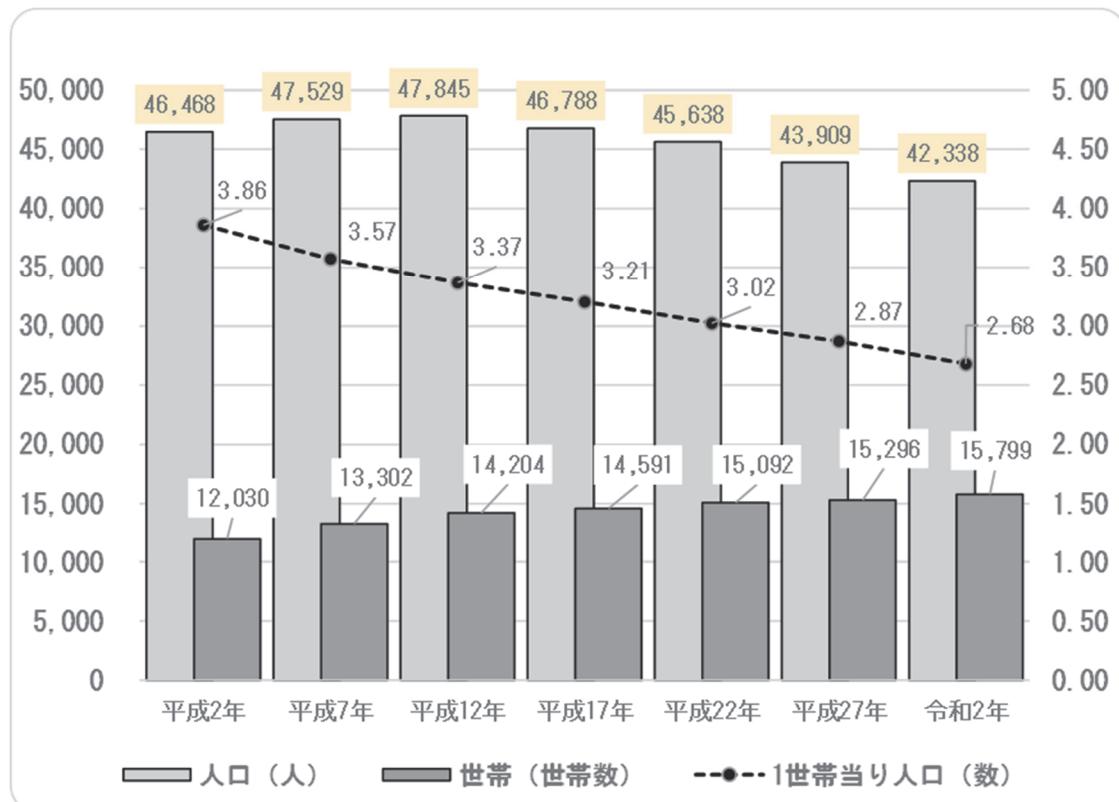
1 中野市の現状

(1) 人口・世帯の状況

緩やかに減少する人口、1世帯あたりの人口も減少

本市の総人口は、平成12年をピークに毎年200人前後の人口が減少しています。中野市総合計画で推計した推計数字よりも減少率が多く推移している現状です。また、世帯数については、一貫した増加傾向にあり、1世帯あたりの人口は減少傾向となっています。

◆人口・世帯



◆人口と世帯数一覧

		人口（人）	世帯（世帯数）	1世帯当り人口（数）
中野市	平成2年	46,468	12,030	3.86
	平成7年	47,529	13,302	3.57
	平成12年	47,845	14,204	3.37
	平成17年	46,788	14,591	3.21
	平成22年	45,638	15,092	3.02
	平成27年	43,909	15,296	2.87
	令和2年	42,338	15,799	2.68
長野県	平成17年	2,196,114	780,245	2.81
	平成22年	2,152,449	794,461	2.71
	平成27年	2,098,804	807,108	2.60
	令和2年	2,048,011	832,097	2.46

出典：国勢調査（各年10月1日現在）

	中野市総合計画目標値
平成12年	47,845人（実績値）
平成17年	46,788人（実績値）
平成22年	45,638人（実績値）
平成27年	43,909人（実績値）
令和2年	42,338人（実績値）
令和7年	40,281人（目標人口）
令和22年	37,500人（目標人口）

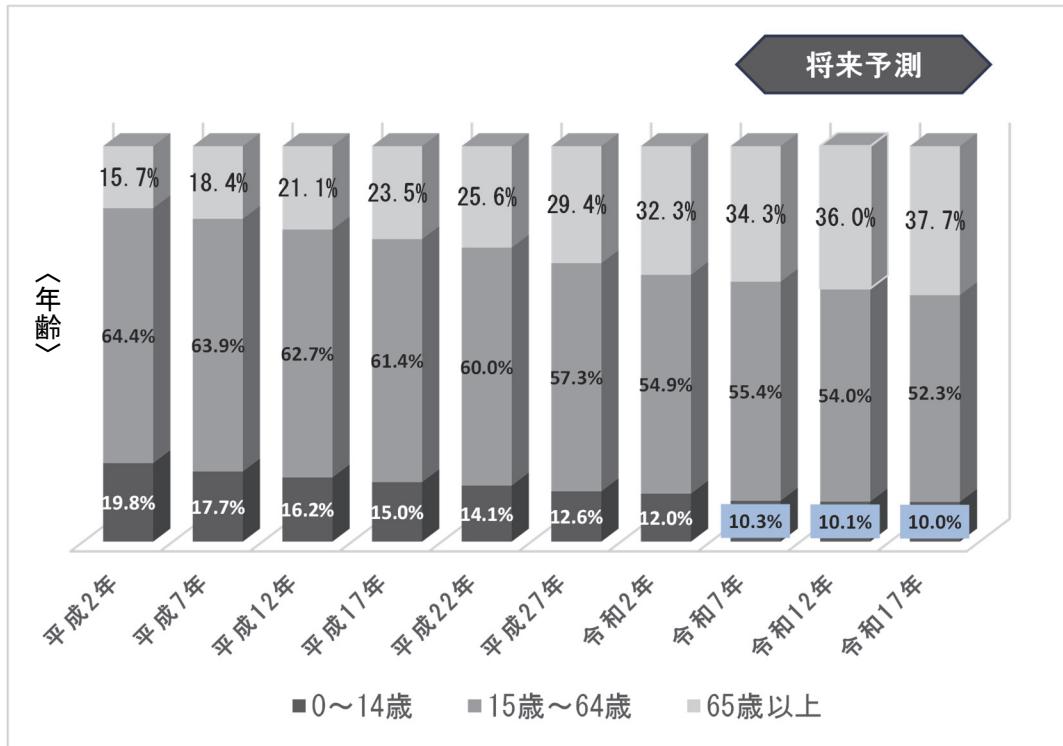
出典：中野市総合計画、人口ビジョン

(2)年齢区分別人口構成

進む少子高齢化、地域の担い手確保が難しい時代に

本市の人口を年齢区分別にみると、年少人口比率の減少及び高齢者人口比率の増加傾向が見られ、少子高齢化が進みつつある状況となっています。また、令和2年の長野県値と比較すると、概ね同等の水準となっています。

◆年齢区分別人口構造



◆年齢区分別人口構造

単位：人、（）内：%

	人口	0～14歳	15歳～64歳	65歳以上	
中野市	平成2年	46,468 (100)	9,220 (19.8)	29,937 (64.4)	7,311 (15.7)
	平成7年	47,529 (100)	8,401 (17.7)	30,384 (63.9)	8,744 (18.4)
	平成12年	47,845 (100)	7,768 (16.2)	29,976 (62.7)	10,101 (21.1)
	平成17年	46,788 (100)	7,031 (15.0)	28,743 (61.4)	11,014 (23.5)
	平成22年	45,638 (100)	6,450 (14.1)	27,381 (60.0)	11,700 (25.6)
	平成27年	43,909 (100)	5,770 (12.6)	25,155 (57.3)	12,910 (29.4)
	令和2年	42,338 (100)	5,086 (12.0)	23,236 (54.9)	13,670 (32.3)
	令和7年	39,448 (100)	4,072 (10.3)	21,844 (55.4)	13,532 (34.3)
	令和12年	37,326 (100)	3,757 (10.1)	20,139 (54.0)	13,430 (36.0)
	令和17年	35,094 (100)	3,517 (10.0)	18,342 (52.3)	13,235 (37.7)
長野県	平成17年	2,196,114 (100)	316,368 (14.4)	1,356,317 (61.8)	523,429 (23.8)
	平成22年	2,152,449 (100)	295,742 (13.8)	1,281,683 (59.7)	569,301 (26.5)
	平成27年	2,098,804 (100)	269,752 (12.9)	1,186,865 (56.5)	642,187 (30.6)
	令和2年	2,048,011 (100)	242,873 (11.9)	1,118,429 (54.6)	686,709 (33.5)

出典：国勢調査（各年10月1日現在）、国立社会保障人口問題研究所（推計値）

(3)通勤・通学流動

15歳以上の市民の3割は従業・通学で市外へ 福祉活動に生み出す時間をどう確保するかも課題の一つ

地域福祉の推進にあたっては、その担い手となる市民がどのように暮らし、生活しているかの現状を見ることもまた、大切なことです。

ここでは、市民の日常的な生活圏（生活上の動き・広がり）を見るため、国勢調査による「従業地・通学地による人口・就業状態等集計」の資料を掲載しています。市内に常住する（市民）15歳以上の人の中、市内で従業・通学するのは7割近くとなっています。市外の従業地・通学地はほとんどが長野県内で、特に長野市との結びつきが強くなっています。また、市内で従業・通学する15歳以上の人の中の居住地については、市内居住者は7割近く、市外居住者が約3割となっています。市外からの従業地・通学地の居住地として多いのは、長野市、須坂市、飯山市などとなっています。

こうした傾向を地域福祉の視点で捉えると、7割程度を占める地元従業・通学者は、地域に関わる時間が多く取りやすいのに対し、3割の市外従業・通学者は、地域とのつながりが比較的希薄になりがちとも見ることができます。

地域に根ざした福祉活動を行ううえでは、従業地・通学地にかかわらず、より多くの市民の参加を促していくことが大切であり、交通網の充実・発達等で生活圏が拡大する中であっても、地域に关心を持ったり、気軽に活動することのできる地域福祉環境づくりが、今後は、より重要なと考えられます。

◆通勤・通学の動き(15歳以上)

〔実数〕

常住地による従業・通学先 (流出先) 単位:人				従業地・通学地による常住地 (流入先) 単位:人			
	総数	15歳以上の就業者	15歳以上の通学者		総数	15歳以上の就業者	15歳以上の通学者
市内に常住する就業者・通学者	24,992	23,301	1,691	市内で就業・通学する人	25,004	23,626	1,378
市内で従業・通学	16,519	15,786	733	市内に常住	16,519	15,786	733
自宅	4,997	4,997	—	自宅	4,997	4,997	—
自宅外	11,522	10,789	733	自宅外	11,522	10,789	733
市外で従業・通学	8,237	7,489	938	市外に常住	8,108	7,531	577
県内	8,048	7,210	838	県内	7,978	7,401	577
長野市	3,461	3,030	431	長野市	2,432	2,365	67
須坂市	1,352	1,181	171	須坂市	1,261	1,069	192
飯山市	1,205	1,082	123	飯山市	1,180	1,144	36
小布施町	365	364	1	小布施町	645	556	89
高山村	123	123	—	高山村	193	159	34
山ノ内町	713	713	—	山ノ内町	1,307	1,181	126
木島平村	145	127	18	木島平村	280	362	18
野沢温泉村	50	50	—	野沢温泉村	85	85	—
信濃町	87	87	—	信濃町	122	120	2
飯綱町	121	120	1	飯綱町	299	290	9
県外	189	100	89	県外	130	130	—

〔構成比〕

常住地による従業・通学先 (流出先) 単位:%				従業地・通学地による常住地 (流入先) 単位:%			
	総数	15歳以上の就業者	15歳以上の通学者		総数	15歳以上の就業者	15歳以上の通学者
市内に常住する就業者・通学者	100.0	100.0	100.0	市内で就業・通学する人	100.0	100.0	100.0
市内で従業・通学	66.1	67.7	43.3	市内に常住	66.1	66.8	53.2
自宅	20.0	21.4	—	自宅	20.0	21.2	—
自宅外	46.1	46.3	43.3	自宅外	46.1	45.7	53.2
市外で従業・通学	33.0	32.1	55.5	市外に常住	32.4	31.9	41.9
県内	32.2	30.9	49.6	県内	31.9	31.3	41.9
長野市	13.8	13.0	25.5	長野市	9.7	10.0	4.9
須坂市	5.4	5.1	10.1	須坂市	5.0	4.5	13.9
飯山市	4.8	4.6	7.3	飯山市	4.7	4.8	2.6
小布施町	1.5	1.6	0.1	小布施町	2.6	2.4	6.5
高山村	0.5	0.5	—	高山村	0.8	0.7	2.5
山ノ内町	2.9	3.1	—	山ノ内町	5.2	5.0	9.1
木島平村	0.6	0.5	1.1	木島平村	1.1	1.5	1.3
野沢温泉村	0.2	0.2	—	野沢温泉村	0.3	0.4	—
信濃町	0.3	0.4	—	信濃町	0.5	0.5	0.1
飯綱町	0.5	0.5	0.1	飯綱町	1.2	1.2	0.7
県外	0.8	0.4	5.3	県外	0.5	0.6	—

出典：国勢調査 令和2年度結果 県内動向は100人以上の移動の自治体

※統計的端数処理により、合計値が100%にならない場合があります。

2 市民の意識

本計画の策定にあたり、民生児童委員（令和元年12月から令和4年11月任期及び令和4年12月から令和7年11月任期）を対象としたアンケート調査を実施しています。調査の概要や結果については、巻末の資料に掲載しており、ここでは、調査結果から見られる特徴等を整理します。（下記については、アンケート調査の設問順となっており、設問中の選択項目の傾向を記載してあります。）

ご自身の状況

●設問1 性別

男性の回答者数は73人、女性の回答者数は77人でした。

●設問2 近所付き合い

「3.顔が会えば立ち話をする程度」の方が多く、比較的緩やかな付き合いの方が主となっています。反対に、「5.近所付き合いはあまりない」方はほとんどおらず、多くの方が何らかの形で近隣とのつながりを持ち得ている状況にあると考えられます。

●設問3 地域生活についての考え方

「2.地域住民が助け合い、協力して住みやすい地域をつくることが望ましい」の互助的と考える方が多く、自助や公助といった考え方と比べ、互助といった考え方を尊重する傾向が強くなっています。また、「1.自分（家族）でできることは自分でやることが望ましい」が次いで多くなっています。

●設問4 地域行事等への参加状況

「2.都合が合えば参加している」方が多く、「1.積極的に参加している」方も比較的多い状況にあります。地域行事等へは参加する傾向が示されています。

●設問5 地域のつながりの希薄化について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響にあっても、「3.特に昔と変わらない」と考える方が多い一方で、「1.時代の流れで仕方がない」と考える方もこれに匹敵する多い割合を占めています。一方、前回最も多かった「4.これ以上希薄になっては困る」は減少となった。「5.コロナ禍が落ち着いたら積極的に交流したい」と考える方が一定数いるため、現状のつながりを維持することが大切と考える方が多い一方で、時代に合ったつながりのあり方を考えていく必要性も高まっていると考えられます。

●設問6 今後も住み続けたいか

中野市に今後も「1.住み続けたい」と考える方が非常に多く約80%おられます。自然や交流や諸活動など地域まちづくりが活発な状況を評価した結果と考えられます。

福祉に対する考え方

●設問7 適切な福祉サービス提供に重要なこと

「2.福祉サービスを受けるときの費用の負担を軽減させる」が多く、次いで「6.福祉サービスに関する相談体制や介護のケアマネジメントを充実させる」が多くなっています。

前回と比較し、費用の負担軽減が適切な福祉サービスの提供に必要と考える割合が6%増加しているため、サービスの提供事業所、情報提供及び保健事業（各種健診など）の充実は減少しており、費用負担に関するニーズが高まっていると考えられます。

少子高齢化について

●設問8 少子化の原因について

「3.結婚・出産に対する価値観の変化」が主な原因として考えられています。また、これに次いで「2.仕事と子育てを両立できる環境が十分整っていなかったこと」も多く挙がっており、世代的な意識の変遷、並びに社会経済的な変化も少子化の要因として考えられます。

社会全体の価値観が変化する中において、育児と仕事の両立、育児離職による再就職支援といった育児環境の整備の必要性があると思われます。

婚活について

●設問9 結婚行動の変化について

「6.本人の意志であるため関わる必要はない」が最も多くなっています。結婚へ向けての支援としては、「5.市等行政が積極的に婚活事業等を開催すること」、「2.友達等が積極的に結婚するようかかわること」と考える方が多くなっています。

市の対応可能な範囲で、環境づくりを望む意見があります。

高齢期や日常生活について

●設問10 高齢期の過ごし方

「3.趣味や余暇を楽しみたい」が最も多くなっており、次いで「2.収入にこだわらないが、働くことは継続していきたい」となっています。仕事、ボランティアを通して社会に参加していくたい方が約半数ありました。

●設問11 将来への不安や悩み

「1.自分の健康に関するこ」が非常に多く挙がり、次いで「7.収入や家計に関するこ」

となっています。健康や収入・家計といった面に不安要素を感じる方が多くなっています。

前回調査と比較し、「6. 住まいに関すること」の回答が増えたこと、「13. 災害時の安全確保に関すること」の回答が減ったことから、非常時よりも毎日の生活に対する関心が大きいと考えられ、現実的な日々の生活維持に対する不安感の増大が見られます。

情報について

●設問12 市福祉情報の入手方法

「1. 市役所の広報紙」が最も多く、「4. 市や社会福祉協議会の広報・パンフレット」がこれに次いで多くなっています。各種窓口や新聞・テレビといったものは比較的少なく、市等の書面・書物が情報源として使われている状況となっています。

前回調査も同様の傾向にあり、市民の手元に届く紙媒体を用いた情報提供の継続が望まれています。

介護が必要になった場合について

●設問13 介護が必要になった場合の対応希望

「2. 家族が中心となって介護をするが、足りないところは福祉サービスを利用する」が非常に多く、次いで「3. 積極的に福祉サービスを利用して在宅で介護をする」、「4. できれば福祉施設で介護してもらいたい」の順で続いています。

身近な家族が介護に関わることを希望する方が多い一方、福祉サービスの積極利用及び福祉施設の介護を希望する方が約半数おり、身近な家族の介護負担を減らしたいと考える方が多いと思われます。

●設問14 一人暮らし高齢者の相談先

「2. 子ども、兄妹等親族」が最も多くなっています。次いで「4. 市役所、行政」、「1. 民生委員や区の役員」の順で続いています。「3. 隣近所の住民」を挙げる方はわずかな割合にとどまっており、物理的な距離よりも心理的な配慮が少ない者を相談先とする傾向が出ていると思われます。

地域福祉への取り組み方

●設問15 地域福祉の充実に向け必要なこと

「3. 住民どうしが支え合い、助け合いを行う活動を活発にすること」が最も多いほか、「5. 住民が福祉に関心をもち、福祉のまちづくりの一員であることを意識すること」も比較的多くなっています。住民同士の互助が地域福祉の基本的な事柄として捉えられているとともに、市民一人ひとりの意識として、福祉への関心、相互理解が必要と考える方が多いと思われます。

●設問16 高齢者が住みよいまちづくりに向けて

「5. 通院や買い物など、日常的な移動に関する支援サービスの充実」が最も多く、次いで「6. 保健・医療・福祉の連携による情報提供と相談機能の充実」、「1. 地区などを単位とする地域の支え合い活動の充実」の順で続いています。

前回と比べ、「2. ホームヘルパーや保健師等の人材の確保・要請」、「12. 高齢者の健康づくりの推進」の割合が増え、「5. 通院や買い物など、日常的な移動に関する支援サービスの充実」、「6. 保健・医療・福祉の連携による情報提供と相談機能の充実」の割合が減っているため、求めるサービスが多様化している傾向が出ています。

●設問17 障がいのある方が住みよいまちづくりに向けて

「9. 障がいのある方の雇用の促進や就労の場の確保」が最も多く、次いで「4. 在宅福祉サービスの充実」、「5. 外出時の支援を行う人（ガイドヘルパーや移動サービス）の充実」となっています。

突出した回答はなく、経済面や情報・相談、支え合いなど、回答は幅広い分野に及んでおり、きめ細かい多様な対応が求められている状況にあります。

前回調査と比較し、在宅福祉サービス、施設福祉サービス、支援者の充実、確保といったサービスの向上による日常生活の向上を望む意見が増加していると思われます。

●設問18 子育てしやすいまちづくりに向けて

「14. 子育てと仕事を両立できる雇用環境の整備」が最も多く、次いで「10. 安心して出産・育儿ができる母子保健対策の充実」となっています。

仕事との両立が多く挙がる一方、母子保健、地域ぐるみの育児環境面、子どもが楽しく学べる学校教育環境、放課後支援等、子育て環境づくりや少子化対策について、複合的な取組が必要との認識が現れる結果となっています。

前回調査と同様、雇用環境整備、母子保健への安心感の向上に関する意見、子育て支援環境整備が多くみられ、子育てをより良い環境で行える取組が望まれています。

●設問19 近隣住民の助け合う活動について

最も多い回答は、「7. 日常の見守り、安否の確認や報告」であり、次いで「3. 雪かき」、「8. 災害時の避難誘導・支援、安否確認や報告」、「6. 話し相手」の順で続いています。日常生活の安心・安全の確保から、話し相手、災害対応、力仕事である雪かきまで、多様なニーズが挙がっており、生涯を通じて地域で暮らしていくための様々な課題にどのように対応していくかが問われていると言えます。

前回調査と同様の傾向であり、継続した支援が望まれます。

●設問20 不便に感じていること

最も多い回答は、「1. 買物する場所が遠く高齢になり車に乗れなくなった場合」であり、次いで「2. 冬雪が多く、道路等の除雪をする人がいない」、「3. 高齢世帯が多く、区等の役員の成り手がいない」となっています。

日常生活の交通の確保、道路除雪等日常の生活維持、近隣コミュニティ維持に不便を感じていることがわかります。

前回調査と比較し、道路等の除雪が増え、人口減少、災害時の支援に関する意見が減っています。

●設問21(新規設問) 孤独・孤立対策で重要なこと

最も多い回答は、「1. 住民が集まって交流する機会を増やすこと」であり、次いで「4. 見守り活動の充実」、「3. 社会活動に参加できる場の充実」、「2. 悩み事に関する相談機関の充実」となっています。

近隣コミュニティ維持に関する不安から、近隣の互助や助け合いに対する要請が高いことがわかります。また、近隣だけでなく第3者機関による相談など手が届く支援を望む意見が多いと思われます。

ボランティア活動、福祉教育について

●設問22 ボランティア活動への参加条件について

最も多い回答は、「1. 自分にあった時間や内容の活動であれば参加しやすい」であり、次いで「11. 自分が健康であれば参加しやすい」、「2. 自分の仕事や特技を活かせば参加しやすい」となっています。

時間や内容等、個々の状況に合わせた参加状況であることが参加への第一歩として捉えられています。また、仕事や特技などの特徴を活かすことも、これからボランティア推進方策として重視されています。

前回調査も同様の傾向にあり、継続した支援が望まれます。

●設問23 ボランティア活動の活性化に向け必要なこと

最も多い回答は、「1. 誰でも気軽に参加できるような内容の活動」であり、次いで「4. 情報をわかりやすく提供すること」となっています。

気軽な参加がまず必要であるとともに、情報を幅広く、親しみやすい形で提供することが必要との認識が示されており、ボランティアの輪を広げるための方策として、取り組んでいく必要性が認識できます。

前回調査も同様の傾向にあり、継続した支援が望まれます。

●設問24 福祉教育について

最も多い回答は、「1. 学校教育の中で学ぶ」であり、次いで「3. 地域の活動などを通じて学ぶ」、「2. 家庭の中で親から学ぶ」の順で続いています。

福祉を学ぶ場や機会としては、学校教育が最も重視されています。地域活動や家庭から学ぶという意見が多く、地域が学校教育に次いで主要な機会として、力を発揮すべき場であると考えられており、今後の福祉教育充実の方向性としても踏まえていく必要があると考えられます。

前回調査も同様の傾向にあり、継続した支援が望れます。

地域防災について

●設問25 災害時の備えで重要なこと

最も多い回答は、「1. 自分や同居する家族の避難方法の確認」、「2. 日頃からの隣近所とのあいさつや声掛け、付き合い」、「4. 地域での防災訓練の実施」となっています。

きめ細かな情報周知や地域支援に関する取組が望れます。

●設問26 地域防災の取り組みについて

「1. 知っている」が最も多い項目は、「(c) 災害時要援護者登録制度」であり、次いで「(b) 災害時支えあいマップ（災害時要援護者支援マップ）」、「(a) 自主防災組織」の順で続いています。

いずれも一定の知名度となっているものの、「(b) 災害時支えあいマップ（災害時要援護者支援マップ）」、「(a) 自主防災組織」では、「3. 知らない」という方もそれぞれ1～2割程度おり、機能や役割、使い方なども踏まえ、わかりやすく丁寧に周知し、十分な活用を促進していく必要があると言えます。

●設問27 災害時要支援者支援体制への期待

最も多い回答は、「4. 近隣住民の支えあいや助けあい体制の確立」であり、次いで「1. 防災に対する意識の高揚」、「3. 平時における見守り体制の強化」の順で続いています。

前回調査も同様の傾向にあり、近隣住民のつながりを高めることが大きく期待されており、要援護者支援を通じた地域ぐるみの助け合い、支え合いへとつなげていくことが、大きな課題として捉えられています。

第2章 総論

1 計画の基本理念

全ての市民がそれぞれの可能な形で地域福祉に参画し、全ての市民が、自分たちの生活する地域で、安心して充実した生活を送ることができるようするために、「地域のみんなが主人公」をキーワードに計画を進めます。次の4つの基本理念を柱として、計画の目的としています。

2 計画の目的

(1) 健康で安心して生活のできるまちづくり(誰もが安心して暮らせる地域に)

障がい者も健常者も、高齢者も若者も、女性も男性も、外国籍の人も全ての市民が、等しく安心して健康で暮らせるまちに『ノーマライゼーション^{※5}の理念の真の実現』を目指します。

(2) 福祉行政等サービスの充実(必要な人が必要なときに、必要なサービスを)

全ての人は、常にずっと誰の助けも借りずに自分の力だけで生活しているわけではありません。何らかの事情により、福祉サービスや他の人の支えが必要になった方が、スムーズに必要なサービス等を受けることができるような福祉社会の実現を目指します。

(3) ボランティアの推進(ともに助け合い支え合う地域に)

あらゆる立場や年齢の全ての市民が福祉に対する関心を持ち、善意による協力や支えが実施できる福祉社会の実現を目指します。

(4) 人権教育の推進(人としての尊厳を大切に)

福祉サービスを提供する際は、常にサービス利用者の尊厳を重視し、人権感覚を研ぎ澄まして対応することが大切です。そのために全ての市民が、その活動のあらゆる場において、相手の心を思いやるような人権意識の高揚を目指します。

※5 ノーマライゼーション：「障がいのある人もない人も、高齢者も若者も、誰もが等しく住み慣れた家庭や地域でお互いに尊重し合いながら、普通の生活ができるようにする」という考え方。

3 計画の基本的な考え方

(1) 計画の基本的な考え方

計画の目的を達成するために共通する地域福祉の基本理念を、第一次計画から踏襲します。

また、社会福祉法第107条に規定されている5つの基本的事項を柱として、国から示された計画策定指針などに基づき、地域住民の皆さんとの意見を充分に踏まえて計画を策定しています。

◆社会福祉法第107条の5つの基本的事項

- ①地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項
- ④地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項
- ⑤地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

(2) 計画策定の過程

(策定委員会の開催状況等)

年 月	項 目	内 容
令和5年 7月13日	策定委員の推薦依頼	15者(社会福祉事業者8者・社会福祉団体7者)
8月22日	計画策定業務委託契約	(株)みすず綜合コンサルタント長野営業所
9月12日	策定委員就任依頼	13者13名(社会福祉事業者8者8名・社会福祉団体5社5名)
9月11日～9月29日	アンケート内容検討	
9月27日	第1回計画策定委員会	正副委員長の互選、計画策定概要、アンケート調査について
10月5日～10月27日	アンケート調査実施・回収	
10月16日～11月20日	アンケート調査集計	64ページ以降のとおり
令和6年 1月12日	第2回計画策定委員会	計画素案について
2月5日	第3回計画策定委員会	計画案について
2月13日～3月8日	パブリックコメント	
3月末	計画決定	

4 施策の体系

中野市には、現在、6つの福祉関連計画と6つの福祉以外の関連計画があります。

本計画では、これらの計画のうち「中野市障がい者計画」、「中野市障がい福祉計画・障がい児福祉計画」、「中野市子ども・子育て支援事業計画」、「中野市老人福祉計画・介護保健事業計画」の福祉4計画を地域福祉計画の中の具体的計画として位置付け、さらに福祉と関わりの深い計画を関連計画と位置付け、一体的に捉え、地域福祉推進の具体的指針とします。

なお、対象者ごとの区分が明確にできないため、地域福祉の観点からみて既存の福祉4計画に盛り込むことが適切ではない重要課題については、本地域福祉計画において、明確に位置付けるものとします。

また、具体的数値目標等の設定が可能なものについては、それぞれの各計画において目標数値を定めることとなります。

◆関係する中野市の既往計画

【福祉関連計画】

- ・第3次中野市障がい者計画
- ・第7期中野市障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画
- ・第2期中野市子ども・子育て支援事業計画
- ・中野市老人福祉計画・第9期介護保険事業計画
- ・中野市地域防災計画（令和4年3月31日）
- ・第3次中野市スポーツ推進計画

【福祉以外の関連計画】

- ・中野市健康づくり計画「なかの健康ライフプラン21（第3次）」
- ・中野市いのち支える自殺対策計画（令和2年度～令和6年度）
- ・第2次中野市差別撤廃・人権擁護推進総合計画
- ・第4次中野市男女共同参画計画
- ・中野市まちづくり基本計画（令和5年4月）
- ・中野市・山ノ内町地域公共交通計画（令和4年8月）

5 計画の目標年度

中野市地域福祉計画は、市民の皆さんや様々な組織・立場の皆さんと行政（市）とが一緒になって、地域福祉を進めるために定める計画です。

この計画の目標年度は、令和6年度から令和10年度までの5ヵ年計画とします。

なお、前記の福祉関連計画とは、その制度の背景からそれぞれ計画期間が異なりますが、これらとの整合についても適宜配慮しつつ、推進していくほか、計画期間中、状況の変化により見直しの必要性が生じた場合には、適宜計画の見直しを行うこととします。

◆計画の期間

年度	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年	令和14年	令和15年
第4次中野市 地域福祉計画	<input type="checkbox"/> 策定	<input checked="" type="checkbox"/>									
次期計画 (予定)					<input type="checkbox"/> 見直し	<input type="checkbox"/> 見直し	<input checked="" type="checkbox"/>				
アンケート調査↑						↑計画策定					

6 地域の範囲・単位

地域福祉の範囲は、その個人の特性やニーズによって、小さな範囲である場合もあれば、大きな範囲の場合もあり、絶えず変化するものであると考えます。

このため、次に定める「福祉の担い手」がお互いに連携を密にし、「必要な人」が「必要な時」に「必要なサービス」を速やかに受けることができるよう努める、という理念を基本として、従来の縦割り意識から脱却し、横の連携を密にして、臨機応変に対応する必要があります。

このことによって、地域の範囲は、その都度、要援護者の福祉ニーズに合わせて自由に形を変えるものである、と位置付けることができます。

小さな範囲では、まず隣近所の関係があり、隣組や区組織などがあります。

大きな範囲としては、市域全般に及ぶものや、市域を越えて広域圏やもっと遠くに及ぶ場合も考えられます。

この地域福祉の概念が、近隣地域でも共通して培われることによって、市域を越えても同じ概念により、等しく同様の関係が保てることが望ましいと考えます。

7 福祉の担い手

地域福祉の担い手は、行政（市）や民生児童委員、市社会福祉協議会、各地区社会福祉協議会をはじめとして、あらゆる組織、組織に携わる人々とともに、地域に生活する市民一人ひとりであると考えます。

一人ひとりにできることはほんのささいな事であっても、地域の多くの人々が地域福祉に関心を持ち行動することによって、地域福祉の大きな原動力になることができます。

福祉の担い手として要援護者に対して福祉サービスを行う際に大切なことは、サービスを受ける人の立場になって援助を行うということです。

サービスの提供者は「してやる」的な考えに陥りやすい面がありますが、要援護者にかかわる全ての関係者が心を通わせ、質の高い福祉サービスの提供を心がける必要があります。

◆福祉の担い手

市、民生児童委員、市社会福祉協議会、各地区社会福祉協議会、区、福祉協力員（福祉推進員）、地区組織、隣近所、社会福祉法人、N P O法人^{※6}、民間企業、民間団体、福祉ボランティア団体など

※6 N P O法人：「N P O」とは「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称です。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を、「特定非営利活動法人（N P O法人）」と言います。
収益を目的とする事業を行うこと自体は認められますが、事業で得た収益は、様々な社会貢献活動に充てることになります。

第3章 地域福祉推進のために

1

地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

1-1 制度の狭間

ひきこもり、刑余者^{※7}等の社会的孤立者、ヤングケアラー^{※8}、不登校、ゴミ屋敷、障がい認定に至らない生きづらさを持つ者、保証人問題、ワーキングプア^{※9}、性的マイノリティ^{※10}といった高齢者、障がい者、次世代の分野別の単独制度では対応できない福祉課題への支援が求められています。

1-2 制度の狭間にある者への支援

制度の狭間にある者は、福祉サービスに繋がっていない場合が多く、問題が顕在化した時には、その者が抱える課題は複雑に絡み合い解決の糸口を見出しがちが困難な場合が多くなっています。

また、その者及び家族等の近親者でさえ課題を抱えていることを認識しておらず、支援を拒絶する傾向があります。

このような者が支援者の支援を受け入れたとしても、単独の制度では課題が複雑、多岐にわたる場合は対応が困難であり、支援を受ける者は生活状況が変わらないことへの不満を募らせ、支援者は解決を見通せない状況改善に憔悴し、支援が破綻することもあり得ます。

生活困窮者自立支援制度の開始により、対象者を明確化した公的給付を主な柱としてきた福祉制度は、福祉制度に繋がっていない者、制度の狭間にある者を支援対象としつつ横断的かつ、本人に寄り添う伴走型支援により制度の狭間にある者への支援を行うようになりました。

制度の狭間にある者が抱える課題の原因は、支援を受ける者と支援を行う者の長期に渡る共同作業の中で見い出される傾向があります。しかし、解決への支援には専門的機関も含めた多機関協働による解決が必要となっています。

1-3 今後の方針性

制度の狭間にある者であっても、支援を断らず、抱え込まず、放置せず、横断的かつ多機関が協働して支援することで、根本的解決に至らなくても寄り添い支える支援、地域の社会資源を活用した創造的な支援を行える体制づくりを行っていきます。

実費や交通費、さらにはそれ以上の金銭（謝礼など）を得る等の、有償ボランティア^{※11}の活用を検討していきます。

※7 刑余者：「刑余者」とは“刑罰を受けたことのある人”。罪を犯して刑務所に入所し、刑期を終えて出所した人や、刑期の3分の1を経過して仮釈放になった人。

※8 ヤングケアラー：ヤングケアラーとは、家庭内で病気や障がいを抱える家族のケアを担う子どもたちのこと。本来であれば大人たちが担うべき役割を負担している子どもたちは、学校生活や友人関係、そして未来の夢といった幼少期・青少年期に享受すべき多くの機会を失ってしまい、単なる家庭の問題ではなく、社会全体で取り組むべき重要な課題となっている。

※9 ワーキングプア：正社員やフルタイムで働いているにも関わらず、生活保護の水準以下の収入が得られない就労者層のことをいい、「働く貧困層」と呼ばれている。

※10 性的マイノリティ：L G B Tともいう。同性が好きな人や、自分の性に違和感を覚える人、または性同一性障害などの人々のこと。「セクシュアルマイノリティ」、「性的少数者」ともいわれる。

※11 有償ボランティア：一般的には自発的な意志に基づき他人や社会に貢献する行為をボランティア活動というが、有償ボランティアは、実費や交通費、さらにはそれ以上の金銭（謝礼など）を得て活動している。新しい社会活動と言える。

地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

2-1 中野市における福祉サービスの課題

(1) 様々な課題

現在、中野市では、高齢者、障がい者、次世代などの分野別福祉に関する計画に基づき様々な福祉施策を実施しています。

こうした分野別の福祉課題については、各分野の計画において対応することとし、本計画においては、地域生活課題について、福祉の視点で横断的に把握、整理していく必要があります。

(2) 地域福祉の観点からみた重要課題

地域福祉に関わる重要課題として、現状を踏まえると次のような点を挙げることができます。

① 地域住民の生活のための交通手段確保について

様々な理由により交通弱者と呼ばれる交通に不便を感じている人がいます。バスや電車の路線から外れている地域では、以前から交通手段の確保が大きな課題としてあります。このような状況をどのように改善していくかが求められています。

② 地域住民同士の相互交流やボランティア活動の活性化について

個人や世帯の生活様式の多様化等によって、地域住民相互の交流が希薄になりつつありますが、地域福祉推進の観点から考えると、地域に居住する住民同士の交流が、より一層活発になることが求められます。

例えば、除雪についても、高齢者世帯や障がい者世帯などの住居の玄関から公道や子どもたちの通学路になる歩道の除雪など、地域住民同士の助け合いや地域のボランティアによって行われることが求められています。

③ 人口減少に伴う地域福祉への影響について

今後高齢化がさらに進み、少子化の影響により人口が減少していることから、地域福祉活動及び行政運営上でも影響があると考えられています。

④ 新型コロナウイルス感染症拡大による、福祉社会活動制限に対する対応

外出自粛により様々な地域福祉活動が制限され、イベント等の開催制限、家庭におけるドメスティック・バイオレンス^{※12}の増加、テレワークやオンライン会議等により、人とのつながりの希薄化等が懸念される中、「社会的なつながり」を保つ方策の検討等が必要となっています。

※12 ドメスティック・バイオレンス（D V）：（Domestic Violence）配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力行為のこと。配偶者からの暴力を防止し、被害者の保護等を図ることを目的として制定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」は、「D V防止法」と呼ばれます。

2-2 福祉課題の解決・達成のための戦略

2-1に掲げた様々な福祉課題を踏まえて、社会福祉法に定める地域福祉推進の観点から、それぞれの課題の解決に向けた体制を整えるとともに、その対象者に関わる「福祉の担い手」ごとに、あるいは相互の連携によって、可能な限り最善の策が講じられるように努めます。

福祉の担い手としては、次のような区分が考えられます。

- ・行政が取り組むべきもの
- ・市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会が取り組むべきもの
- ・社会福祉法人やN P O法人、その他の福祉活動を行う団体が取り組むべきもの
- ・民生児童委員や隣近所、行政区組織などが取り組むべきもの
- ・それぞれが連携して取り組むべきもの

行政や社会福祉協議会が中心となって行うべき課題については、それぞれの担当機関において、企画部門、財政部門との整合を図りながら、施策の充実に努めます。

N P O法人や福祉ボランティアについては、それぞれの福祉活動が効果的に行われるよう環境を整える必要があります。

地域住民が行うべき課題については、市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会が中心となって、行政区組織等にも協力をいただき、地域住民自らが地域福祉活動に積極的に取り組むことができるよう、地域住民の福祉意識の高揚を図るよう努めます。

さらに、それぞれの個人や組織の相互連携機能を高める必要があります。

生活の中で、近隣住民との支え合いや交流、ボランティア活動が自然と行えるようになることが望ましいと考えます。

真の地域福祉は、単に福祉行政の諸施策を当該要援護者に該当させるだけではなく、その要援護者に関わる全ての人々とが心を通わせて、真摯に応対することがまず地域福祉の始まりであると考えます。

山積する課題は、財政面や市民意識に関わるものなど、いずれも大きな課題であり、すぐに解決できないものがたくさんありますが、地域福祉の向上に取り組んでいきます。

なお、地域の福祉課題とは性質が若干異なりますが、高齢者世帯や障がい者世帯の生活を支え

る年金制度については、当該世帯の生活の基盤となる重要な制度であるため、機会を捉えて国・県に対し年金制度の安定給付について要望するとともに、市民に対し年金制度の周知・啓発に努めます。

[参考：活動例]

「なかのなっちょ隊」の活動（生活支援体制整備事業 第一層協議体）

生活支援体制整備事業 第一層協議体とは、中野市全域を対象に「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」と「協議体」を配置して、地域住民の「互助」による助け合い活動を推進することで、地域全体で子どもや若年層、高齢者の多世代の生活を支える体制づくりを進めています。

これまで「つながりづくり（防災ウォークラリー）」、「生活支援の助け合い（東吉田お守り隊）」、「交流居場所づくり（なっちょカフェ）」などの活動が実施されています。

（1）要援護者の把握・対策の充実

- 災害対策基本法の改正により、災害時等に自ら避難することが困難で、特に支援を要する方の名簿として避難行動要支援者名簿を作成することが義務付けられたことから、当市においてもこの名簿を作成することとなり、「中野市避難行動要支援者名簿に関する条例」を制定しました。（令和3年8月1日施行）
- 避難行動要支援者名簿の対象者は、在宅の次のいずれかに該当する方です。
 - ① 介護保険法に規定する要介護認定3以上
 - ② 身体障害者手帳1級及び2級所持者のうち、視覚障がい者、聴覚障がい者並びに下肢・体幹の機能障がい者
 - ③ 療育手帳A所持者
 - ④ 精神障害者保健福祉手帳1級所持者
 - ⑤ 支援を必要とする難病患者
 - ⑥ 上記以外で支援を必要とする者として市長が認めた者
- 地域の民生児童委員や主任児童委員、福祉協力員などの皆さんの知識や援助能力の向上、小地域ネットワーク活動の組織や機能の充実を図り、日頃の要援護者の情報を的確に捉える必要があります。また、要援護者の情報が、地域住民から適切に援護の実施者（福祉の担い手）に伝達されるよう、それぞれの連絡・協調体制を整えておく必要があります。
- 様々な福祉に関する個人への関わり方については、「家族、隣近所、組、行政区、小学校区単位、中学校区単位、市」と様々な単位が考えられます。
- ニーズに対し、可能な限り速やかに問題解決を図るために、それぞれが有機的に機能し、機敏に対応できるよう努め、情報を共有することが必要です。また、上記の捉え方のほか、学校や保育所、職場、各種サークルなどの組織が考えられます。このような組織においても、

日々の関わりのなかで、必要に応じ適切な対応ができるよう日常の目配りが必要です。

- これらのことは、孤立、虐待、ひきこもり、サービス利用拒否などの福祉サービス利用に結びついていない要援護者への対応についても同様です。それぞれの地域住民同士の関わりなどを通して、声なき声に耳を傾けて、適切な福祉サービスに結びつけることが必要です。また、自然災害等緊急時における災害弱者の救出・避難誘導等についても、日頃から心がけておく必要があります。
- 災害や緊急事態の際の対応については、区や隣近所のつながり等に期待される役割も高いことから、地域における緊急時の相互扶助体制の確立が大切です。このため、日頃から災害弱者の把握に努め、不測の事態に備えるよう努めます。さらに、組織的でスムーズな要援護者向けの対応を行えるようにするため、地域防災計画における要援護者対策の検討・位置付け等と連携しつつ、安全・安心な地域環境づくりを進めていきます。

(2)相談支援体制の充実

- 福祉サービスが必要な方に対し、そのニーズを調査し、必要なサービスを速やかに実施するためには、相談支援体制の充実が大切です。要援護者に対する聞き取り調査等を通じ、不便や不安等、福祉の視点に基づく生活ニーズの把握に努めます。
- 様々な福祉ニーズには、隣近所の人々がほんの少し手を貸すことで自立できる場合や、専門的な福祉サービスや介護保険サービスの利用が必要となる場合など、対応は、ケースごとに異なります。最初に相談を持ちかけられたときに、それぞれの立場で、必要な助言をするとともに、必要な場合には、行政や社会福祉協議会などの専門機関に速やかに連絡するなどの連携が必要です。
- 地域では、民生児童委員が地域の相談役として大きな役割を担います。それぞれの立場で、知識や資質の向上に努め、適切な対応を図る必要があります。さらに、地域住民はそれぞれの要援護者との関わりのなかで、誠意をもって対応することが必要です。また、専門機関の職員も、その専門性を一層高めるとともに、要援護者の立場に立った親身な対応が望まれます。
- なお、要援護者に関わるそれぞれの立場の人々が、要援護者のプライバシーに十分配慮した対応を心がけることが必要です。

・包括的な支援体制整備

高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、地域住民の生活課題は様々な課題が絡み合い、複数の分野にまたがってきています。このような課題に対し、「住民に身近な圏域」において、①地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備、②地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備、③多機関の協働による包括的な相談体制の構築の実施等を通じた、包括的な支援体制の整備が求められています。

本市においても、地域包括支援センター、北信圏域障害者総合相談支援センター、こども家庭センター、生活就労支援センター等により分野をまたぐ相談支援体制の整備が行われてきています。

地域共生社会の実現のためにも、「地域課題の解決力の強化」、「地域丸ごとのつながりの強化」を進め、地域住民、事業者、NPO法人、行政といった者が地域づくり、地域福祉の推進、地域の福祉課題の解決のため一体となった支援体制を作っていく必要があります。

また、上記の①から③までを個々に縦割り又は点として実施するのではなく、互いに連携と協働によって我が事とし、面として実施するため、地域福祉の推進を担う者達が一体となって課題解決を進める包括的な支援体制整備及び各制度を横断的、総合的にコーディネートする役割を担う中核となる組織の整備を進めていきます。

(3) 必要なサービスの提供

- ・要援護者の発見から要援護者との面談を経て、必要な福祉サービスを提供します。
- ・サービスには、様々な種類や形態がありますが、本人の意向を十分に踏まえ、必要な福祉サービスの提供に努めます。なお、様々な福祉サービスのうち、申請行為を必要とするものについては、申請書様式の簡素化を図るとともに、老齢や障がい等によって申請書の記載が困難な場合には、申請者の意思を確認のうえ、担当者が代筆するなどの配慮が望まれます。
- ・課題や要望があるにも関わらず、制度やサービスが整っていないものについては、福祉の担い手が、それぞれの立場の中で、可能な限りのサービスの提供が望まれます。
- ・福祉サービスは、専門の福祉サービスや介護保険サービスとともに隣近所の見回りなどの肩肘の張らないサービスも含め、様々なサービスが機能し合うことが大切です。このためには、行政と社会福祉協議会、地域住民などが必要に応じケース処遇検討会議の開催や意見交換の場を持つなど、要援護者の意向を十分に踏まえながら、それが有機的に機能するよう努めます。
- ・さらに、新聞や郵便物等を配達する際に、それらの人々が何らかの異常に気づくことも効果的です。このように、様々な立場の人が、気配りをすることによって、地域の「福祉力」はますます高まることが期待されます。
- ・現在、見守りやサービス提供は、関係事業体の協力のもとに高齢者の見守りを実施し、併せて徘徊SOSネットワーク事業を実施（平成29年4月より広域実施に展開）、また、中野市社会福祉協議会によるフードバンク事業等を実施しています。

(4) 自助努力、支え合い

- ・地域福祉を個人として考えた場合に大切なことは、個人の自立に向けた行動や努力です。要援護者が、人に頼り切るのではなく、自分でできることは自分でする、あるいは自分にできないところは人の手助けを受けても、できる部分では人の役に立つ、という考えです。この

ことは、個人の能力維持、日常生活での生きがいにも結びつく、極めて大切なことだと考えます。これは一方では、必要なサービス提供と相反する見方もありますが、サービスの提供と自助努力のバランスの取れた関係こそが望ましいものであると考えます。

- 近年核家族化・少子化が進行し、地域関係が疎かになりつつあります。このような状況にあっても「支え合い」は、隣近所とのよい付き合いがあって初めて成り立つものです。地域社会のなかで、住民同士が相互理解のもと、支え合いの関係が築けるよう、お互いに努力することが必要です。

(5)課題の解決のために

① 地域住民の生活のための交通手段確保について

自動車を運転できない、公共交通も利用が難しい等の交通弱者への支援のあり方について検討をします。個人の状況、財政面の問題や、道路運送法との関係等様々な角度から検討し、実施可能な方策を講じていきます。

また、買い物等は介護福祉サービスや宅配サービス等の民間業者等のサービスが充実してきており、そのようなサービスを利用して補うことについても検討をしていきます。

市では、ふれあいバス、お出かけタクシー、シルバーいきいき応援券給付事業を実施しています。また、ライドシェア規制緩和の動向を注視します。

② 地域住民同士の相互交流やボランティア活動の活性化について

あらゆる機会を捉えて、地域住民の意識の高揚を図り、社会福祉活動への参加促進を図ります。
(詳細は、P38 「4. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項」に記載)

③ 少子高齢化に伴う人口減少が及ぼす地域福祉への影響について

人口減少は市全体の問題であることから、婚姻届出件数及び出生数の増加に向けた政策の検討をします。

(政策の検討事項)

婚活支援づくり

少子化の原因として、晩婚化、晩産化、結婚をしない方が増えている状況であることから、子どもを産み育てる環境を整えるとともに、官民連携した多様な出会いの場の創出について検討します。結婚に対する当事者の前向きな姿勢を育成するため、「婚活」の前提として必要な“結婚能力や意識”の育成、教育段階における「婚育」教育など、諸活動に対する支援等について検討します。

(6)新しい課題に対応した体制づくり

(今後の検討事項)

① 8050問題に対処するために

8050問題は、経済難から生活の困窮や当事者の社会的孤立、病気や介護といった問題によって親子共倒れになるリスクが指摘されています。原因として、「職場になじめなかった」、「病気」、「就職活動がうまくいかなかった」などがあり、子どもが親から自立するための精神科医・臨床心理士などの専門家によるケア、職業訓練を通した自立感の育成、継続したサポートが望まれます。

予防の視点は、ひきこもりを続けている人は、同じ境遇の人と一緒に生活をし、ゆるやかに人と関わり、孤立から脱却し、多くの情報に触れながら、自立に向けた計画を立てられる環境を提供していく必要があります。自立しないといけないと考えている人が多く、一歩を踏み出すために色々な行政や支援団体に相談することが重要と考えます。

[参考：活動例]

NPO法人「ぱーむぼいす」の活動

個々の状況に応じた、きめ細やかな一人ひとりの社会的自立をめざし、個々に応じた青少年の自立を目指した支援・対応。[北信地域を中心に活動。相談事業、小・中学生の学習支援、居場所支援、若者のための高卒資格取得や就職に向けての支援]

平成21年に、青少年とその保護者や関わる先生方を応援したいと考えた人たちが集まり設立。

当法人では、社会生活に不安感や困り感を持つ青少年の居場所、学ぶ場づくりを中心とした活動、それらの問題や不安などを持つ保護者の方々からの相談対応、必要に応じて、医療機関やその他各種関係行政・団体機関との連携。

[参考：国の対策・支援]

国の対策・支援としては、66の都道府県、政令指定都市に行政・ハローワークなど関係機関と連携した「ひきこもり地域支援センター」や、各県や市町村にて地域に潜在する当事者の早期発見を促す「ひきこもりサポーター養成研修事業」、研修修了者が当事者宅を訪問する「ひきこもりサポーター派遣事業」などが設置されています。

② 生活困窮者対策

- 生活保護を必要とする世帯の実態と要望を的確に把握しながら、生活保護制度の的確な運用を図ります。
- 生活困窮者自立支援制度において、地域における生活困窮者の早期把握や見守りのためのネットワークを構築し、孤立する人がいない地域づくりを進めます。
- 「まいさぽ中野」の事業を中心に、生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に対応する寄り添い型の総合相談体制や、関係機関との支援ネットワークづくりに取り組みます。
- 自立相談支援事業・就労支援事業・家計改善支援事業を基本とし、生活困窮者とその家族も含めた支援に取り組みます。

- ・福祉課題がますます多様化・複雑化する中で、福祉法人や社会福祉団体と協力しながら、今まで以上に地域公益事業を展開していきます。
- ・子どもの居場所づくりの活動を推進している機関や団体の取組を支援します。

③ 自殺予防対策

- ・身近な人の自殺のサインに気づき、その人の話を受け止め、必要に応じて専門の相談機関につなぐ、ゲートキーパーの役割を果たせる人を増やすなど、自殺を未然に防ぐことができる地域づくりを進めます。

④ 再犯防止対策

- ・保護司会と連携し、対象となる人の社会復帰に向けた取組と再犯防止に向けた取組を、国の「再犯防止推進計画」を踏まえて実施します。

⑤ 災害時の支援体制

- ・社会福祉協議会、自治会、民生児童委員（福祉推進委員）等の協力を得て、要援護者（災害時等に配慮が必要な人）の台帳整備をするとともに、要援護者を地図に示した住民支え合いマップについて、作成地域の拡大・充実を図る等、災害弱者支援策の一層の推進を図ります。
- ・災害時の要支援者については、個人情報保護に留意しながら市の対策本部など関連部局、区長・民生児童委員、社会福祉協議会、中野警察署、中野消防署に情報提供し、避難支援等を円滑に行います。
- ・日本赤十字社等が実施している救急法の講習会への市民の参加を促し、災害時等に応急手当ができる人を増やします。
- ・災害時に、避難者の中でも特に配慮を必要とする高齢者や障がいのある人等が、対象となる福祉避難所の確保に努めます。

3 成年後見制度に基づく権利擁護(中野市成年後見制度利用促進基本計画)

国では平成29年3月24日、成年後見制度^{※13}の利用の促進に関する法律（以下「促進法」という。）に基づく、成年後見制度利用促進基本計画を閣議決定し、市はこれに基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策について、基本的な計画を定めるよう努めることとされています。

このため、認知症、知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が十分ではない方の権利を守るため、成年後見制度利用促進基本計画を以下のとおり策定し、総合的な支援体制を整備します。

3-1 現状と課題

現在の成年後見等の申し立て利用状況を見ると、成年後見制度の利用者数は、近年増加傾向にあるものの、その利用者数は認知症高齢者等の数に比較して少なく、また、申し立ての動機においても、「預貯金の解約」や「介護保険契約（施設入所）のため」が多くなっています。そして後見・保佐・補助と3つの類型がある中で、後見型の利用者が全体の8割を占めています。

成年後見制度の課題としては、身上保護等について福祉的視点が十分でない場合があり、後見等の開始後に、本人やその親族、さらには後見人を支援する体制が十分に整備されていないため、福祉的観点からの十分な助言が行われていない場合があり、制度の利用者が、利用のメリットを実感できていないケースが生じています。

このため、成年後見制度の適切な理解と普及に努め、市民への周知とあわせて、制度の利用を必要とする高齢者や障がい者等の把握に努め、適切な制度利用を進めていく必要があります。

3-2 施策の方向

市では、成年後見制度の利用の促進に関する法律及び成年後見制度利用促進基本計画に基づいて、利用者がメリットを実感できるように成年後見制度を総合的かつ計画的に推進します。

また、今後、国から新たな施策や方針が示された場合でも柔軟に対応し、認知症、知的障がい、精神障がいで、権利行使に不安のある方の権利を擁護し、必要なサービスが行き届くよう、北信圏域権利擁護センターや関係機関との連絡調整を図りながら、制度の周知と利用促進を図ります。

① 成年後見制度の普及・啓発

ひとり暮らし高齢者、認知症等の高齢者の増加に伴い、今後、この制度の利用増加が見込まれるため、相談や制度についての普及・啓発をさらに進めます。

② 成年後見制度利用のニーズの把握

市内において、成年後見のニーズがどれくらいあるのか把握の方法を検討し、状況の把握に努めます。

③ 相談体制の整備

平成27年度に北信圏域6市町村（中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村）が共同で、北信圏域権利擁護センターを設立し、その運営を特定非営利活動法人北信Mねっとに委託しています。

北信圏域権利擁護センターでは、市民からの相談に応じ、また成年後見制度の普及・啓発や法人後見の受任も行っています。今後も市民が安心して利用できる成年後見制度の相談体制を整備します。

④ 市民後見人の育成

市民の中から成年後見人候補者等を育成し、成年後見制度の円滑な運営を図るように努めます。また研修を修了した後も、成年後見の実務を習得し、スキルの向上ができるような機会を設けるよう検討します。

⑤ 審議会、中核機関の設置

成年後見制度の利用の促進に関し、令和3年度に中野市成年後見制度利用促進に伴う中核機関事業の実施に関する要領を定め、北信圏域権利擁護センターに中核機関の機能を北信圏域6市町村が共同で設置し、保健、医療、福祉及び司法を含め、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築等を行っています。

⑥ 地域連携ネットワークの構築

市民の権利擁護の支援のための地域連携ネットワークの構築に努めます。

北信地域において権利擁護の推進を成年後見制度等の適切な運営及び効果的な地域連携ネットワークの連携体制強化を図るため、北信圏域成年後見制度等地域連携協議会を設置し、適切な成年後見人等候補者選定のための受任調整に関する事等を行っております。

⑦ 成年後見制度利用支援事業

認知症や知的障がい、精神障がいにより判断能力が十分でなく、成年後見人となる親族がいないことで、日常生活の意思決定の不安や、福祉サービス等の利用に支障がある方を対象に、成年後見等開始審判申立てを市長が行い、その申立てに要する費用及び成年後見人等への報酬費用の助成を行います。

⑧ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、法人後見の活動を支援することで、権利擁護を図ります。

現在は北信圏域権利擁護センターにおいて法人後見を受任し、後見等業務を行っています。

<後見人支援機能>

- 日常的な相談
- 意思決定支援、身上保護を重視した後見活動が円滑に行われるための後見人支援
(家庭裁判所単位での権利擁護支援ネットワークの機能になるものと思われる)
- チームに加わる関係者への研修
(意思決定支援、身上保護を重視した後見活動が円滑に行われるための後見人支援についての研修)
- 家庭裁判所との連携
(本人の福祉・生活の質の向上の観点から、本人と後見人との関係がうまくいっていない場合や、他の支援体制へ切替えが望ましい場合、新たな後見人候補者推薦等や家庭裁判所との連絡調整)
- 移行型任意後見契約の発効の必要性への支援
(任意後見監督人選任の申立てが必要な状態で移行型任意後見契約の存在を発見した場合の支援)

⑨ 日常生活自立支援事業の利用促進

判断能力が十分でない高齢者や、知的障がい・精神障がいのある方などに対し、中野市社会福祉協議会が実施する福祉サービスの利用援助や日常生活上の手続援助、日常的金銭管理、書類等の預かり等の支援を行うサービスについて制度を周知するとともに、利用が必要と思われる方をサービス利用へとつなげていきます。

※13 成年後見制度：認知症、知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が十分ではない方を保護するための制度。

判断能力が十分ではない方は、財産の管理や身上監護についての契約や相続などの法律行為を行うことが困難です。このため、本人に代わって契約を締結したり、誤った判断により締結した契約を取り消す等の権限を成年後見人に付与し、日常生活を支援します。

4 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

4-1 様々な事業者の社会福祉への参加促進

従来、福祉施策は、行政と社会福祉協議会や社会福祉法人などが中心となって行ってきましたが、介護保険制度の発足以降、民間企業やNPO法人などが積極的に参画しようとする動きが顕在化しています。

地域福祉の充実という観点から考えると、民間企業やNPO法人などの福祉事業への参画が今後ますます活発化することが望まれています。

また、多くの事業者が福祉事業に参画することにより、それぞれの組織が、地域福祉に関して互いに競合することにより、サービスの質の向上につながることが期待されます。

このためには、福祉事業への参入希望団体に対する適切な情報提供、NPO法人化を目指す団体に対し、行政と市社会福祉協議会が連携して、適切な指導の充実に努めることが重要です。

4-2 福祉ボランティアの育成

市内には、NPO法人等として福祉事業を行っているものもあれば、法人格を有しないで、様々な福祉活動を行っている福祉ボランティア団体と個人ボランティアが存在します。

これらの皆さんには、従来から様々な形で、福祉に参画していただきてきましたが、会員の高齢化などの問題を抱える団体もみられます。地域福祉の推進においては、これらの団体等の活動は支援の担い手としてその役割は一層重要なになってきており、各団体それぞれの特徴を活かし、互いに役割を分担・補完しながら連携して取り組むことが必要です。

このようなことから、市社会福祉協議会や市ボランティア連絡協議会が中心となって、これらの団体や個人の育成とともに、相互の連携を図る必要があります。

4-3 公的サービスとの連携

地域福祉の充実において、このような民間企業やNPO法人、福祉ボランティア団体などによるきめ細かな福祉サービスと、市や市社会福祉協議会などが行う公的サービスとの連携は不可欠です。それぞれの団体が独立して行う福祉活動と同時に、相互が連携することにより、大きな力を発揮することができます。

そのためには、地域福祉の総括的な推進のためのネットワークづくりが不可欠であり、プライバシーに配慮しながら、様々な課題を地域で共有し対策を講じる福祉サービスの連絡会議や、要援護世帯のケースごとに行われるケース処遇検討会議などの開催も有効です。

地域福祉推進のためのネットワークづくりには、市社会福祉協議会が中心的な役割を担う必要があります。

5 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

5-1 地域住民、ボランティア団体、NPO法人等の社会福祉活動への参加の重要性

これから地域福祉を考えるとき、様々な立場の団体や個人の皆さん、いかに効果的に地域福祉に関わることができるかが、地域福祉充実の大きな鍵を握っているということができます。

例えば、独り暮らし高齢者の場合など、加齢とともに日常生活の様々な部分で手助けが必要になってくることが考えられ、このようなとき、地域や隣近所がどのように関わり、どのように支えていくかが問われます。

公的な福祉施策だけではサービスに限界があるため、在宅生活を安全に送ることができません。このようなとき、様々な皆さんの社会福祉活動は、公的な福祉サービスでは補いきれない部分を補完し、さらに、要援護者的精神面でも大きな支えになることが可能です。

このような観点から、地域住民やボランティア団体、NPO法人等の社会福祉活動への参加が重要になってきています。

5-2 地域住民、ボランティア団体、NPO法人等の社会福祉活動参加の促進

近年、区長等地域役員、民生児童委員のなり手不足傾向が問題になっています。そこで、それぞれの立場の団体や個人が、日常の様々な場面で、福祉的活動を行うことができるよう、あらゆる機会を捉えて、地域住民の意識の高揚を図り、社会福祉活動への参加促進を図ります。

- ① 市社会福祉協議会が進める小地域ネットワーク事業や地区社会福祉協議会活動などをとおして、地域住民の福祉への関心を高めるとともに、ネットワークの人の輪を広げる活動を支援します。
- ② 市社会福祉協議会が設置するボランティアセンターの機能の充実が期待されるとともに、福祉に関するイベントや広報活動を通じて、市民意識の高揚を図ります。
- ③ 地域でのあいさつをとおして、日頃から地域住民同士の心のふれあいを目指します。
- ④ 学校での福祉教育や育成会活動などをはじめ、障がいのある方等との交流を通じ、福祉に関する意識の向上を図ります。
- ⑤ 中野市介護支援ボランティアポイント事業を実施していきます。
- ⑥ 地域社会の福祉向上や人権啓発の住民交流拠点とするコミュニティセンターとして、市人権センターを位置付け、人権教育の推進、地域福祉活動に住民の参加を推進します。

5-3 福祉ボランティア活動に対する危険回避

地域住民が様々な形で地域福祉活動に安心して参加できるようになるためには、万が一の時に対する備えが必要です。

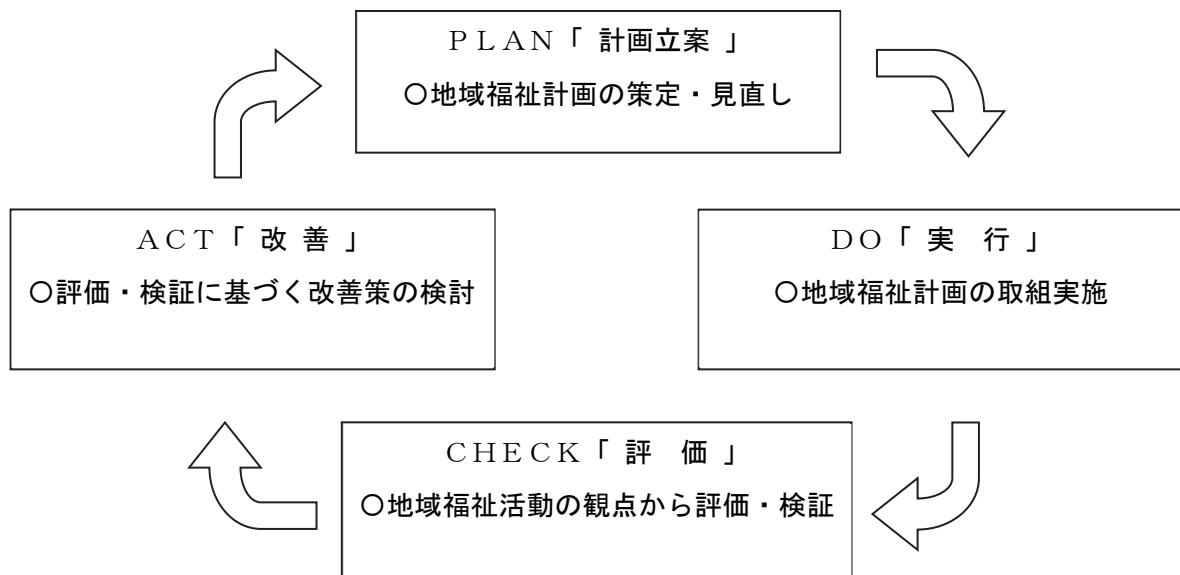
例えば、通院のための送迎ボランティアの際に、事故等が発生した場合を想定して、各種保険に加入するなどの情報を提供することが大切です。また、保険加入に関わる負担が、ボランティア活動の妨げとならないよう環境整備を図ることも必要です。

ボランティアの形態によっては、危険が少ない活動もありますが、いずれにしても、ボランティア活動を行う皆さんの善意が報われるよう、配慮をする必要があります。

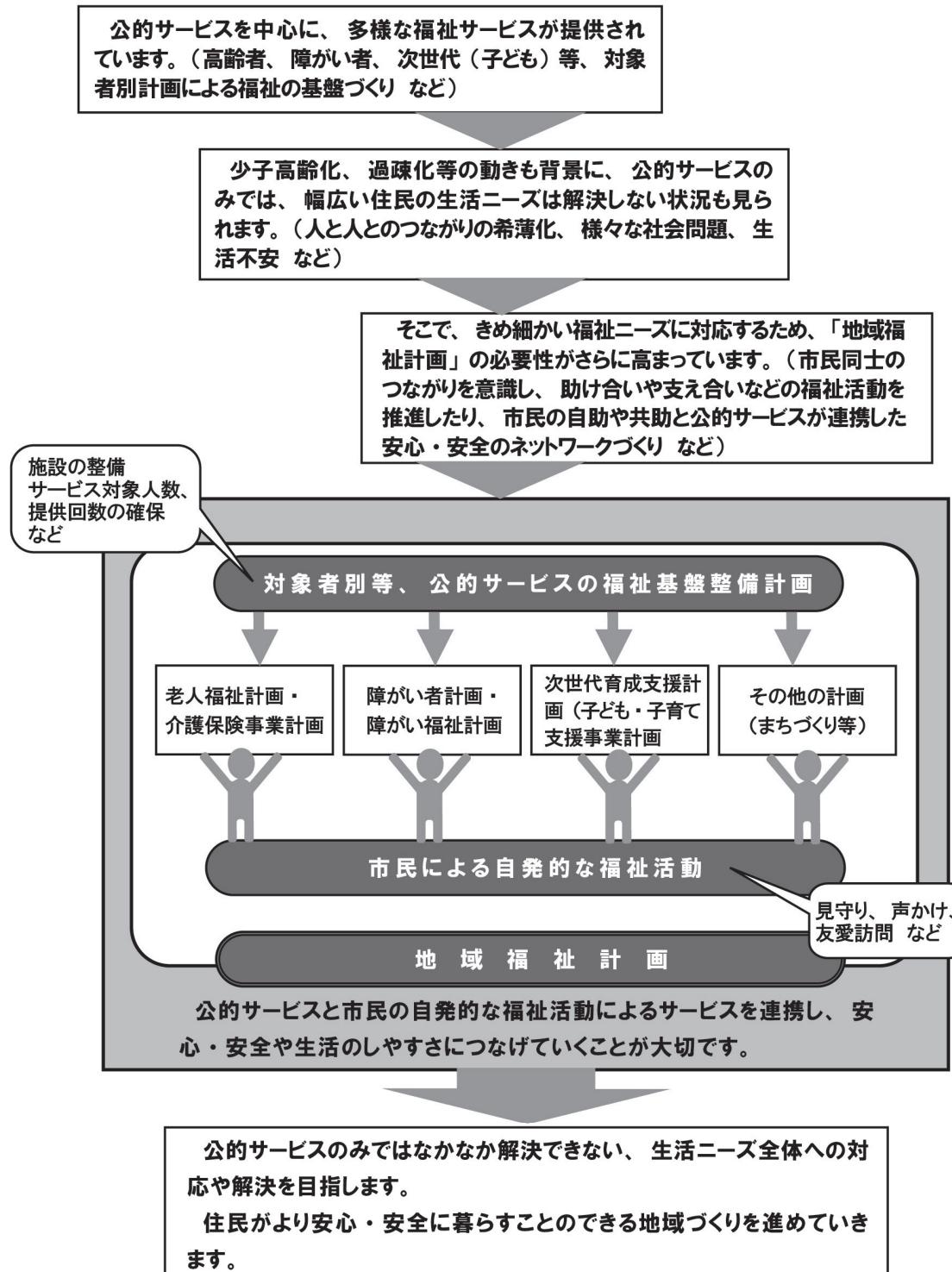
6 地域福祉事業の推進に関する事項

地域福祉業務は、行政一事業者一市民の三位一体体制で進めますが、常に事業成果の確認と改善について検討し、中野市にあった事業とする必要があります。そのため、PLAN「計画立案」後は、DO「実行」⇒CHECK「評価」⇒ACT「改善」⇒PLAN「計画立案」というサイクル（P D C Aサイクル）を構築し、計画を着実に進めます。

また、計画期間中であっても必要に応じ計画の見直しを行います。



◆今、あらためて、地域福祉計画とは？（イメージ図）



1 市社会福祉協議会と各地区社会福祉協議会

現在、市内各地域で進められているふれあいのまちづくり事業や小地域ネットワーク事業では、福祉協力員の組織化や生活に支援が必要な方への見守りや助け合い、ふれあいサロンなど、地域の特色や人材を活かして、独自の活動が進められています。

このような組織や仕組みが、たくさんの地域住民の皆さんから、支持と参加を得て活発になっていくことが期待されます。そして、このような流れが地域住民相互の助け合い精神の醸成につながっていくものと考えます。

地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参加し、地域をともに創っていく地域共生社会の実現ためにも、市社会福祉協議会と各地区社会福祉協議会が、これから地域福祉を推進するうえでの中心的な役割を担うことが期待されます。

2 ボランティア団体や個人ボランティアの育成

中野市社会福祉協議会が行っている様々な活動は、ボランティア団体の育成や相互の連絡調整、ボランティアの養成や研修、ボランティアに関する広報・啓発など様々な活動を行っていますが、ボランティア活動に参加していない市民の潜在的な力をいかに引き起こすかが、地域福祉充実の鍵であるということができます。

この事業が充分に機能することによって、地域住民の互助精神の醸成と地域福祉への参画が得られ、地域の「福祉力」が高まることを期待されています。

さらに、福祉活動を行う社会福祉法人、民間企業、NPO法人、ボランティア団体などの総合的な調整や相互の連携などについても、市社会福祉協議会が中心となって行うことにより、一層効果的に機能することが期待されます。

なお、地域の支え合いを実現するためには、地域通貨などを含め様々なボランティア活動を地域で活かすことができる仕組みを研究することが期待されます。

また、団塊世代は既に定年退職していることから、ボランティア活動の担い手として積極的に働きかけることや受け入れる下地づくりの活動が求められます。

活動先に赴く交通費、必要な材料費、活動中の食費などの実費の弁償は報酬としていない従来の無償性ボランティア活動に対し、ボランティア活動に金銭を求める有償ボランティアの動向がみられます。

有償ボランティア活動は、実費や交通費、さらにはそれ以上の金銭（謝礼など）を得る活動であり、このような社会活動スタイルにより、活動可能層の拡大を可能にします。

◆中野市社会福祉協議会が行っている様々な活動

1 ふれあいのまちづくり事業

住み慣れた地域や家庭で、その人らしく、自立した生活ができるように小地域での見守り、支え合い、助け合い活動を推進し、関係機関と連携しながら、問題の早期発見、解決を目指す地域住民主体の地域福祉活動^{*14}を推進しています。

2 ボランティア活動推進事業

ボランティア活動への関心と参加意欲の高まっている中で、誰でも気軽にボランティア活動に参加できるよう、ボランティアコーディネーター^{*15}を配置し、ボランティアの養成研修、情報提供、活動支援を行っています。

3 福祉サービス利用援護事業(日常生活自立支援事業)

福祉サービスを利用するときに自分で判断することが充分でない人（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等）に対して、本人との契約により、サービス利用の手伝いや、金銭管理等の支援を行っています。

4 資金貸付事業

低所得者、障がい者、高齢者等の世帯に対し、経済的自立と生活意欲の助長、社会参加の促進を図るために必要な資金の貸付を行っています。

- くらしの資金、生活福祉資金

5 共同募金配分金事業

共同募金は、毎年10月1日から12月31日の間募金活動を行い、市民の皆さんから提供いただいた寄付金を福祉団体などへ配分、生活困窮者支援などを行っています。

- 元気の出るまちづくり応援事業、フードバンク事業、子どもカフェ・子どもの居場所作り事業

6 日本赤十字事業

非常災害時の福祉活動、救急法・家庭看護法の講習など、幅広い赤十字活動を展開しています。

7 介護保険事業

介護保険事業者として、次の事業を行っています。

- ホームヘルプサービス事業
- デイサービスセンター運営事業（さくら）
- 居宅介護支援事業（ケアプラン作成・管理）

8 受託事業

(1)各種相談事業

複雑化する社会の中から生じる各種の相談に応じています。

- 法律相談、結婚相談、心配ごと相談、福祉相談・ボランティア相談

(2)ふれあいセンター事業

次の施設の運営を行い、障がい者や障がい児の機能訓練や作業訓練、介護予防を通じて、福祉の増進を図っています。

- 身体障がい者福祉センター
- 心身障がい者共同作業訓練施設「竹馬」、永田分場「たんぽぽ」
- 心身障がい児母子通園訓練施設「いちご学園」
- さんさん館

(3)精神障がい者施設の管理運営事業

次の施設の運営を行い、精神障がい者の生活訓練や作業訓練を通じて、福祉の増進を図ります。

- ぴあワーク就労支援施設
- りんごの木共同作業所
- グループホーム青りんご

(4)障がい者生活介護施設運営事業

- 障がい者デイサービスセンター　いこいの里

(5)その他受託事業

- 生活支援、身体・精神障がい者ホームヘルプサービス事業

※14 地域福祉活動：区等の小地域単位で、福祉協力員や福祉推進員を組織して地域福祉活動をする小地域ネットワーク活動やふれあいサロンなどの活動を含みます。

※15 ボランティアコーディネーター：ボランティア希望者とその活動場所の設定調整やボランティア活動のための情報提供などの支援を行う専門家。

3 交通弱者対策

地域住民が自らの意志によって社会活動に参加するためには、交通弱者^{※16}の移動手段をどう確保するかも重要な課題です。その解決の方針決定や活動に参画することが期待されます。

(1) 第2次中野市総合計画（後期基本計画）

「施策02 地域公共交通と道路網の充実」の施策の方向として、市民生活の土台となる交通基盤として、持続可能な地域公共交通の運行・改善の推進を掲げています。

○持続可能な公共交通の運行・改善

- ・まちづくりと連携した持続可能な地域公共交通の推進
- ・市民一人ひとりが地域公共交通を守り育てるという意識の醸成や、地域ニーズに合わせた効率的な運行等による利用促進の推進
- ・通勤者のための駅駐輪場を運営し、パークアンドライドの促進

(2) 中野市都市計画マスタートップラン

総合計画の都市像を支援するために、3つの基本目標、基本方針が掲げられ、その内公共交通に関わる基本方針、整備方針が設定されています。

基本方針：「中心地と郊外集落・隣接市を結ぶ公共交通の維持と活用」

整備方針：「高齢社会に対応する交通施設の活用」

○高齢社会に対応する公共施設の活用（整備方針内容）

公共交通は、高齢者や障がい者、子どもの移動手段として必要不可欠ですが、利用低迷や路線廃止など危機的状況にあり、利便性や運行効率、新たな運行システム等を研究し、住民や事業者、関係機関などと連携して、利用拡大や運行維持を目指します。

※16 交通弱者：公共交通機関の整備が不十分なため、日常生活での移動に不自由が生じている人々を指す。高齢者、障がい者、子どもといった自家用車での交通手段を持たない方が多い。特に、肢体不自由な人（車いす利用、非車いす利用）、情報・コミュニケーション障がいの人、高齢者、妊娠婦、子どもについては、その身体特徴に応じて、公共や周囲の人々の自発的な対応が望まれる。

第5章 既存福祉計画と福祉施策

1 子ども子育て

子ども子育てに関する福祉分野については、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3法、いわゆる『子ども・子育て支援新制度』に基づく取り組みとして、現在、「第2期中野市子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）」のもとで取り組みを進めています。

本項目では、現行の「第2期中野市子ども・子育て支援事業計画」の概要を掲載します。

(第3期中野市子ども・子育て支援事業計画（令和7年度から令和11年度）は策定中)

(1) 中野市子ども・子育て支援事業計画

① 策定の趣旨と背景

わが国の少子化対策は、平成元年に合計特殊出生率（ひとりの女性が一生の間に子どもを生む指標）が過去最低（当時）となった「1.57ショック」が契機となりました。

新たな少子化対策として「エンゼルプラン」（平成6年12月策定）、「新エンゼルプラン」（平成11年12月策定）、「次世代育成支援対策推進法」（平成15年7月から段階施行）、「少子化社会対策基本法」（平成15年9月施行）等を打ち出し、さらに「少子化社会対策大綱」（平成16年6月閣議決定）、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」（平成19年12月）等を定め、子育て支援施策を展開しました。

この間、合計特殊出生率は平成17年に1.26まで落ち込みましたが、平成18年には回復の兆しもみえはじめました。国では、合計特殊出生率の回復基調を確かなものにするため、「新たな少子化社会対策大綱『子ども・子育てビジョン』」（平成22年1月閣議決定）を定め、「それまでの少子化対策から子ども・子育て」への転換、「子どもの最善の利益の実現（チルドレン・ファースト）」と「生活と仕事と子育ての調和」の視点を重視し、社会全体で子育てを支え、個人の希望が叶う社会の実現を目指す方針を打ち出しました。

この方針の下、待機児童の解消や幼児教育・保育の充実を目的とする「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連3法」が平成24年8月に制定され、関連3法に基づく子ども・子育て支援新制度が平成27年度から施行されました。

全国の市町村では、子ども・子育て支援新制度の着実な推進に向けて、各市町村が策定した子ども・子育て支援事業計画に基づき、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」を平成27年度から実施しています。中野市でも、平成27年3月に中野市子ども・子育て支援事業計画を策定しました。

国では、「50年後（2060年代）の人口1億人の維持」という目標を掲げるとともに、平成28

年に「ニッポン一億総活躍社会の実現」という将来像を示し、経済政策と子育て支援を車の両輪に例え、2つの政策の一体的な推進によって活力ある社会の維持を図ろうとしています。

この一環として、令和元年10月から幼児期の教育・保育の無償化の導入、保育所等の待機児童の解消、放課後児童クラブの拡充、多様な保育ニーズへの一層の対応等、子ども・子育てに関する一層の取り組みを進めています。

以上のことと踏まえ、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき、「第2期中野市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

② 計画の位置付け

この計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく「市町村子ども子育て支援事業計画」であり、中野市の全ての計画・事業の基本となる「第2次中野市総合計画」を上位計画として整合性を保ちながら、中野市の「障がい児福祉計画」等関係各種計画と連携を図るもので

す。

③ 基本的な視点

行動計画の策定にあたっては、国の行動計画策定指針に示された次の9つの基本的な視点に留意するものとします。

・ 子どもの視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要であり、特に子育ては男女が協力して行うべきものとの視点

・ 次代の親づくりという視点

子どもは次代の親となるとの認識のもとに、豊かな人間性を形成し、自立して家族を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みを進めることが必要であるという視点

・ サービス利用者の視点

社会環境や価値観の違いなどによる、多様な個別のニーズに柔軟かつ総合的に取り組むという利用者の視点

・ 社会全体による支援の視点

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもと、行政・企業・地域社会を含めた社会全体で支援するという視点

・ 仕事と生活の調和実現の視点

働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現することは、国民の結婚や子育てに関する希望を実現する取り組みの一つとして重要であり、自らの創意工夫のもとに、地域の実情に応じた展開を図るという視点

- ・ **全ての子どもと家庭への支援の視点**

子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広く全ての子どもと家庭への支援を行うという視点

- ・ **地域における社会資源の効果的な活用の視点**

地域においては、子育てに関する活動を行うN P O、子育てサークル、母親クラブ、子ども会、自治会をはじめとする様々な地域活動団体、社会福祉協議会、民間事業者などの人的資源や、各種の公共施設などの物的資源といった諸々の社会資源を効果的に活用していくという視点

- ・ **サービスの質の視点**

利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するために、サービス供給量を適切に確保するとともに、サービスの質を確保するため、人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等を行うという視点

- ・ **地域特性の視点**

地域特性を踏まえて主体的な取り組みを行うという視点

④ 計画の基本理念

本市が目指す子ども・子育て支援及び次世代育成支援対策の方向性として、以下の基本理念を定めました。

子どもたちの健やかな成長をみんなで支え、安心して子育て・子育ちできる中野市

将来を担う子どもたちが、健やかに生まれ、安心して家庭や地域で子育て・子育ちができるよう、また、子どもとともに親も成長していくよう社会全体で支えていきます。

地域の人びとの温かいまなざしと支えのなかで、子どもたちがすくすくと成長し、世代を超えた全ての住民を結び、子どもの元気をふるさとの未来につなげる、そんな輝くまちを目指します。

⑤ 計画の基本目標

本計画の基本理念に向けて、次の5つの基本目標を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

- ・ **健やかに生み育てる環境づくり**

全ての子どもの健やかな成長と母と子の健康増進に向けて、妊娠から子育てまで継続した支援を推進します。

また、父親、母親が共に子育てを担うことへの意識の啓発や、妊娠・出産・育児に対する不安・育児困難に対する対応を充実させる取り組みを推進していきます。

- ・ **子育て家庭を支援する体制づくり**

全ての人が多様なライフスタイルを選択し、仕事と子育てが両立できるよう、支援策や多様な教育・保育サービスの充実を図ります。

また、子育てにかかる経済的な支援に努め、ひとり親家庭への就業支援や日常生活支援、障がいのある子どもの自立や社会参加へ向けた支援など、援助を必要とする家庭が安心して子育てできるよう支援し、子育てをすることへの喜びを実感できる環境づくりに取り組みます。

- ・ **豊かな子ども時代を過ごすための社会づくり**

国連で採択された「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）が定める、子どもの「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つの権利を確保し、全ての子どもが持つ権利や自由が最大限に尊重される社会の実現に努めます。

また、子どもの健全な成長を地域全体で見守る活動の推進を図ります。

- ・ **次代を担う心身ともにたくましい人づくり**

保育所、幼稚園、認定こども園、学校、家庭及び地域がそれぞれの役割をもって連携し協力し合いながら、地域社会全体で次代を担う子どもを育てる意識の高揚と家庭や地域における教育力の向上を図り、子ども自身がたくましく自ら育つ「子育ち」を支援していきます。

また、そのための自然体験や社会体験、生活体験などの子どもが自ら挑戦する機会の充実を図ります。

- ・ **子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり**

子どもを健やかに生み、安心して育てるため、子どもや子育て家庭に配慮した生活空間の整備に努めるとともに、地域ぐるみで交通安全対策や防犯対策に取り組み、安全で快適に暮らせるやさしいまちづくりを推進します。

また、子育てにおいて男女が相互に協力し合う意識啓発を積極的に推進します。

(2) 子ども・子育て支援計画の施策項目

① 健やかに生み育てる環境づくり

- ・ **安全な妊娠・出産への支援**

「妊婦一般健康診査の実施」、「マタニティクラス等の開催」、「マタニティマークの普及」
「不妊・不育症治療に対する支援」、「こども家庭センター事業の実施」

- ・ **育児不安の軽減と虐待発生予防**

「子育て情報の提供」、「出産後の不安の軽減」、「育児不安に対する相談」
「子どもの虐待防止」

- ・ **子どもと母親への健康支援**

「乳幼児健康診査の実施」、「母子保健訪問相談事業の実施」、「予防接種の実施」

- ・ **食育の推進**

「食を通じた子育て支援の実施」、「地産地消を生かした給食の提供」

- ・ **家族全員による子育て活動の促進**

「「家庭の日」の推進」、「産前産後の休暇や育児休業制度の利用促進」、「父親を対象とした子育て活動の促進」、「保育参観等の実施」

② 子育て家庭を支援する体制づくり

- ・ **地域社会全体で子育て家庭を支援**

「子育て支援センターを中心とする支援」、「子育てサークル等の拡充」、「ファミリー・サポート・センター事業の実施」、「子育て支援ショートステイ事業の実施」

- ・ **経済的な支援の取組**

「子育て家庭への経済的支援」、「子どもの貧困対策」

- ・ **家庭生活と職業生活の充実**

「男女共同参画社会づくりの推進」、「雇用対策の推進」

- ・ **多様なニーズに合わせた保育サービス等の充実**

「多様な保育サービスの提供」、「保育サービスの質の向上」、「放課後の児童の健全な育成」

- ・ **特別な援助を要する家庭への支援**

「ひとり親家庭への支援」、「障がいのある子どもへの支援」

③ 豊かな子ども時代を過ごすための社会づくり

- ・ **子どもの権利を尊重する社会風土の醸成**

「子どもの権利を尊重する気風の醸成」

- ・ **子どもを見守る地域社会の連携**

「青少年対策事業の実施」

- ・ **子どもに関する相談体制の充実**

「子ども相談の実施」、「発育発達相談等の実施」、「保育所等における子育て相談の実施」

「子どもサポート連絡協議会の開催」、「いじめ問題対策連絡協議会の開催」

④ 次代を担う心身ともにたくましい人づくり

- ・ **多様な体験機会の拡大と自立を促す企画・事業の充実**

「子どもたちが主体的に取り組める体験の場づくりと機会の提供」、「子どもカフェへの支

援」

- ・ **思春期の心と身体の健康づくり**

「健康教育・相談事業の実施」、「心の健康相談の実施」、「学習機会の提供」

- ・ **子どもの活動を支援する施策**

「青少年健全育成会等への支援」、「P T A活動の実施」、「インターネットの適切・安心・安全な利用の普及啓発」、「情報モラル教育の推進」

- ・ **魅力ある学校教育の推進**

「小・中学校の充実」、「関係機関との連携強化」

⑤ **子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり**

- ・ **快適な生活空間の整備**

「子育てしやすい環境づくり」

- ・ **子どもの安心・安全の確保**

「安全の確保」、「防犯対策事業の実施」、「交通安全教育関係事業の実施」

- ・ **子育ての男女相互協力への応援**

「男女共同で行う子育てへの支援」、「女性相談窓口の設置」

2 障がい者福祉

(1) 中野市障がい者計画

① 計画策定の背景

市では、長期行動計画「完全参加と平等を目指して」（10か年障がい者計画）を平成5年に策定し、障がい者施策を推進してきました。ノーマライゼーションの理念が徐々に市民の間に定着し、入所施設中心の福祉から地域福祉、在宅福祉へと施策の流れも大きく変化してきました。

平成11年にこの計画の見直しを行い、中野市障がい者計画を、またその後、中野市と豊田村の合併等を踏まえ、平成24年度までを計画期間とする中野市障がい者支援計画を策定しました。平成25年度には様々な障がい者施策を推進するため「中野市障がい者計画」を策定し、以降、障害者基本法に基づき国や県の動向を踏まえ、5年ごとに見直しを行っております。

国においては、平成25年9月に「障害者基本計画（第3次）」、平成30年3月に国が障害者権利条約を批准後に策定した「障害者基本計画（第4次）」、令和5年3月に「障害者基本計画（第5次）」が閣議決定され、基本理念として、「共生社会の実現に向け、障がい者が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限に発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の社会参加を制約する社会的な障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める」と示されております。

障がい者に向けた福祉サービス提供等に関しては、平成18年10月に「障害者自立支援法」が完全施行され、身体・知的・精神の三障がいで別々に実施されていたサービスが一元化されるなど、障がい者を取り巻く環境は大きく変化し、平成22年12月には、障害者自立支援法の一部改正により、利用者負担について応能負担の原則や相談支援体制の強化等が盛り込まれ、平成25年4月には「障害者自立支援法」を全部改正し、「障害者総合支援法」として施行、難病等の方々も障がい福祉サービス等が利用できるようになりました。令和4年12月には、障害者総合支援法等の一部改正が行われ、①障害者等の地域生活の支援体制の充実、②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備など6つの項目が示されております。

県では、県民一体となって「共生社会」の実現に向けた取組をさらに加速させるため、令和6年度から6年間にわたる県の障がい者施策の基本となる「長野県障がい者プラン2024」を策定しました。

このような状況の変化と、既往計画がその期間を終えたことから、中野市では新たな障がい者計画を策定するものです。

② 計画の位置付け

この計画は、障害者基本法に基づく市町村障がい者計画であり、国の障がい者基本計画、及び県の障がい者計画を踏まえつつ、策定するものです。

なお、障がい者福祉分野では、本計画のほか、「障がい福祉計画」、「障がい児福祉計画」が策定されています。同計画は、障害者総合支援法に基づく計画であり、障がい福祉サービスの提供等に関する項目が位置付けられています。（同計画は、平成25年4月に施行された「障害者総合支援法」のもとで定期的に改定をしております。）

③ 計画の期間

この計画の目標年度は、令和6年度から令和10年度までの5年間を期間とします。

なお、今後の社会情勢等の変化により、必要に応じて見直すこととします。

④ 計画の基本目標

障がい者施策は、全ての人が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという理念にのっとり、全ての人が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すものであります。

共生社会は、行政や民間団体・企業、地域住民等全ての社会構成員が、それぞれの役割と責任を自覚して、主体的に取り組むことにより、初めて実現するものです。

また、全ての障がい者(児)が、障がい者(児)でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、自己選択と自己決定のもとに、社会のあらゆる活動への参加、参画を可能とするためには、その活動を制限し、社会への参加を制約している諸要因を除去するとともに、障がい者(児)自らの能力を最大限に發揮し自己実現できるよう支援することが必要です。

中野市障がい者計画は、そのようなバリアフリー、ノーマライゼーション、インクルージョンの社会実現のための施策を総合的に推進するにはどのようにしたらよいかを考え、策定し、実行していくことを目標としています。

⑤ 基本的な視点

・ 地域での自立した生活への支援

障がいの種別、軽重にかかわらず、自ら選んだ地域で、自分らしく安心して生活していくように、必要とする人にできる限り適切な支援ができるよう、また、就労をはじめとする多様なニーズに応じることができるように施策展開を図ります。

・ 安心して暮らせる生活基盤の確保

障がい及び障がい者(児)に関する理解を深めるとともに、障がいを理由とした不利益な扱いや虐待を受けることがないよう、障がい者(児)の権利を擁護する取組を進めます。

また、障がい者(児)の安全確保等を図るために、災害時はもとより日頃から、障がい者(児)一人ひとりに対する地域での支え合いを支援します。

・ 誰もが暮らしやすい社会づくりの推進

障がい者(児)を取り巻く、心理的、物理的などの様々な障壁を取り除き、安全で暮らしやすい生活を確保するために、障がいの有無にかかわらず、誰にとっても暮らしやすいまちづくりを推進します。

また、障がいの特性に応じた情報提供や情報保障に関する施策を充実するとともに、障がい者(児)が文化・スポーツ等の様々な分野で活動できるよう社会参加の促進を図ります。

心のバリアフリーの推進と共生社会づくりを目指して、様々な交流体験や情報共有を通じ「社会モデル」の地域への浸透、障がいのある人とない人の交流機会拡大、相談事案の市民との共有、パラ学（長野県内の学校で進めているプロジェクト）等を通じ児童期から親への啓発等推進します。

・ 保健医療・福祉・教育・労働等の連携強化

国際生活機能分類（ICF）^{※17}の考え方をもとに、障がいを個人の問題と捉えず、障がいの原因となる疾病の予防、治療、リハビリテーション、障がい児の早期療育、特別支援教育、就労支援など、障がいの内容、性別やライフステージに応じた切れ目のない総合的な支援の環境を整備するために、保健医療・福祉・教育・労働などの関係機関の連携を図ります。

※17 国際生活機能分類（ICF）：(International Classification of Functioning, Disability and Health)
2001年にWHO（世界保健機関）で制定され、障がいを単に個人に属するものではなく、身体的な障がいや健康に関することに環境因子や個人因子が複雑に絡み合って、相互作用しているとする考え方とその分類のこと。

（2）中野市障がい者計画（施策体系）

① 地域生活の支援

- ・ 相談支援体制の充実
- ・ 福祉サービスの充実
- ・ 地域生活の移行支援
- ・ 生活の安定に向けた支援

- ・ 福祉人材の養成・確保

② 社会参加の促進

- ・ 社会参加の促進
- ・ 就労支援の推進
- ・ 情報コミュニケーション支援の充実
- ・ スポーツ、文化芸術活動の振興

③ 権利擁護の推進

- ・ 障がいのある人に対する理解の促進
- ・ 権利擁護・虐待防止の推進

④ 安全で暮らしやすい地域づくり

- ・ 誰もが暮らしやすいまちづくり
- ・ 安全な暮らしの確保

⑤ 切れ目のないサービス基盤の充実

- ・ 障がいの原因となる疾病等の予防、障がいの早期発見
- ・ 教育との連携
- ・ 多様な障がいに対する支援
- ・ 障がい児支援の推進

3 高齢者福祉・介護保険

高齢者福祉分野については、令和6年度から「中野市老人福祉計画・第9期介護保険事業計画（2024年度（令和6年度）から2026年度（令和8年度））」のもとで取組を進めています。

この計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）の規定に基づく「老人福祉計画」及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づく「介護保険事業計画」を、それぞれの法律の規定に基づき一体的に策定するもので、高齢者福祉施策の総合的な展開に向けた、基本的な指針・方向性となるものです。

(1) 中野市老人福祉計画・介護保険事業計画

① 計画策定の背景

- ・ 高齢化の進行

本市においては、国や長野県と同様、年々、少子高齢化が進んでいます。団塊の世代が後期高齢者となることもあり、今後も高齢化がさらに進展し、単身又は高齢者のみの世帯が増加していくものと考えられます。

本市においては、旧市村が合併した 2005 年（平成 17 年）には 23.5% であった高齢化率は、2025 年（令和 7 年）には 34.3%、2040 年（令和 22 年）には 39.6% に達すると見込んでいます。

・ 国の動向

介護保険事業計画は、2024 年度から第 9 期計画となります。今後、団塊の世代が全員 75 歳以上となり、2040 年に 85 歳以上人口が急増、要介護高齢者の増加及び生産年齢人口の急減、都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なる等の課題があります。

基本方針の見直しポイントは、①介護サービス基盤の計画的な整備、②地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組、③地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上となっています。

・ 市の計画策定の趣旨

団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる 2040 年（令和 22 年）やそれ以降を見据え、高齢者の抱える多様な課題・ニーズへの対応ができるよう、医療・介護の連携強化や医療・介護の情報基盤の一体的な整備、認知症施策の充実、地域包括ケアシステムを支える人材の確保・介護現場の生産性の向上、近年頻発している災害及び感染症への対策等を盛り込み、本市の高齢者福祉施策と介護保険事業の基本的な考え方や具体的な取組等について示し、各事業の安定的運営を目的として策定したものです。

② 計画の理念・目標・基本方針、計画期間

・ 理念

高齢化は今後更に進行し、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者が更に増加すると見込まれています。

団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22（2040）年およびそれ以降を見据えた中長期的な観点から、高齢者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、医療・介護・介護予防・生活支援が包括的に確保される体制である「地域包括ケアシステム^{※18}」の更なる深化・推進に取り組み、地域共生社会の実現を目指すことが求められています。

これらを踏まえ、本計画の最上位計画である「第 2 次中野市総合計画」における、健康・福祉分野での基本政策である「支えあい健やかに暮らせる健康長寿のまちづくり」を進めます。

・ 計画期間

2024 年度から 2026 年度までの 3 か年を期間とします。

・ 基本目標

前述の理念を達成するため、以下の4点を基本目標とします。

地域包括ケアシステムの推進

健康生活の維持・向上と生きがいづくり

介護予防・重度化防止・自立生活の支援

介護サービスの適切な提供

③ 日常生活圏域の設定

市の日常生活圏域は、地理的条件、人口、道路交通事情等の社会的条件及び介護保険施設等の整備状況を総合的に勘案し、概ね30分程度で行き来できる圏域であることから、第8期計画に引き続き、市内全域を一つの日常生活圏域と設定します。

※18 地域包括ケアシステム：限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制

(2) 中野市老人福祉計画・介護保険事業計画施策

基本目標を達成するため、以下の施策を展開します。

① 地域包括ケアシステムの推進

・ 地域包括ケアシステムの推進

団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年及びそれ以降を見据えて、地域の日常的な課題等を「我が事」と受け止められるような地域づくりの推進や複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の整備、地域包括支援センターをはじめとする関係機関等とのネットワークの構築・強化、人材の確保・介護現場の生産性の向上、医療・介護の連携強化や医療・介護の情報基盤の一体的な整備、既存施設や事業所の今後のあり方の検討等、サービス提供事業者や地域の関係者と連携して、社会福祉基盤の整備と地域包括ケアシステムの推進に一体的に取り組んでいきます。特に、本市においては住まいや生活支援、移動支援が重要と考えられるため、引き続き、重点的に取り組んでいきます。

・ 在宅医療・介護連携の推進

多職種協働による在宅医療と介護を切れ目なく一体的に提供できる体制の構築を目指して、地域の介護保険サービス事業所や医療機関を始めとした医療・介護の関係機関等が連携した情報共有の支援に取り組むとともに、医療及び介護の連携強化を図るため地域の医師会・関係機関・庁内関係課等の参画する会議や研修会等の開催、相談窓口等の設置・運営による支援等に

努めます。

・ 認知症施策の推進

国の認知症施策推進大綱や今後策定される認知症施策推進基本計画の内容に基づいて、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても重症化を予防しつつ周囲や地域の理解と協力の下、住み慣れた地域の中で尊厳が守られ自分らしく暮らし続けることができる社会を目指す『共生』と、認知症にならないという意味ではなく認知症になるのを遅らせる・認知症になっても進行を緩やかにするという意味である『予防』の取り組みを推進していきます。

本市では、認知症への理解を深めるための普及啓発や認知症バリアフリーの地域への浸透、地域における見守り体制の整備、認知症の人や介護者への支援等に取り組むとともに、早期発見・早期対応に向けた体制や認知症の特性・容態に応じた適時・適切な医療・介護サービス等の提供体制の整備や若年性認知症への相談・支援体制の整備等に努めます。

・ 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

市が中心となって、N P O、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人等の生活支援等サービスを担う事業主体の支援・協働体制の充実・強化を図ります。また、地域ニーズや地域資源の把握に努め、問題意識の共有に基づいた地域における課題解決に向けて地域住民の自助・互助活動による支え合いの地域づくりを図るため、生活支援コーディネーターの活動支援や協議体の開催を推進します。

さらに、元気な高齢者が社会参加を通じて生活支援の担い手として活躍できる地域づくりを推進するため、ボランティア活動への参加を支援します。

・ 地域ケア会議の推進

高齢者の多様なニーズに対応した適切なサービスを提供できるようにするために、保健・医療・福祉・介護等の様々な分野に関わる多職種や地域で活動する方々等が参加する地域ケア会議を開催し、地域のニーズや社会資源の把握及び情報共有とそれに基づく地域課題の発見・解決に向けた検討、困難事例への対応スキルの向上、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力向上、ネットワークの強化等に努め、高齢者が地域で生活しやすい環境整備を推進します。

・ 介護を支える人的基盤の強化及び生産性の向上

介護に携わる人材を確保していくため、サービス提供事業者や関係機関、長野県等と連携し、学生等の若年層への情報提供や外国人介護人材の受け入れ等の検討を行うとともに、職場環境の改善や介護ロボット・I C Tの活用等による職員の負担軽減等の定着支援及び業務効率化のための取り組みを進めることで、世代を超えて地域住民がともに支えあう地域づくりを推進しま

す。

- ・ **高齢者の居住安定に係る施策との連携**

介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、高齢者のニーズに対応した住宅の確保や住宅情報の提供等、高齢者の意思が尊重され、高齢者が日常生活を営むために必要な居住環境の整備を促進します。

また、生活や居住に困難を抱える高齢者等を対象とした、住まいの確保と適切な生活支援の一体的な支援体制の確立に努めます。

② 健康生活の維持・向上と生きがいづくり

- ・ **健康づくりの推進**

健康寿命の延伸に向けて、健康づくりと疾病の予防・早期発見、適切な治療や生活習慣の改善による疾病の重症化予防、さらには介護予防の実践等が重要です。平均寿命と健康寿命の差を少なくすることができれば、更に充実した人生を送ることができ、個人の生活の質の低下を防ぐとともに、社会保障費等の負担を少なくすることも期待されます。

このことを踏まえ、中野市健康づくり計画「なかの健康ライフプラン21（第2次）」（2013年度～2022年度）では、健康寿命の延伸を目標に、各種施策を推進することとしています。

- ・ **生きがいづくり・社会参加の推進**

- (ア) 就業支援

シルバー人材センターは、高齢者の多様な就業ニーズに応じ、地域社会の日常生活に密着した臨時的かつ短期的又は軽易な就業の機会を確保・提供しています。本市は、シルバー人材センターの運営を支援し、高齢者の生きがいの充実や社会参加の促進による地域社会の活性化を支援します。

- (イ) 生きがいづくり・社会参加の支援

明るく活力ある長寿社会及び地域共生社会の実現に向けて、関係団体等の活動支援を通じて、高齢者が地域の担い手としての役割を確立し、積極的に社会活動に参加できる環境づくりを促進します。

③ 介護予防・重度化防止・自立生活の支援

- ・ **介護予防・日常生活支援総合事業の推進**

- (ア) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

幅広い医療専門職の関与を得ながら、地域住民を中心として様々な主体による生活支援が展開されていくことが重要となるため、地域住民主体の通いの場等が、地域ケア会議や生活支援コーディネーター、協議体による活動、短期集中予防サービス等と連携して展開されるよう支

援します。また、総合事業に携わる多様な主体が事業の目的及び実施すべきことを明確に理解する場の創設等についても検討していきます。

さらに、高齢者が住み慣れた地域でできるだけ自立した生活ができるよう、身体の状態や必要性に合わせて様々な介護予防と生活支援サービスを提供するとともに、今後は支援が必要な人が増加すると見込まれるため、サービスの充実及び提供体制の整備を推進します。

介護情報を集約し医療情報と一体的に運用される国の介護情報基盤を用いて、介護保険サービス利用者の介護情報等を収集し、介護保険サービス利用者やサービス提供事業者、医療機関等へ提供することができる介護情報基盤の整備に取り組みます。

併せて、新型コロナウイルス感染症により活動自粛や参加者減少がみられたことから、感染防止に配慮しつつ、活動再開及び参加者増加についても支援します。

(イ) 一般介護予防事業

一般介護予防事業は、全ての高齢者を対象としたサービスとなっており、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場等の地域における自主的な介護予防に向けた活動が継続的に拡大し、高齢者が自ら介護予防に取り組んでいくような地域づくりを推進します。また、介護予防に関する知識の普及啓発やリハビリテーション専門職等を生かした自立支援のための取組、保健事業との連携強化を図り、自立支援と介護予防、重度化防止を推進していきます。

さらに、高齢者が要介護状態等となっても、住み慣れた地域で生きがいを持って生活し続けられることが大切であるため、リハビリテーションによって心身機能等の向上を図り日常生活の活動能力を高め、家庭や地域等での社会参加を促せるよう、リハビリテーションサービスを計画的に提供できる体制づくりの検討を進めます。

なお、取り組みを実施するに当たっては、高齢者の心身の状態が「自立」、「フレイル」、「要支援」、「要介護」と連続的に変化するという考えに立ち、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施していきます。

加えて、より質の高い取り組みとするために通いの場等へ医療専門職の派遣することや、総合事業に携わる多様な主体が事業の目的及び実施すべきことを明確に理解する場の創設等についても検討していきます。

・ 地域包括支援センターの運営

地域で暮らす高齢者への介護予防ケアマネジメント、高齢者やその家族の身近なところでの相談や支援、権利擁護の支援、介護支援専門員への支援等、幅の広い支援は地域包括支援センターによって実施されます。地域包括ケアシステムの中核拠点として、三職種のチームアプローチによる質の高いサービスの提供や市民が身近なところで安心して相談できる総合相談窓口の充実、保険・医療・福祉・地域のネットワークの活性化に取り組むとともに、今後の高齢化の進行による業務量増加等を見据えて、業務負担の軽減や機能・体制の充実・強化を図ります。

・ 家族介護者への支援

認知症高齢者の家族やヤングケアラー等も含め、家族介護者の困り事やニーズを踏まえて、必要とされる介護サービス等の提案・確保や介護者への介護知識・技術の習得支援、介護者が介護に疲弊する事がないように交流機会の提供等、介護する家族への支援を行います。また、地域包括支援センターの総合相談機能や関係機関等による伴走型支援等の活用等を促進とともに、各種事業が適切に利用されるよう周知に努めます。

・ その他の支援

高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を維持できるよう、各種事業の周知に努め、多様なニーズに対応しながら日常生活の支援を行います。

・ 災害対策と感染症対策の推進

(ア) 災害時における高齢者支援体制の充実

防災対策については中野市地域防災計画と整合を図りつつ、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、要介護認定高齢者、認知症高齢者等で、災害時に自ら避難することが困難であり、避難の確保を図るために特に支援が必要な人（以下「避難行動要支援者」という。）を守るための防災対策の一層の充実が必要です。関係課と連携し、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努めるとともに、民生児童委員等と連携し高齢者が安心して暮らせるまちづくりを推進します。

加えて、近年増加している大規模災害への備えとして、介護サービス事業所等での避難訓練実施や避難に関する経路や時間等の確認を定期的に行うことと促進するとともに、災害発生時でもサービス継続が可能な体制の構築やサービス提供事業所の業務継続に向けた計画等の策定促進、災害発生時の代替サービス確保に向けた連携体制の構築等、様々な取り組みの検討を進めます。

(イ) 感染症対策の強化

感染症の発生により通常の介護サービスの提供が困難になった場合の備えとして、平常時から感染症対策に取り組むことが重要です。

介護サービス事業所等と連携して、感染拡大防止策の周知・啓発や感染症発生時でもサービス継続が可能な体制の構築、業務継続に向けた計画等の策定促進、感染症発生時の代替サービス確保に向けた連携体制の構築等、様々な取り組みの検討を進めます。

④ 介護サービスの適切な提供

介護保険の各種サービスが、支援を必要とする人に円滑かつ適切に提供されるよう、パンフレットの作成や市ホームページへの掲載、サービス提供事業者等に対する厚生労働省の「介護サービス情報公表システム」を通じたサービス提供体制等の情報開示の働きかけ等、情報提供

に関して充実を図り、介護保険制度の周知・啓発に努めるとともに、ケアマネジャーとの連携を密に行います。

また、介護現場における事故の発生及び再発を防止するため、市へ報告された事故情報を収集・分析・公表してサービス提供事業者と共有を図るとともに、介護現場のリスクマネジメントの強化に向けて事故防止に関する体制整備の促進に努めます。

・介護予防サービスの確保と提供

介護予防サービスは、要支援1及び要支援2の人を対象とした状態の改善と重度化予防を目的としたサービスです。できないことを補助するだけではなく、利用者本人のできることを増やし、生き生きとした生活を送れるよう支援します。

・居宅介護サービスの確保と提供

居宅介護サービスは、要介護1以上の人を対象とした自宅を中心に利用するサービスです。介護が必要になっても住み慣れた地域での生活を継続でき、また家族の介護に対する負担を軽減できるよう「訪問」「通所」「短期入所」等の様々な種類のサービスを提供します。

・地域密着型(介護予防)サービスの確保と提供

地域密着型サービスは、今後増加が見込まれる認知症高齢者や中重度の要介護高齢者等ができる限り住み慣れた地域で生活が継続できるように利用するサービスです。

市が事業者の指定や監督を行います。施設等の規模が小さいので、利用者のニーズにきめ細かく応えることができます。利用対象者は、市内に居住する人に限られます。

・施設サービスの確保と提供

施設サービスは、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護医療院があります。要支援の人は利用できません。利用者は直接施設に申し込みをして、契約を結びます。

医療ニーズのある入所者の増加が予想されることから、適切な対応がとられるよう取り組むとともに、介護老人保健施設における在宅療養支援機能の充実を促進します。

限られた資源の中で、施設サービスの希望者に対応するために、県及び北信広域連合や近隣の市町村と広域的な連携を図り、情報を共有、協力し、施設・居住系サービスのニーズにあつた提供基盤の充実を図っていきます。

・利用者に対する負担軽減

(ア) 利用者負担の軽減

家計に対する介護サービス費の自己負担が過重なものとならないよう、以下の施策を行って

いきます。

高額介護（介護予防）サービス費

高額医療合算介護（介護予防）サービス費

(イ) 低所得者に対する負担軽減

低所得者が介護サービスを利用する際の利用者負担を軽減するため、以下の施策を行っていきます。

特定入所者介護（介護予防）サービス費

社会福祉法人等による利用者負担軽減

・ **介護給付適正化事業の推進**

国の指針等に基づいて介護給付の適正化を図ることにより、介護サービス利用者に対する適切な介護サービスを確保するとともに、介護保険制度の安定的な運営につなげるため、介護給付適正化の取り組みを推進します。具体的には、要介護認定の適正化とケアプランの点検、縦覧点検・医療情報との突合といった主要3事業を行います。

資料

1 アンケート調査結果

本計画の策定にあたり、地域の方々が福祉に関してどのような考え方や要望をお持ちであるかを把握し、今後の施策や事業に活かしていくための基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。実施の概要及び結果については、以下のとおりとなっています。

(1) 意識調査の概要

○調査目的：中野市では、『第4次中野市地域福祉計画』の策定にあたり、地域で福祉に一番携わっている民生児童委員（令和元年12月から令和4年11月任期及び令和4年12月から令和7年11月任期）の皆様に、この計画づくりに役立てる資料とするため、また、今後の福祉行政の参考とさせていただくための基礎資料を得ることを目的としています。

○調査対象：市内に居住する民生児童委員（令和元年12月から令和4年11月任期及び令和4年12月から令和7年11月任期） 合計：199名
※福祉に関する一定の知識や経験をお持ちの方への調査

○実施期間：調査票の検討……………令和5年9月11日～9月29日
調査票の配布・回収……………令和5年10月5日～10月27日（22日間）
入力・集計……………令和5年10月16日～11月20日

○調査方法：返信用封筒を同封した、質問票送付によるアンケート調査方法

○配布・回収状況：配布票数／199票 回収票数／155票 回収票率／77.9%

○集計方法：電子計算機による集計

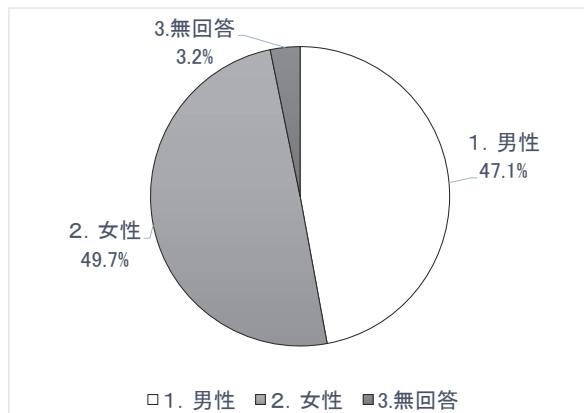
○その他：複数回答の設問については、回答の合計が回収票数を上回る場合があります。また、無回答や無効票により、合計数が回収数よりも少ない場合があります。
調査結果の数値は、原則として百分率で表記し、小数点以下第2位を四捨五入し、
少数点第1位まで表記しています。
したがって、内訳を合計しても100%に合致しない場合があります。

(2) 意識調査結果

【回答者の基本属性】

[問1] あなたの性別を教えてください。

男性の回答者数は73人、女性の回答者数は77人でした。



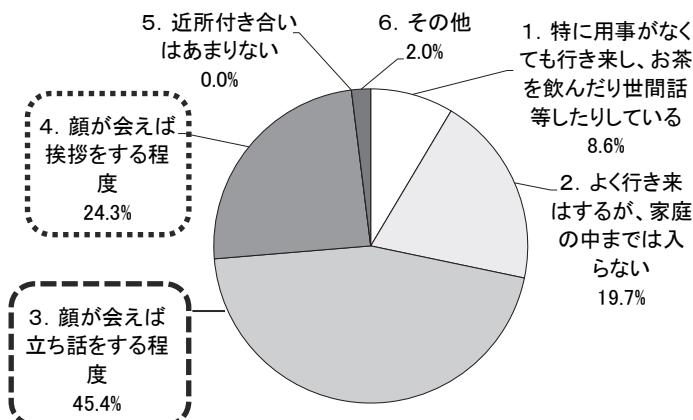
	(人)	(%)
1. 男性	73	47.1
2. 女性	77	49.7
3. 無回答	5	3.2
<合計>	155	100.0

【ご自身の状況】

[問2] 近所の人とどの程度のお付き合いをしていますか。あてはまるものを1つだけ選んで、番号に○を付けてください。

最も多回答は、「3. 顔が会えば立ち話をする程度」であり、次いで「4. 顔が会えば挨拶をする程度」、「2. よく行き来はするが、家庭の中までは入らない」となっています。

比較的、緩やかな付き合いの方が主となっています。反対に、「5. 近所付き合いはあまりない」方は無く、多くの方が何らかの形で近隣とのつながりを持ち得ている状況にあると考えられます。(概ね前回と同様の傾向)

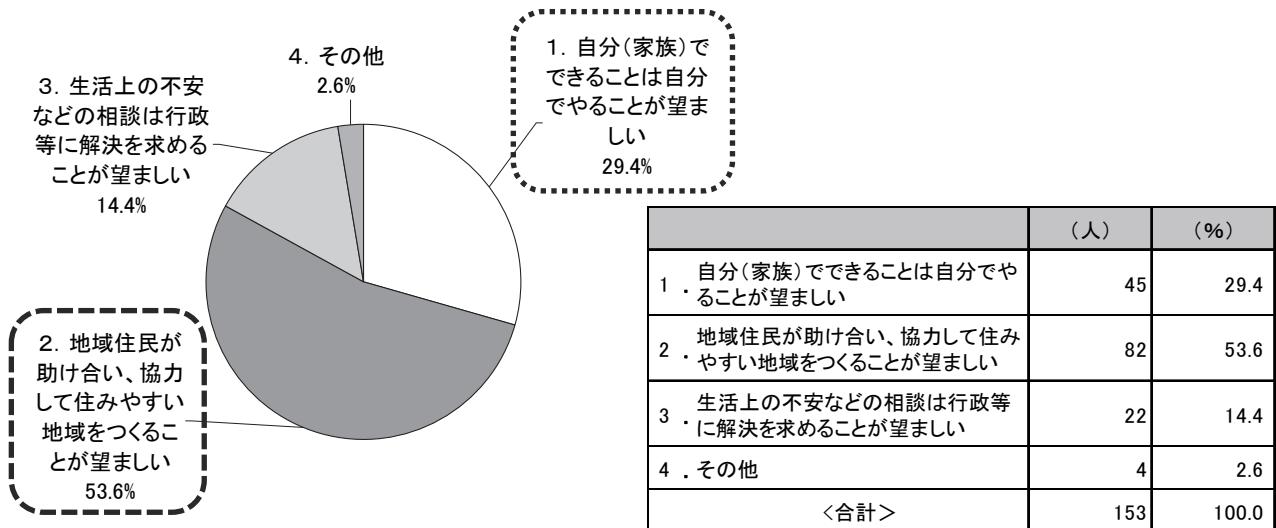


	(人)	(%)
1. 特に用事がないても行き来し、お茶を飲んだり世間話等したりしている	13	8.6
2. よく行き来はするが、家庭の中までは入らない	30	19.7
3. 顔が会えば立ち話をする程度	69	45.4
4. 顔が会えば挨拶をする程度	37	24.3
5. 近所付き合いはあまりない	0	0.0
6. その他	3	2.0
<合計>	152	100.0

[問3] 地域生活について、あなたはどのようにお考えをお持ちですか。あてはまるものを1つだけ選んで、番号に○を付けてください。

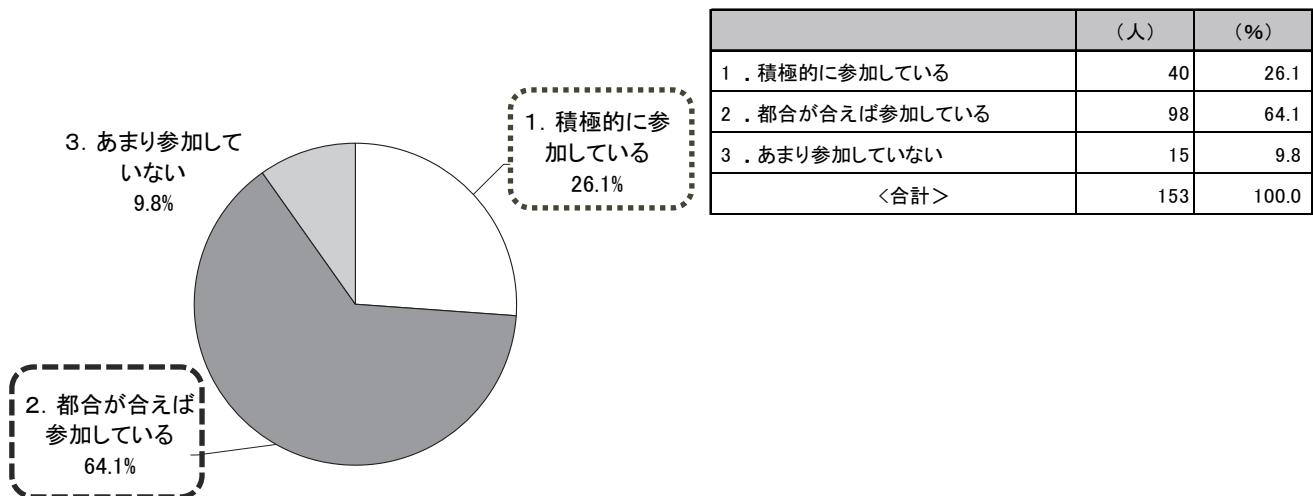
最も多い回答は、「2. 地域住民が助け合い、協力して住みやすい地域をつくることが望ましい」であり、次いで「1. 自分（家族）でできることは自分でやることが望ましい」となっています。

「2. 地域住民が助け合い、協力して住みやすい地域をつくることが望ましい」の互助的と考える方が多く、自助や公助といった考え方と比べ、互助といった考え方を尊重する傾向が強くなっています。



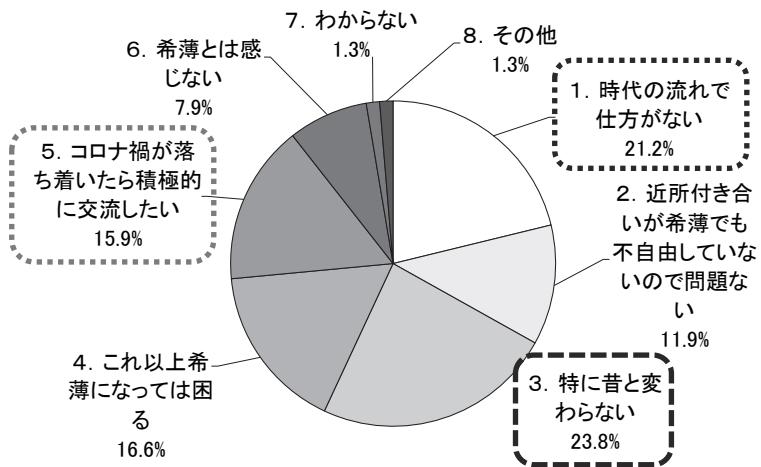
[問4] 地域の行事や区の活動、PTA活動などの参加について、あてはまるものを1つだけ選んで、番号に○を付けてください。(区公民館分館、青少年健全育成等の文化祭、球技大会、お祭り、もちつき大会等)

最も多い回答は、「2. 都合が合えば参加している」であり、次いで「1. 積極的に参加している」となっています。「1. 積極的に参加している」方も比較的多い状況にあります。地域行事等へは参加する傾向が示されています。(概ね前回と同様の傾向)



[問5] 地域の人との関わり（近所付き合い）が近年のコロナ禍の影響により、昔と比べて希薄になってきていると言われていますが、この様な希薄化をどのように考えていますか。あてはまるものを1つだけ選んで、番号に○を付けてください。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響にあっても、「3. 特に昔と変わらない」と考える方が多い一方で、「1. 時代の流れで仕方がない」と考える方もこれに匹敵する多い割合を占めています。一方、前回最も多かった「4. これ以上希薄になっては困る」は減少しました。「5. コロナ禍が落ち着いたら積極的に交流したい」と考える方が一定数いるため、積極的な交流の必要性が高まっていると考えられます。

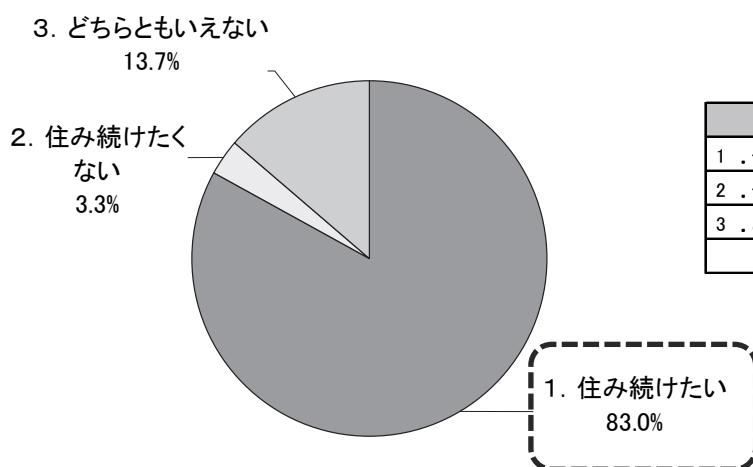


	(人)	(%)
1. 時代の流れで仕方がない	32	21.2
2. 近所付き合いが希薄でも不自由していないので問題ない	18	11.9
3. 特に昔と変わらない	36	23.8
4. これ以上希薄になっては困る	25	16.6
5. コロナ禍が落ち着いたら積極的に交流したい	24	15.9
6. 希薄とは感じない	12	7.9
7. わからない	2	1.3
8. その他	2	1.3
<合計>	151	100.0

[問6] 今、お住いの地域に今後も住み続けたいですか。

あてはまるものを1つだけ選んで、番号に○を付けてください。

最も多い回答は、「1. 住み続けたい」となっており、今後も住み続けたいと考える方が非常に多くなっています。自然や交流や諸活動など地域まちづくりが活発な状況を評価した結果と考えられます。



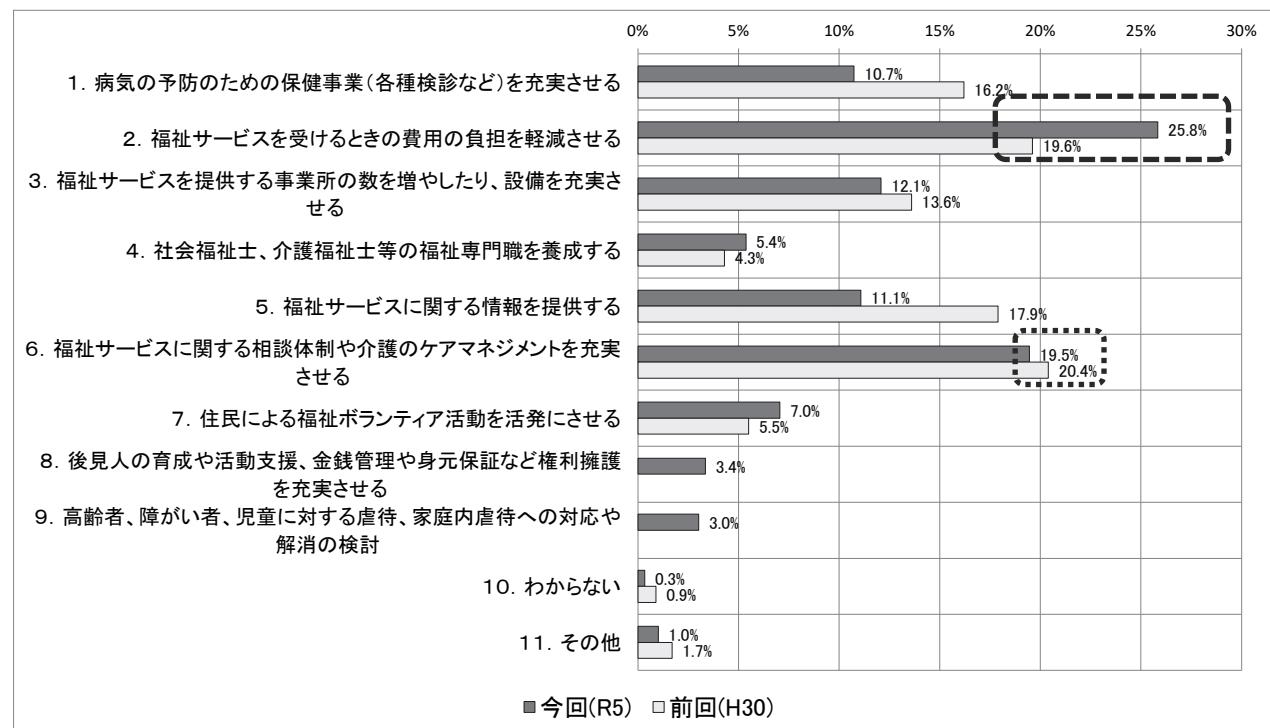
	(人)	(%)
1. 住み続けたい	127	83.0
2. 住み続けたくない	5	3.3
3. どちらともいえない	21	13.7
<合計>	153	100.0

【福祉に対する考え方】

[問7] 適切な福祉サービスを提供するために、最も重要なことはなんでしょうか。お考えに近いものを2つまで選んで、番号に○を付けてください。

最も多い回答は、「2. 福祉サービスを受けるときの費用の負担を軽減させる」であり、次いで「6. 福祉サービスに関する相談体制や介護のケアマネジメントを充実させる」となっています。前回と比較し、費用の負担軽減が適切な福祉サービスの提供に必要と考える割合が約6%増加しているため、サービスの提供事業所、情報提供及び保険事業（各種健診など）の充実は減少しており、費用負担に関するニーズが高まっていると考えられます。

【複数回答】



	今回(R5) 単位:人、%	前回(H30) 単位: %
1 .病気の予防のための保健事業(各種検診など)を充実させる	32 10.7	16.2
2 .福祉サービスを受けるときの費用の負担を軽減させる	77 25.8	19.6
3 .福祉サービスを提供する事業所の数を増やしたり、設備を充実させる	36 12.1	13.6
4 .社会福祉士、介護福祉士等の福祉専門職を養成する	16 5.4	4.3
5 .福祉サービスに関する情報を提供する	33 11.1	17.9
6 .福祉サービスに関する相談体制や介護のケアマネジメントを充実させる	58 19.5	20.4
7 .住民による福祉ボランティア活動を活発にさせる	21 7.0	5.5
8 .後見人の育成や活動支援、金銭管理や身元保証など権利擁護を充実させる	10 3.4	(選択項目無し)
9 .高齢者、障がい者、児童に対する虐待、家庭内虐待への対応や解消の検討	9 3.0	(選択項目無し)
10 .わからない	1 0.3	0.9
11 .その他	3 1.0	1.7
<合計>	298 100.0	100.0

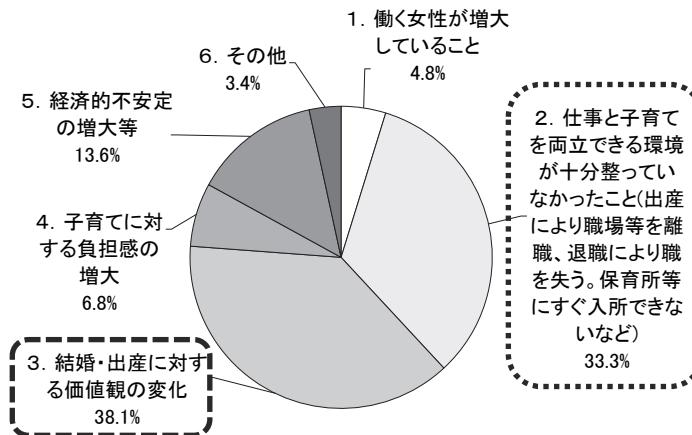
【少子高齢化について】

[問8] 少子化は何か原因だとお考えですか。お考えに最も近いものを1つだけ選んで番号に○を付けてください。

最も多い回答は、「3. 結婚・出産に対する価値観の変化」であり、次いで「2. 仕事と子育てを両立できる環境が十分整っていなかったこと(出産により職場等を離職、退職により職を失う。保育所等にすぐ入所できない等)」となっています。(概ね前回と同様の傾向)

世代的な意識の変遷、並びに仕事との両立環境といった時代情勢も少子化の要因として捉えられています。

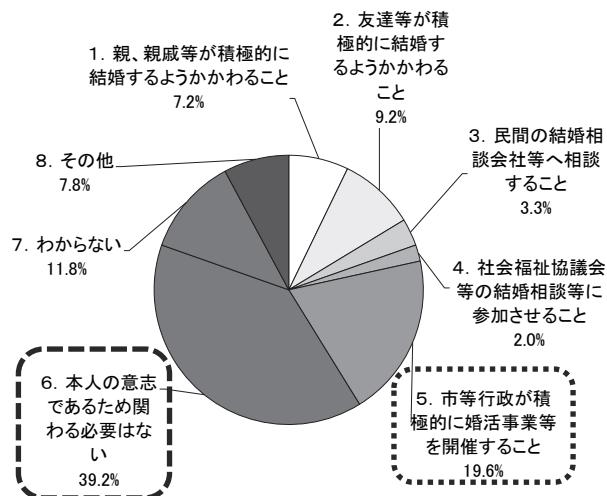
社会全体の価値観が変化する中において、育児と仕事の両立、育児離職による再就職支援といった育児環境の整備の必要性があると思われます。



	(人)	(%)
1. 働く女性が増大していること	7	4.8
2. 仕事と子育てを丗立できる環境が十分整っていなかったこと(出産により職場等を離職、退職により職を失う。保育所等にすぐ入所できないなど)	49	33.3
3. 結婚・出産に対する価値観の変化	56	38.1
4. 子育てに対する負担感の増大	10	6.8
5. 経済的不安定の増大等	20	13.6
6. その他	5	3.4
<合計>	147	100.0

[問9] 結婚しない人にどんなことが必要だとお考えでしょうか。最も近いものを1つだけ選んで、番号に○を付けてください。

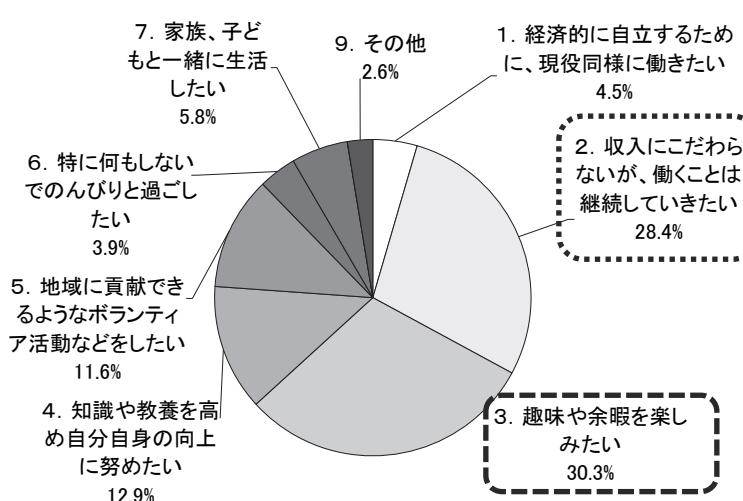
「6. 本人の意志であるため関わる必要はない」が最も多くなっています。結婚へ向けての支援としては、「5. 市等行政が積極的に婚活事業等を開催すること」と考える方が多くなっています。市の対応可能な範囲で、環境づくりを望む意見があります。



	(人)	(%)
1. 親、親戚等が積極的に結婚するようかかわること	11	7.2
2. 友達等が積極的に結婚するようかかわること	14	9.2
3. 民間の結婚相談会社等へ相談すること	5	3.3
4. 社会福祉協議会等の結婚相談等に参加させるこ	3	2.0
5. 市等行政が積極的に婚活事業等を開催すること	30	19.6
6. 本人の意志であるため関わる必要はない	60	39.2
7. わからない	18	11.8
8. その他	12	7.8
<合計>	153	100.0

[問10] 「高齢期」をどのように過ごせたらよいとお考えですか。最も近いものを1つだけ選んで、番号に○を付けてください。

「3. 趣味や余暇を楽しみたい」が最も多くなっており、次いで「2. 収入にこだわらないが、働くことは継続していきたい」となっています。仕事、ボランティアを通して社会に参加していく方が約半数ありました。



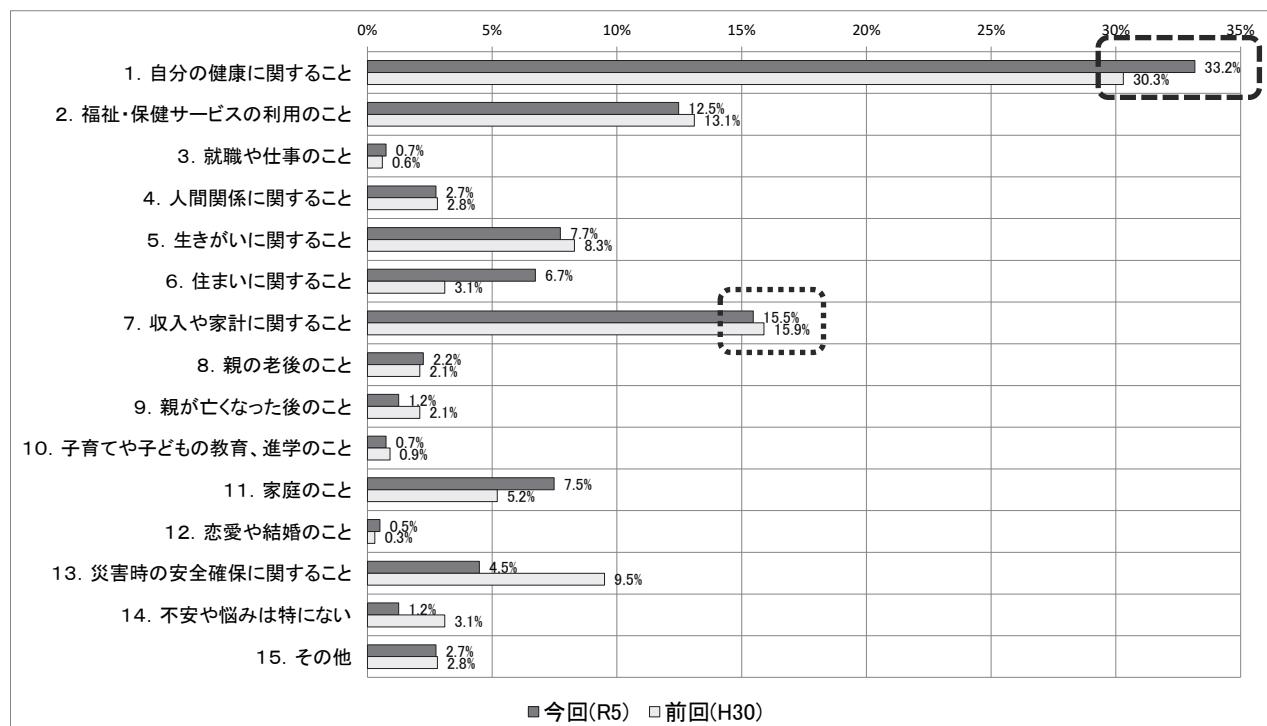
	(人)	(%)
1. 経済的に自立するために、現役同様に働きたい	7	4.5
2. 収入にこだわらないが、働くことは継続していきたい	44	28.4
3. 趣味や余暇を楽しみたい	47	30.3
4. 知識や教養を高め自分自身の向上に努めたい	20	12.9
5. 地域に貢献できるようなボランティア活動などをしたい	18	11.6
6. 特に何もしないでのんびりと過ごしたい	6	3.9
7. 家族、子どもと一緒に生活したい	9	5.8
8. わからない	0	0.0
9. その他	4	2.6
<合計>	155	100.0

[問 11] 将来、どのようなことに不安や悩みを感じますか。あてはまるものを3つまで選んで、番号に○を付けてください。

最も多い回答は、「1. 自分の健康に関すること」であり、次いで「7. 収入や家計に関すること」となっています。(概ね前回と同様の傾向)

前回調査と比較し、「6. 住まいに関すること」の回答が増えたこと、「13. 災害時の安全確保に関すること」の回答が減ったことから、非常時よりも毎日の生活に対する関心が大きいと考えられ、現実的な日々の生活維持に対する不安感の増大が見られます。

【複数回答】



■今回(R5) □前回(H30)

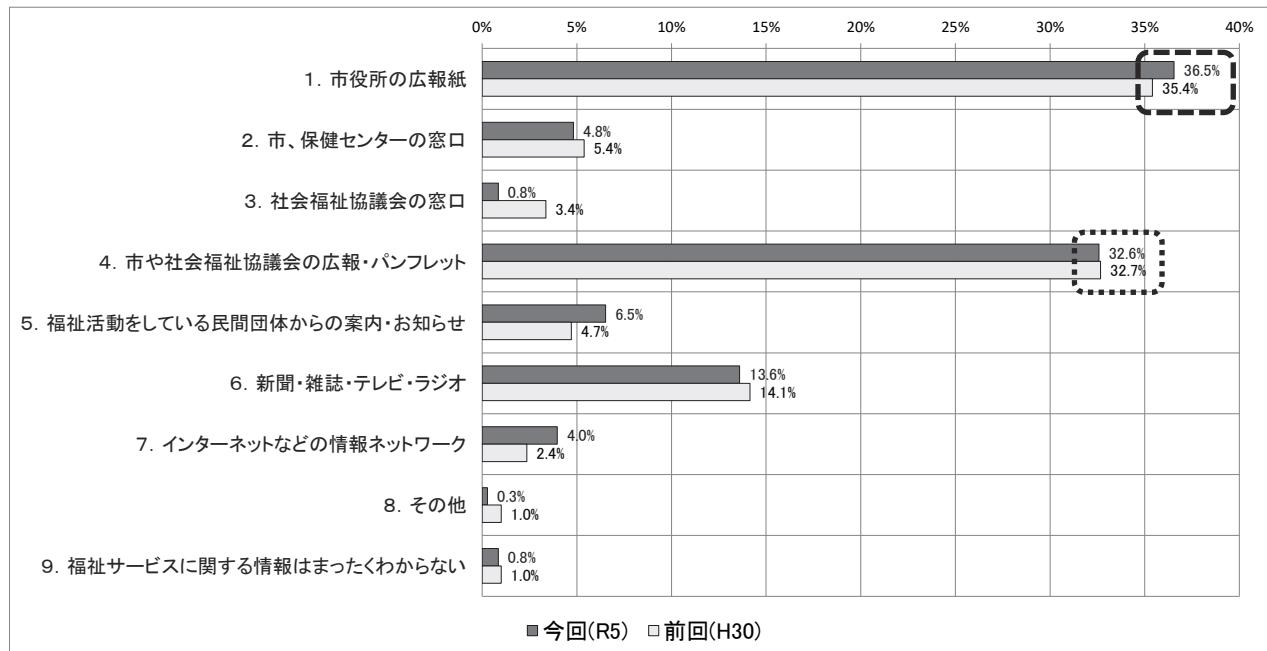
	今回 (R5) 単位:人、%	前回(H30) 単位: %
1 .自分の健康に関すること	133	33.2
2 .福祉・保健サービスの利用のこと	50	12.5
3 .就職や仕事のこと	3	0.7
4 .人間関係に関すること	11	2.7
5 .生きがいに関すること	31	7.7
6 .住まいに関すること	27	6.7
7 .収入や家計に関すること	62	15.5
8 .親の老後のこと	9	2.2
9 .親が亡くなった後のこと	5	1.2
10 .子育てや子どもの教育、進学のこと	3	0.7
11 .家庭のこと	30	7.5
12 .恋愛や結婚のこと	2	0.5
13 .災害時の安全確保に関すること	18	4.5
14 .不安や悩みは特にない	5	1.2
15 .その他	11	2.7
<合計>	401	100.0
		100.0

[問12] 市の福祉関連の情報は、どうやって知ることが多いですか。あてはまるものをいくつでも選んで、番号に○を付けてください。

「1. 市役所の広報紙」が最も多く、「4. 市や社会福祉協議会の広報・パンフレット」がこれに次いで多くなっています。各種窓口や新聞・テレビといったものは比較的少なく、市等の書面・書物が情報源として使われている状況となっています。

前回調査も同様の傾向にあり、市民の手元に届く紙媒体を用いた情報提供の継続が望まれています。

【複数回答】

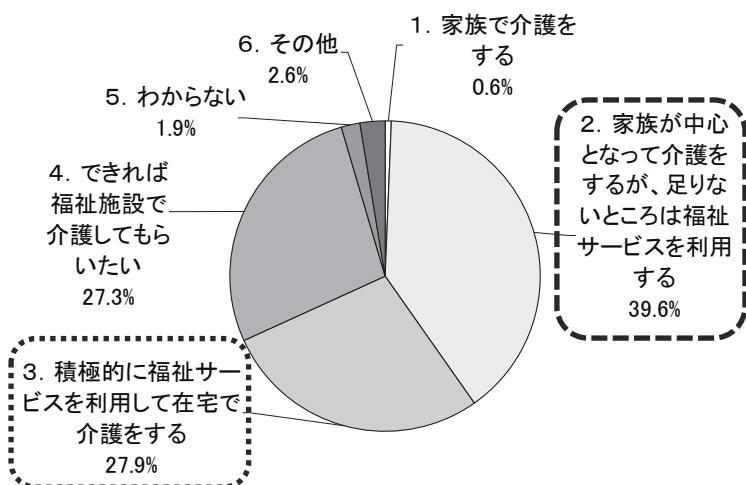


	今回 (R5) 単位:人	今回 (R5) 単位:%	前回 (H30) 単位: %
1 . 市役所の広報紙	129	36.5	35.4
2 . 市、保健センターの窓口	17	4.8	5.4
3 . 社会福祉協議会の窓口	3	0.8	3.4
4 . 市や社会福祉協議会の広報・パンフレット	115	32.6	32.7
5 . 福祉活動をしている民間団体からの案内・お知らせ	23	6.5	4.7
6 . 新聞・雑誌・テレビ・ラジオ	48	13.6	14.1
7 . インターネットなどの情報ネットワーク	14	4.0	2.4
8 . その他	1	0.3	1.0
9 . 福祉サービスに関する情報はまったくわからない	3	0.8	1.0
<合計>	353	100.0	100.0

[問 13] 介護が必要になった場合、どのようにしたいとお考えですか。考えに最も近いものを1つだけ選んで、番号に○を付けてください。

「2. 家族が中心となって介護をするが、足りないところは福祉サービスを利用する」が非常に多く、次いで「3. 積極的に福祉サービスを利用して在宅で介護をする」、「4. できれば福祉施設で介護してもらいたい」の順で続いています。

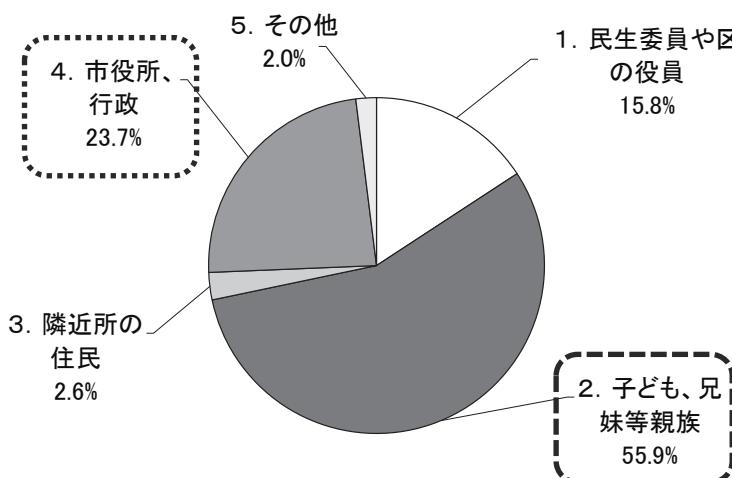
身近な家族が介護に関わることを希望する方が多い一方、福祉サービスの積極利用及び福祉施設の介護を希望する方が約半数おり、身近な家族の介護負担を減らしたいと考える方が多いと思われます。（概ね前回と同様の傾向）



	(人)	(%)
1. 家族で介護をする	1	0.6
2. 家族が中心となって介護をするが、足りないところは福祉サービスを利用する	61	39.6
3. 積極的に福祉サービスを利用して在宅で介護をする	43	27.9
4. できれば福祉施設で介護してもらいたい	42	27.3
5. わからない	3	1.9
6. その他	4	2.6
<合計>	154	100.0

[問 14] 一人暮らしの高齢者が生活で相談する場合、一番最初に相談する場所はどこが窓口等になるとお考えですか。1つだけ選んで番号に○を付けてください。

「2. 子ども、兄妹等親族」が最も多くなっています。次いで「4. 市役所、行政」、「1. 民生委員や区の役員」の順で続いています。「3. 隣近所の住民」を挙げる方はわずかな割合にとどまっており、物理的な距離よりも心理的な配慮が少ない者を相談先とする傾向が出ていると思われます。（概ね前回と同様の傾向）



	(人)	(%)
1. 民生委員や区の役員	24	15.8
2. 子ども、兄妹等親族	85	55.9
3. 隣近所の住民	4	2.6
4. 市役所、行政	36	23.7
5. その他	3	2.0
<合計>	152	100.0

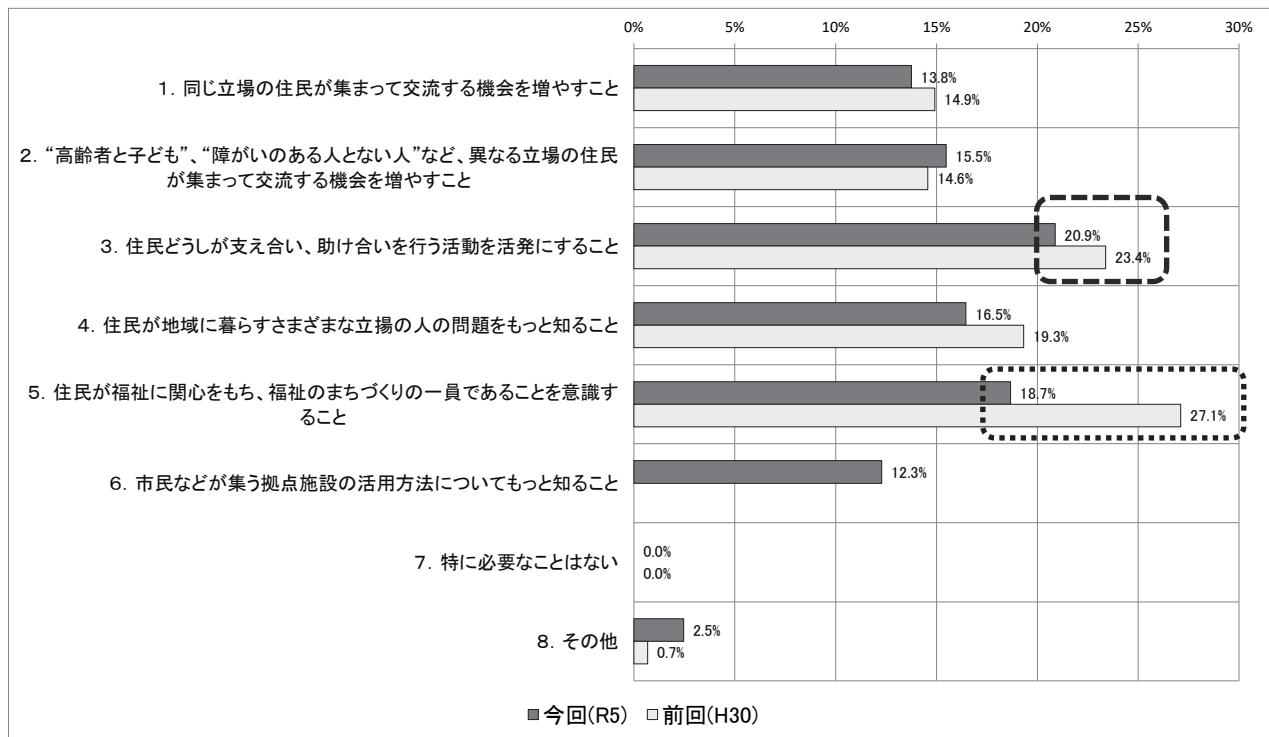
【地域福祉への取り組み方】

[問15] 地域の福祉をより充実させるためには、住民にとってどんなことが必要だと思いますか。

あなたの考えに近いものをいくつでも選んで、番号に○を付けてください。

「3. 住民どうしが支え合い、助け合いを行う活動を活発にすること」が最もも多いほか、「5. 住民が福祉に関心をもち、福祉のまちづくりの一員であることを意識すること」も比較的多くなっています。「6. 市民などが集う拠点施設の活用方法についてもっと知ること」は、12.3%あり、活動拠点情報への関心が高いと考えられます。住民同士の互助が地域福祉の基本的な事柄として捉えられているとともに、市民一人ひとりの意識として、福祉への関心、相互理解が必要と考えられています。(概ね前回と同様の傾向)

【複数回答】



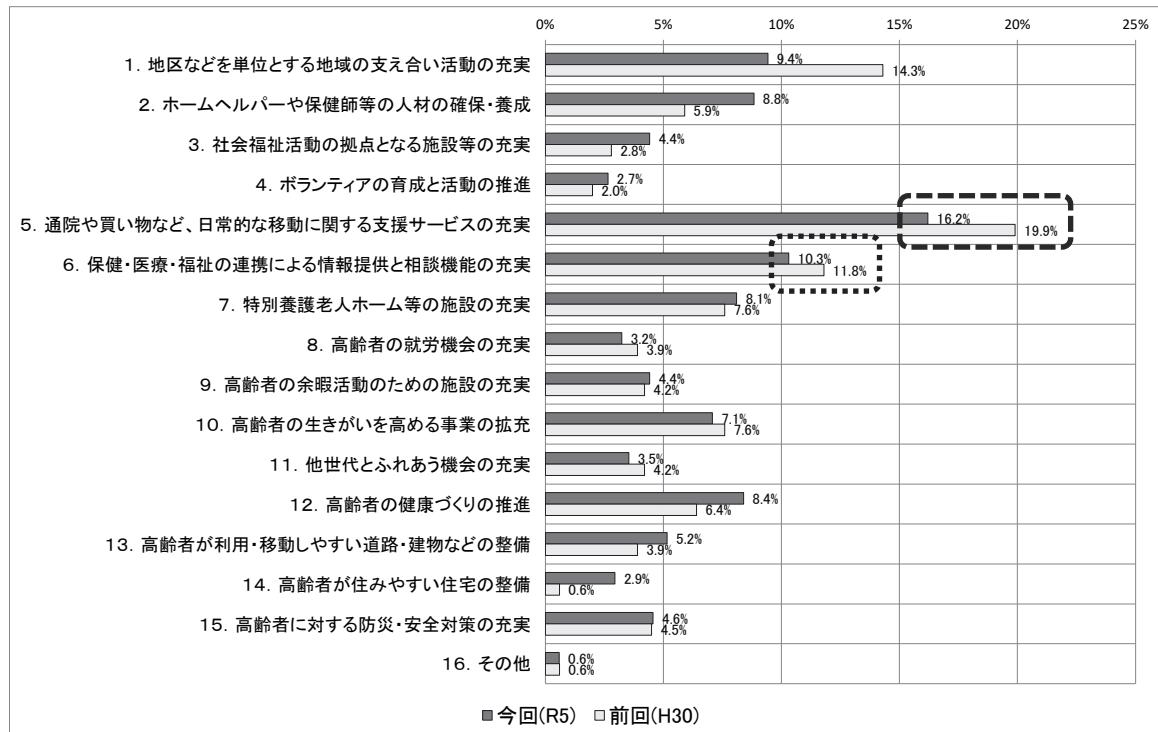
	今回 (R5) 単位:人、%	前回 (H30) 単位: %
1 . 同じ立場の住民が集まって交流する機会を増やすこと	56 13.8	14.9
2 . “高齢者と子ども”、“障がいのある人とない人”など、異なる立場の住民が集まって交流する機会を増やすこと	63 15.5	14.6
3 . 住民どうしが支え合い、助け合いを行う活動を活発にすること	85 20.9	23.4
4 . 住民が地域に暮らすさまざまな立場の人の問題をもっと知ること	67 16.5	19.3
5 . 住民が福祉に関心をもち、福祉のまちづくりの一員であることを意識すること	76 18.7	27.1
6 . 市民などが集う拠点施設の活用方法についてもっと知ること	50 12.3	(選択項目無し)
7 . 特に必要なことはない	0 0.0	0.0
8 . その他	10 2.5	0.7
<合計>	407 100.0	100.0

[問 16] 高齢者が住みよいまちをつくるために、今後中野市においてどのようなことが重要だと考えますか。あなたの考えに最も近いものを5つまで選んで、番号に○を付けてください。

「5. 通院や買い物など、日常的な移動に関する支援サービスの充実」が最も多く、次いで「6. 保健・医療・福祉の連携による情報提供と相談機能の充実」、「1. 地区などを単位とする地域の支え合い活動の充実」の順で続いています。

前回と比べ、「2. ホームヘルパーや保健師等の人材の確保・要請」、「12. 高齢者の健康づくりの推進」の割合が増え、「5. 通院や買い物など、日常的な移動に関する支援サービスの充実」、「6. 保健・医療・福祉の連携による情報提供と相談機能の充実」の割合が減っているため、求めるサービスが多様化している傾向が出ています。

【複数回答】



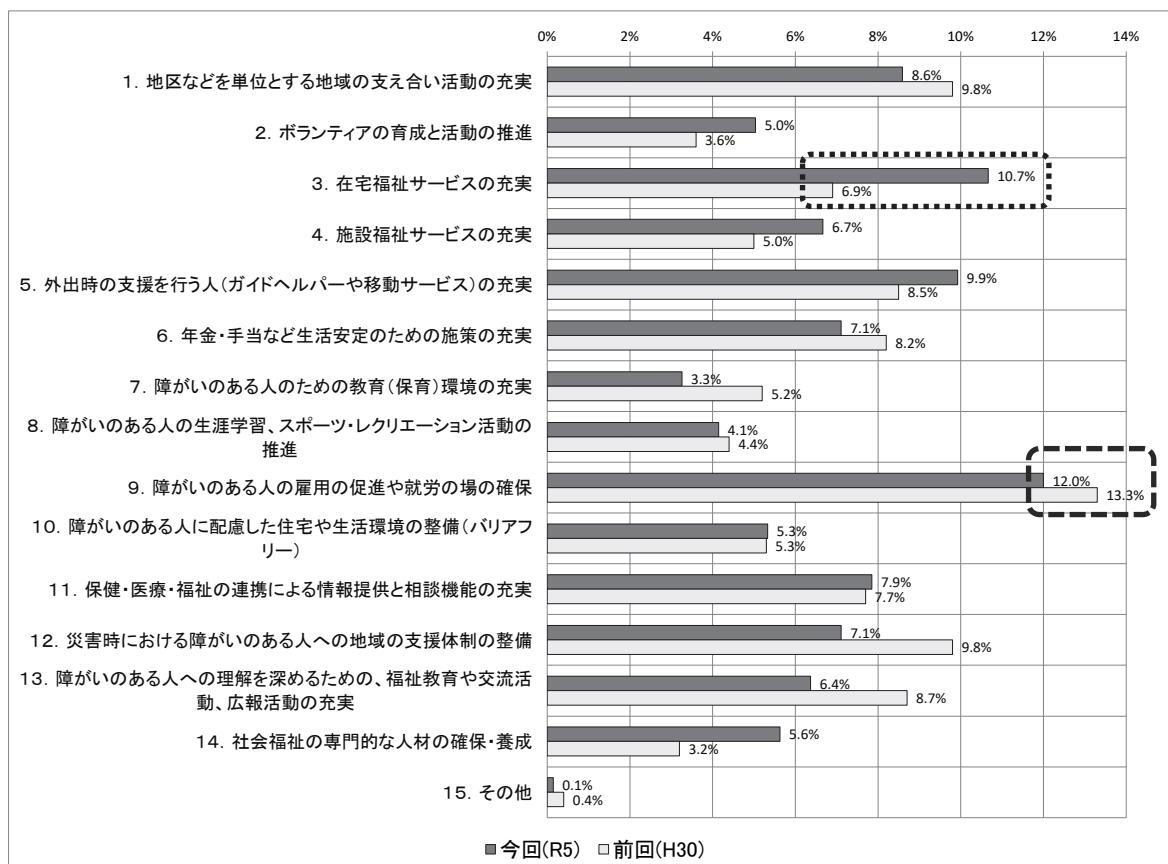
	今回 (R5) 単位:人、%	前回 (H30) 単位: %
1 .地区などを単位とする地域の支え合い活動の充実	64	9.4
2 .ホームヘルパーや保健師等の人材の確保・養成	60	8.8
3 .社会福祉活動の拠点となる施設等の充実	30	4.4
4 .ボランティアの育成と活動の推進	18	2.7
5 .通院や買い物など、日常的な移動に関する支援サービスの充実	110	16.2
6 .保健・医療・福祉の連携による情報提供と相談機能の充実	70	10.3
7 .特別養護老人ホーム等の施設の充実	55	8.1
8 .高齢者の就労機会の充実	22	3.2
9 .高齢者の余暇活動のための施設の充実	30	4.4
10 .高齢者の生きがいを高める事業の拡充	48	7.1
11 .他世代とふれあう機会の充実	24	3.5
12 .高齢者の健康づくりの推進	57	8.4
13 .高齢者が利用・移動しやすい道路・建物などの整備	35	5.2
14 .高齢者が住みやすい住宅の整備	20	2.9
15 .高齢者に対する防災・安全対策の充実	31	4.6
16 .その他	4	0.6
<合計>	679	100.0
		100.0

[問17] 障がいのある方が住みよいまちをつくるために、今後中野市においてどのようなことが重要だと考えますか。考えに最も近いものを5つまで選んで、番号に○を付けてください。

「9. 障がいのある方の雇用の促進や就労の場の確保」が最も多く、次いで「3. 在宅福祉サービスの充実」、「5. 外出時の支援を行う人（ガイドヘルパーや移動サービス）の充実」となっています。

突出した回答はなく、経済面や情報・相談、支え合いなど、回答は幅広い分野に及んでおり、きめ細かい多様な対応が求められている状況にあります。

前回調査と比較し、在宅福祉サービス、施設福祉サービス、支援者の充実、確保といったサービスの向上による日常生活の向上を望む意見が増加していると思われます。 【複数回答】



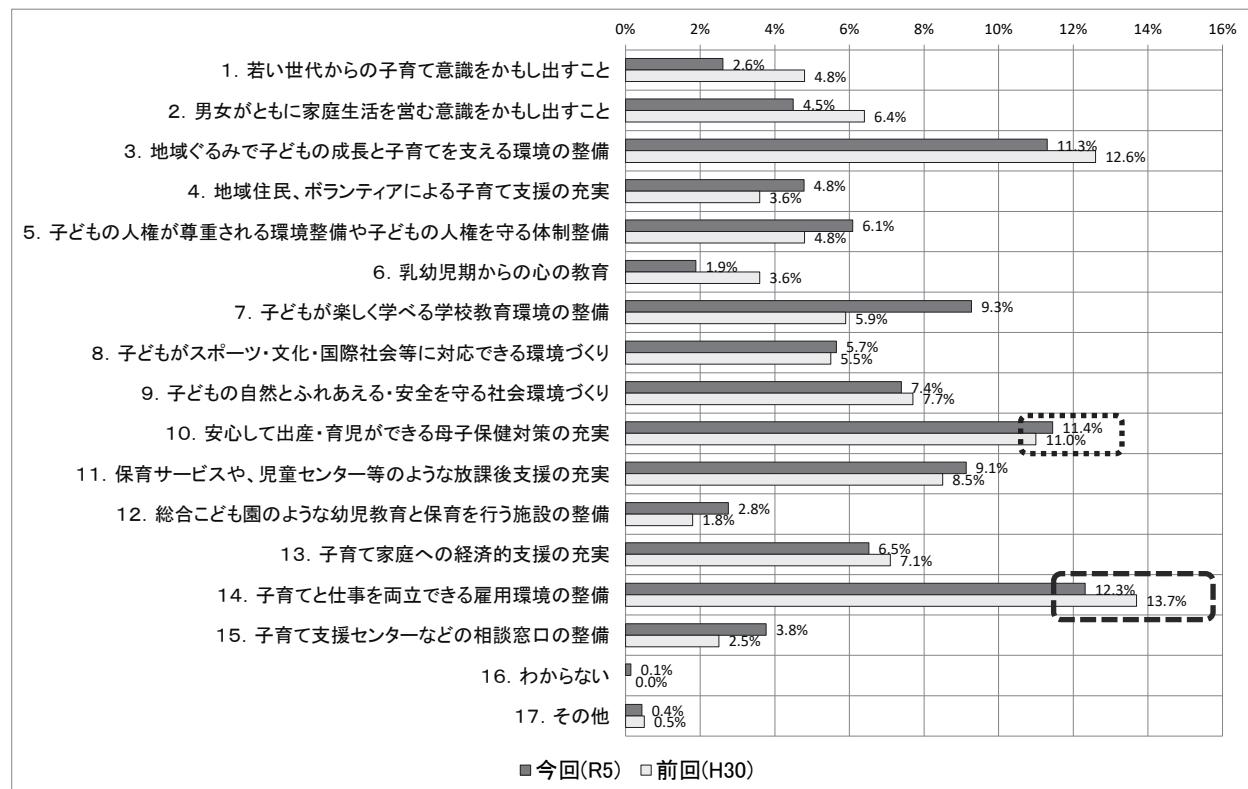
	今回 (R5) 単位:人	今回 (R5) 単位:%	前回 (H30) 単位:人	前回 (H30) 単位:%
1 . 地区などを単位とする地域の支え合い活動の充実	58	8.6	9.8	
2 . ボランティアの育成と活動の推進	34	5.0	3.6	
3 . 在宅福祉サービスの充実	72	10.7	6.9	
4 . 施設福祉サービスの充実	45	6.7	5.0	
5 . 外出時の支援を行う人(ガイドヘルパーや移動サービス)の充実	67	9.9	8.5	
6 . 年金・手当など生活安定のための施策の充実	48	7.1	8.2	
7 . 障がいのある人のための教育(保育)環境の充実	22	3.3	5.2	
8 . 障がいのある人の生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動の推進	28	4.1	4.4	
9 . 障がいのある人の雇用の促進や就労の場の確保	81	12.0	13.3	
10 . 障がいのある人に配慮した住宅や生活環境の整備(バリアフリー)	36	5.3	5.3	
11 . 保健・医療・福祉の連携による情報提供と相談機能の充実	53	7.9	7.7	
12 . 災害における障がいのある人への地域の支援体制の整備	48	7.1	9.8	
13 . 障がいのある人への理解を深めるための、福祉教育や交流活動、広報活動の充実	43	6.4	8.7	
14 . 社会福祉の専門的な人材の確保・養成	38	5.6	3.2	
15 . その他	1	0.1	0.4	
<合計>	675	100.0	100.0	

[問18] 子どもを健やかに育てるために、今後中野市においてどのようなことが重要だと考えますか。
考えに最も近いものを5つまで選んで、番号に○を付けてください。

「14. 子育てと仕事を両立できる雇用環境の整備」が最も多く、次いで「10. 安心して出産・育児ができる母子保健対策の充実」となっています。

仕事との両立の意見が多くあるが、母子保健、地域ぐるみの環境面、子どもが楽しく学べる学校教育環境、放課後支援等、子育て環境づくりや少子化対策について、複合的な取組が必要との認識が現れる結果となっています。

前回調査と同様、雇用環境整備、母子保健への安心感の向上に関する意見、子育て支援環境整備が多くみられ、子育てをより良い環境で行える取り組みが望まれています。 【複数回答】



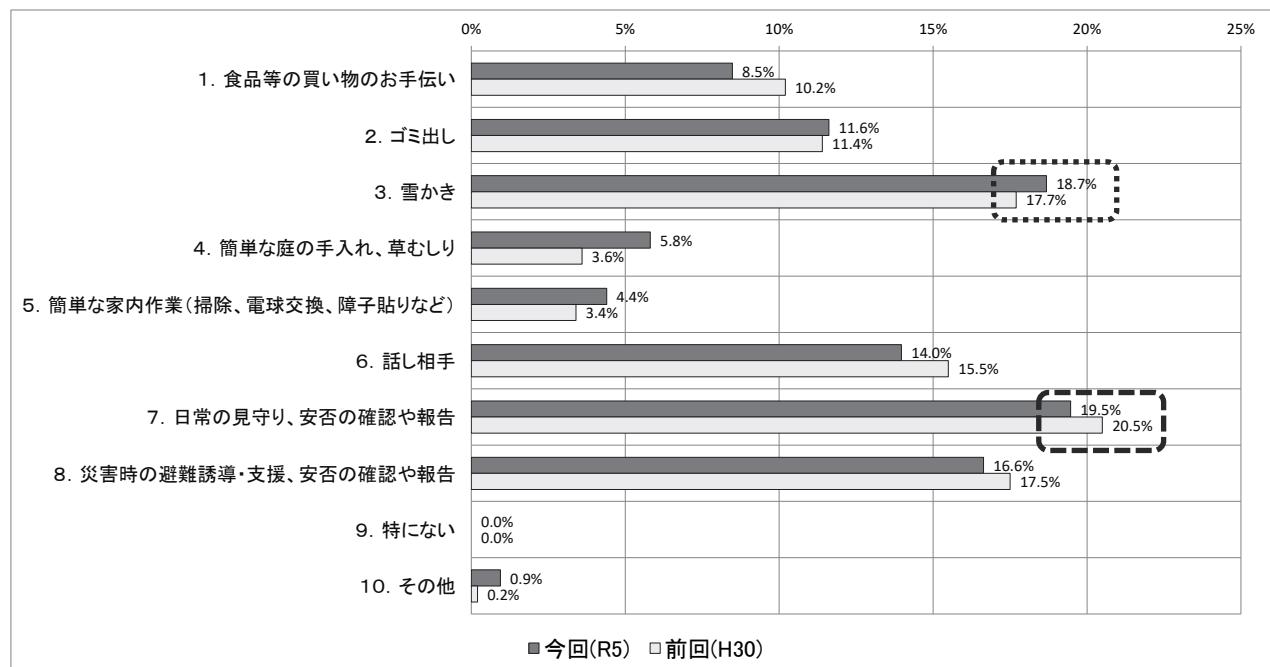
	今回 (R5) 単位:人、%	前回 (H30) 単位: %
1. 若い世代からの子育て意識をかもし出すこと	18	2.6
2. 男女がともに家庭生活を営む意識をかもし出すこと	31	4.5
3. 地域ぐるみで子どもの成長と子育てを支える環境の整備	78	11.3
4. 地域住民、ボランティアによる子育て支援の充実	33	4.8
5. 子どもの人権が尊重される環境整備や子どもの人権を守る体制整備	42	6.1
6. 乳幼児期からの心の教育	13	1.9
7. 子どもが楽しく学べる学校教育環境の整備	64	9.3
8. 子どもがスポーツ・文化・国際社会等に対応できる環境づくり	39	5.7
9. 子どもの自然とふれあえる・安全を守る社会環境づくり	51	7.4
10. 安心して出産・育児ができる母子保健対策の充実	79	11.4
11. 保育サービスや、児童センター等のような放課後支援の充実	63	9.1
12. 総合こども園のような幼児教育と保育を行う施設の整備	19	2.8
13. 子育て家庭への経済的支援の充実	45	6.5
14. 子育てと仕事を両立できる雇用環境の整備	85	12.3
15. 子育て支援センターなどの相談窓口の整備	26	3.8
16. わからない	1	0.1
17. その他	3	0.4
<合計>	690	100.0
		100.0

[問19] 近隣住民の助け合う活動として、どんなことがあると思いますか。あてはまるものをいくつでも選んで、番号に○をつけてください。

最も多い回答は、「7. 日常の見守り、安否の確認や報告」であり、次いで「3. 雪かき」、「8. 災害時の避難誘導・支援、安否確認や報告」、「6. 話し相手」の順で続いています。日常生活の安心・安全の確保から、話し相手、災害対応、力仕事である雪かきまで、多様なニーズが挙がっており、生涯を通じて地域で暮らしていくための様々な課題にどのように対応していくかが問われていると言えます。

前回調査では、「3. 雪かき」、「2. ゴミ出し」、「7. 日常の見守り、安否の確認や報告」の意見が多く、今回でも日常の近隣互助や継続した支援を望む意見が多くなっています。

【複数回答】



	今回 (R5) 単位:人、%	前回 (H30) 単位: %
1 . 食品等の買い物のお手伝い	54	8.5
2 . ゴミ出し	74	11.6
3 . 雪かき	119	18.7
4 . 簡単な庭の手入れ、草むしり	37	5.8
5 . 簡単な家内作業(掃除、電球交換、障子貼りなど)	28	4.4
6 . 話し相手	89	14.0
7 . 日常の見守り、安否の確認や報告	124	19.5
8 . 災害時の避難誘導・支援、安否の確認や報告	106	16.6
9 . 特ない	0	0.0
10 . その他	6	0.9
<合計>	637	100.0
		100.0

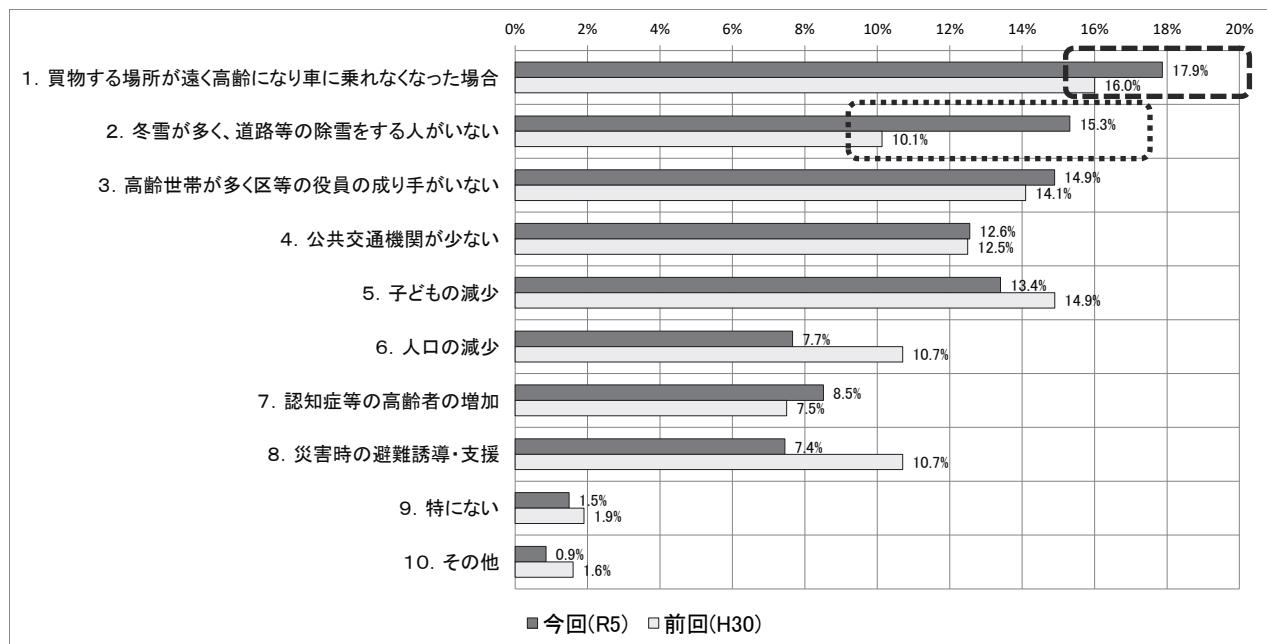
[問20] 現在、不便だと感じることはありますか。あてはまるものをいくつでも選んで番号に○を付けてください。

最も多い回答は、「1. 買物する場所が遠く高齢になり車に乗れなくなった場合」であり、次いで「2. 冬雪が多く、道路等の除雪をする人がいない」、「3. 高齢世帯が多く区等の役員の成り手がいない」となっています。

日常生活の交通の確保、道路等の除雪等日常の生活維持に対する不安、役員の成り手がいない等の近隣コミュニティ維持に対する不安を感じていることがわかります。

前回調査と比較し、道路等の除雪が増え、人口減少、災害時の支援に関する意見が減っています。

【複数回答】



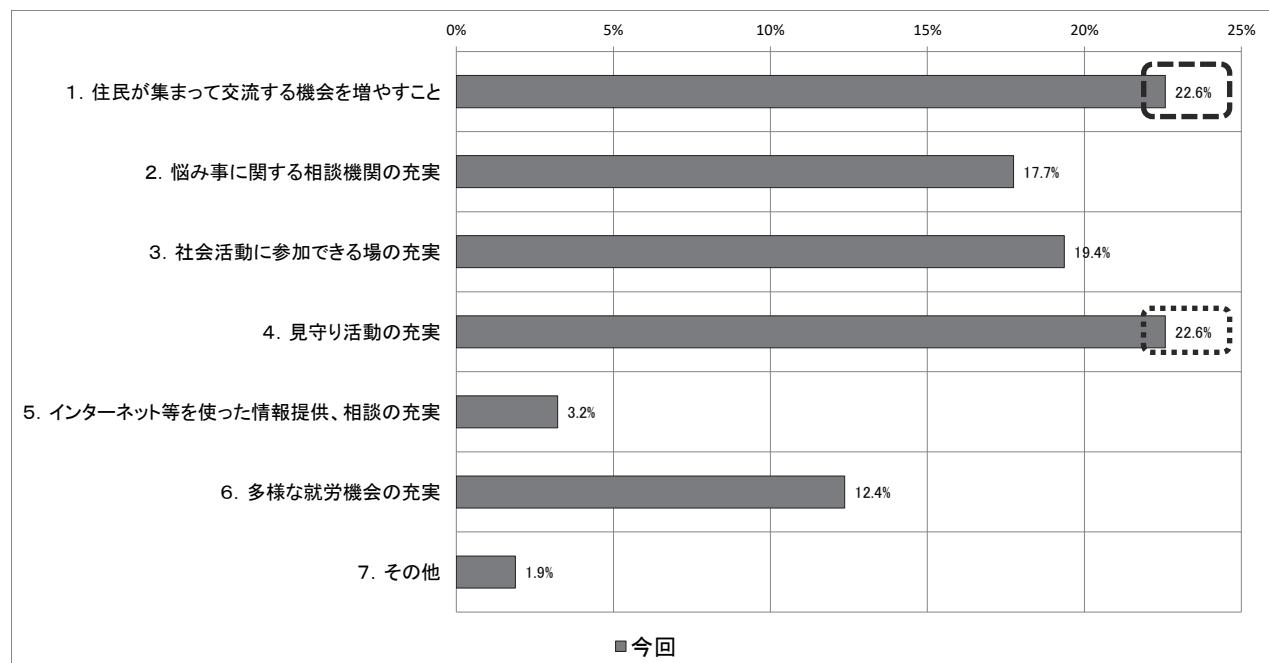
	今回 (R5) 単位:人、%	前回 (H30) 単位: %
1. 買物する場所が遠く高齢になり車に乗れなくなった場合	84 17.9	16.0
2. 冬雪が多く、道路等の除雪をする人がいない	72 15.3	10.1
3. 高齢世帯が多く区等の役員の成り手がいない	70 14.9	14.1
4. 公共交通機関が少ない	59 12.6	12.5
5. 子どもの減少	63 13.4	14.9
6. 人口の減少	36 7.7	10.7
7. 認知症等の高齢者の増加	40 8.5	7.5
8. 災害時の避難誘導・支援	35 7.4	10.7
9. 特にない	7 1.5	1.9
10. その他	4 0.9	1.6
全体	470 100.0	100.0

[問 21] (新規設問) 孤独・孤立について、今後中野市においてどのようなことが重要だと考えますか。あなたの考えに近いものをいくつでも選んで、番号に○を付けてください。

最も多い回答は、「1. 住民が集まって交流する機会を増やすこと」と、「4. 見守り活動の充実」、次いで「3. 社会活動に参加できる場の充実」、「2. 悩み事に関する相談機関の充実」の順になっています。

近隣コミュニティ維持に関する不安から、近隣の互助や助け合いに対する要請が高いことがわかります。また、近隣だけでなく第3者機関による相談など手が届く支援を望む意見が多いと思われます。

【複数回答】



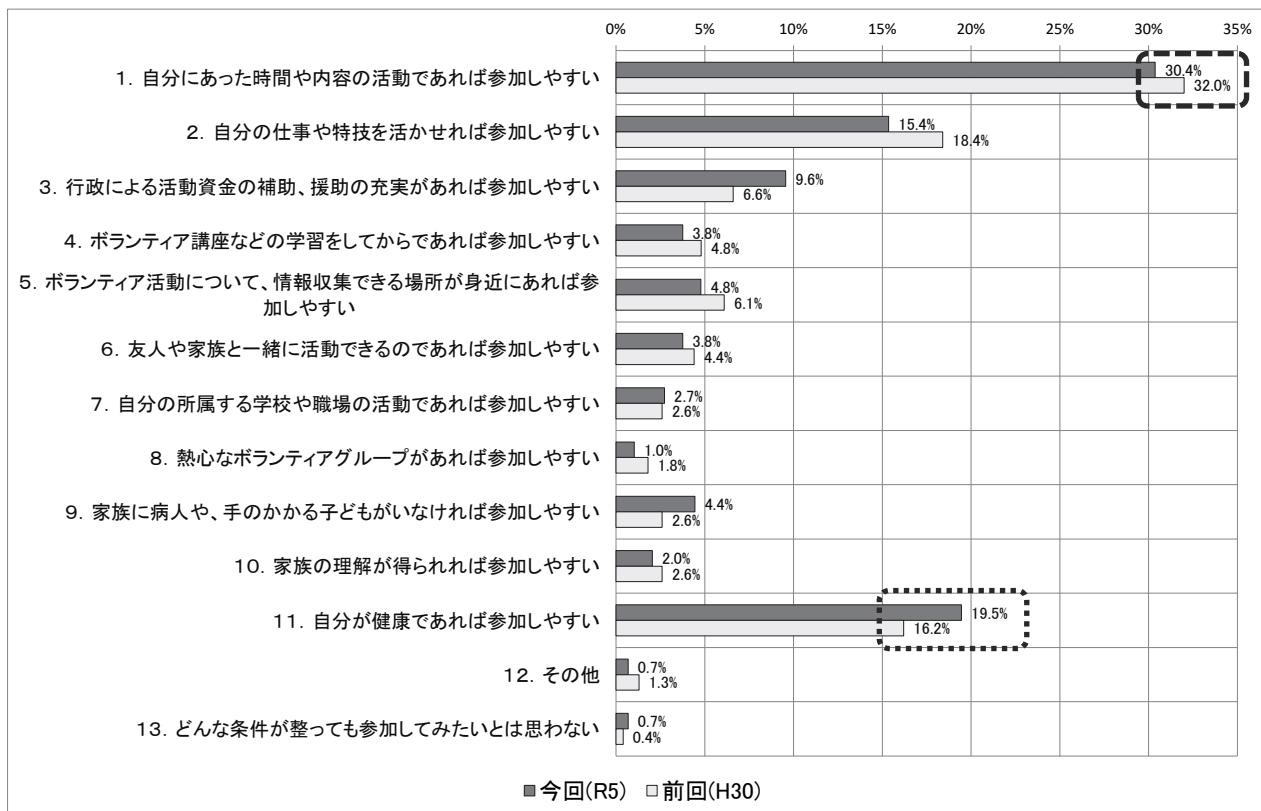
	(人)	(%)
1 .住民が集まって交流する機会を増やすこと	84	22.6
2 .悩み事に関する相談機関の充実	66	17.7
3 .社会活動に参加できる場の充実	72	19.4
4 .見守り活動の充実	84	22.6
5 .インターネット等を使った情報提供、相談の充実	12	3.2
6 .多様な就労機会の充実	46	12.4
7 .その他	7	1.9
8 .無回答	1	0.3
<合計>	372	100.0

【ボランティア活動、福祉教育について】

[問 22] どのような条件が整えば市民がボランティアに参加しやすくなると思いますか。考えに最も近いものを2つまで選んで、番号に○を付けてください。

最も多い回答は、「1. 自分にあった時間や内容の活動であれば参加しやすい」であり、次いで「11. 自分が健康であれば参加しやすい」、「2. 自分の仕事や特技を活かせれば参加しやすい」となっています。

時間や内容等、個々人の状況に合わせた参加状況であることが参加への第一歩として捉えられています。また、仕事や特技などの特徴を活かすことも、これからボランティア推進方策として重視されています。前回調査も同様の傾向にあり、継続した支援が望まれます。【複数回答】



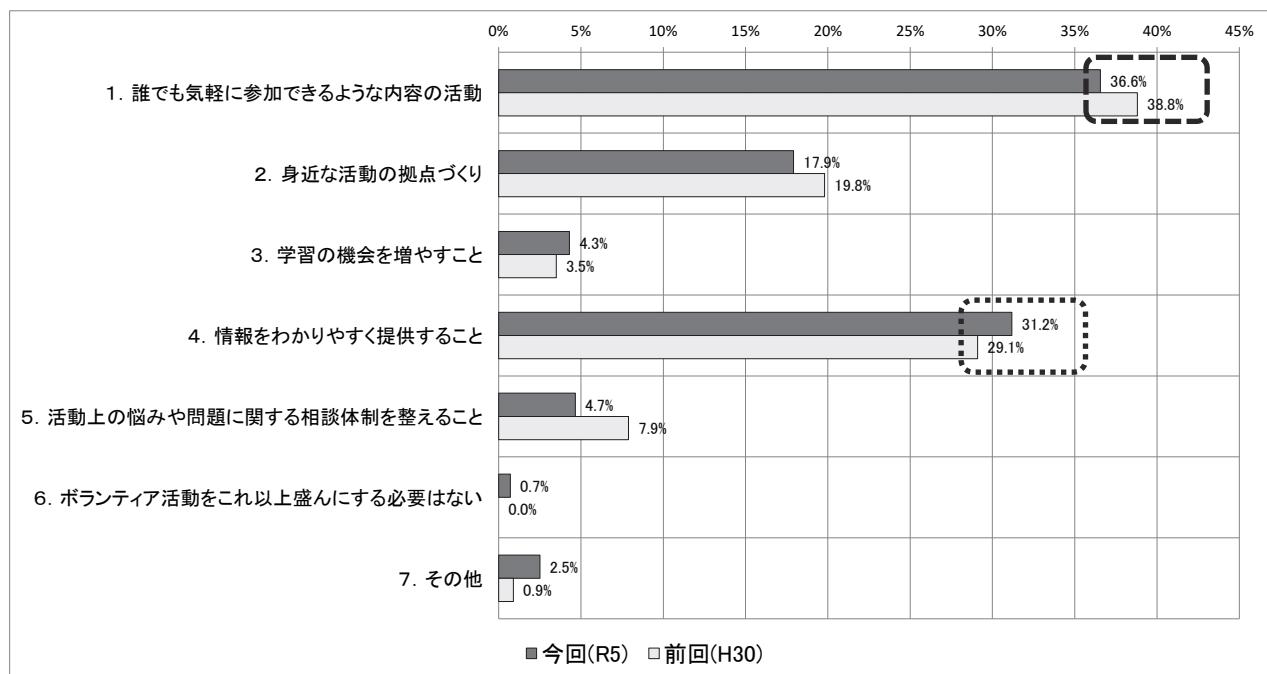
	今回 (R5) 単位: 人、%	前回 (H30) 単位: %
1. 自分にあった時間や内容の活動であれば参加しやすい	89	30.4
2. 自分の仕事や特技を活かせれば参加しやすい	45	15.4
3. 行政による活動資金の補助、援助の充実があれば参加しやすい	28	9.6
4. ボランティア講座などの学習をしてからであれば参加しやすい	11	3.8
5. ボランティア活動について、情報収集できる場所が身近にあれば参加しやすい	14	4.8
6. 友人や家族と一緒に活動できるのであれば参加しやすい	11	3.8
7. 自分の所属する学校や職場の活動であれば参加しやすい	8	2.7
8. 熱心なボランティアグループがあれば参加しやすい	3	1.0
9. 家族に病人や、手のかかる子どもがいなければ参加しやすい	13	4.4
10. 家族の理解が得られれば参加しやすい	6	2.0
11. 自分が健康であれば参加しやすい	57	19.5
12. その他	2	0.7
13. どんな条件が整っても参加してみたいとは思わない	2	0.7
<合計>	293	100.0
		100.0

[問 23] 中野市でボランティア活動をもっと盛んにするためには、何が必要だと思いますか。考えに近いものを2つまで選んで、番号に○を付けてください。

最も多い回答は、「1. 誰でも気軽に参加できるような内容の活動」であり、次いで「4. 情報をわかりやすく提供すること」となっています。

気軽な参加がまず必要であるとともに、情報を幅広く、親しみやすい形で提供することが必要なとの認識が示されており、ボランティアの輪を広げるための方策として、取り組んでいく必要性が認識できます。前回調査も同様の傾向にあり、継続した支援が望まれます。(概ね前回と同様の傾向)

【複数回答】



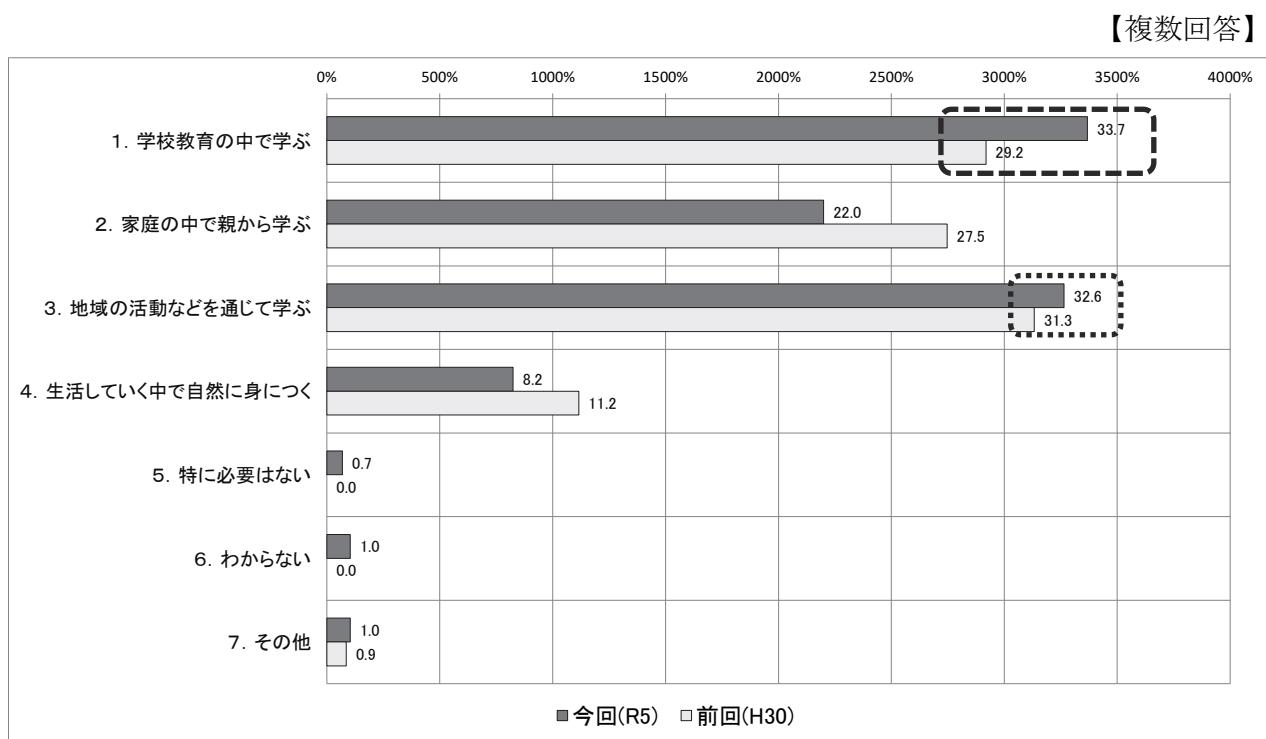
	今回 (R5) 単位:人	今回 (R5) 単位:%	前回 (H30) 単位:%
1 .誰でも気軽に参加できるような内容の活動	102	36.6	38.8
2 .身近な活動の拠点づくり	50	17.9	19.8
3 .学習の機会を増やすこと	12	4.3	3.5
4 .情報をわかりやすく提供すること	87	31.2	29.1
5 .活動上の悩みや問題に関する相談体制を整えること	13	4.7	7.9
6 .ボランティア活動をこれ以上盛んにする必要はない	2	0.7	0.0
7 .その他	7	2.5	0.9
8 .無回答	6	2.2	9.3
<合計>	279	100.0	100.0

[問 24] 福祉教育（思いやりの心や福祉への理解と参加の心を育てる教育）について、あなたの考えに近いものを2つまで選んで、番号に○を付けてください。

最も多い回答は、「1. 学校教育の中で学ぶ」であり、次いで「3. 地域の活動などを通じて学ぶ」、「2. 家庭の中で親から学ぶ」の順で続いています。

福祉を学ぶ場や機会としては、学校教育が最も重視されています。地域活動や家庭から学ぶという意見が多く、地域が学校教育に次いで主要な機会として、力を発揮すべき場であると考えられており、今後の福祉教育充実の方向性としても踏まえていく必要があると考えられます。

前回調査も同様の傾向にあり、継続した支援が望まれます。（概ね前回と同様の傾向）

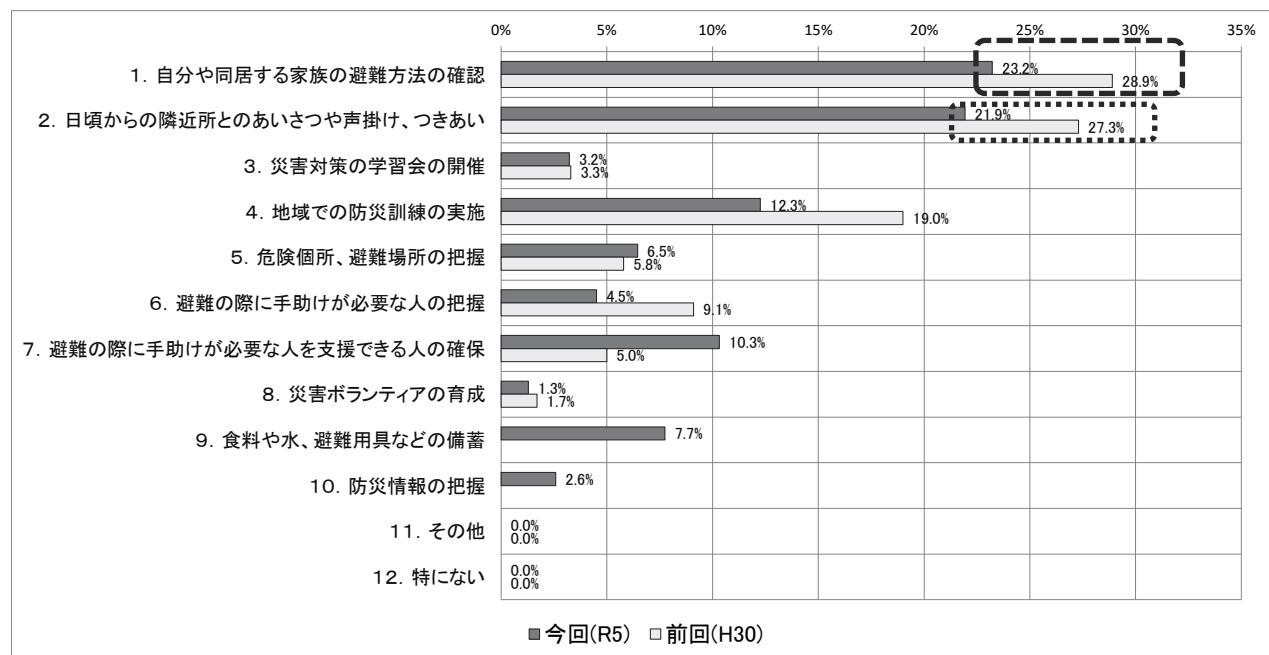


	今回(R5) 単位:人、%	前回(H30)単位: %
1. 学校教育の中で学ぶ	98 33.7	29.2
2. 家庭の中で親から学ぶ	64 22.0	27.5
3. 地域の活動などを通じて学ぶ	95 32.6	31.3
4. 生活していく中で自然に身につく	24 8.2	11.2
5. 特に必要はない	2 0.7	0.0
6. わからない	3 1.0	0.0
7. その他	3 1.0	0.9
<合計>	289 100.0	100.0

【地域防災について】

[問 25] 災害時の備えについて重要だと思うことは何ですか。いずれか1つに○を付けてください。

最も多い回答は、「1. 自分や同居する家族の避難方法の確認」であり、次いで「2. 日頃からの隣近所とのあいさつや声掛け、つきあい」、「4. 地域での防災訓練の実施」となっています。きめ細かな情報周知や地域支援に関する取組が望まれます。(概ね前回と同様の傾向) 新たな設問「食料や水、避難用具などの備蓄」は7.7%と比較的多く、「防災情報の把握」は2.6%でした。

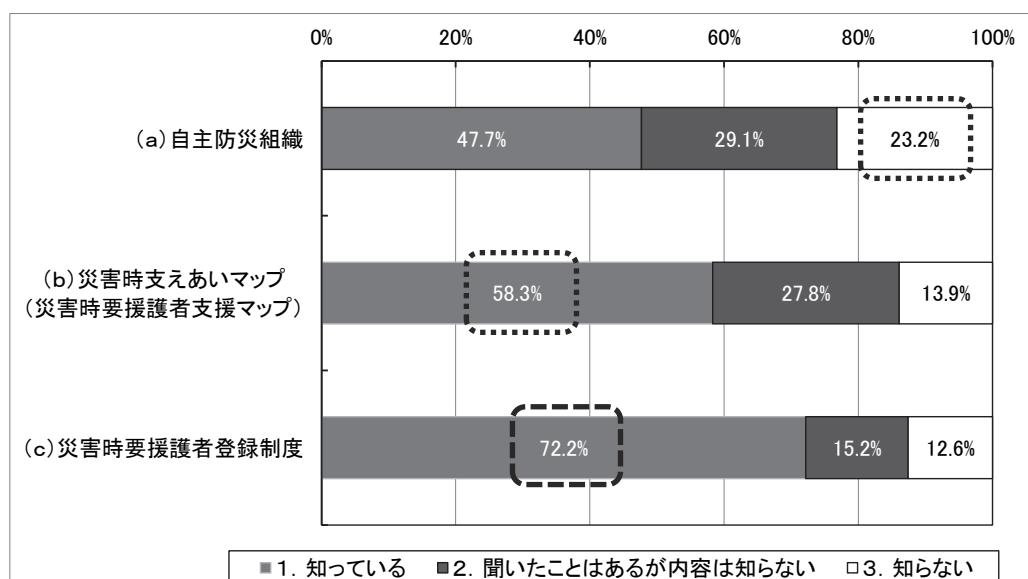


	今回 (R5) 単位: 人、%	前回 (H30) 単位: %
1. 自分や同居する家族の避難方法の確認	36	23.2
2. 日頃からの隣近所とのあいさつや声掛け、つきあい	34	21.9
3. 災害対策の学習会の開催	5	3.2
4. 地域での防災訓練の実施	19	12.3
5. 危険個所、避難場所の把握	10	6.5
6. 避難の際に手助けが必要な人の把握	7	4.5
7. 避難の際に手助けが必要な人を支援できる人の確保	16	10.3
8. 災害ボランティアの育成	2	1.3
9. 食料や水、避難用具などの備蓄	12	7.7
10. 防災情報の把握	4	2.6
11. その他	0	0.0
12. 特にない	0	0.0
<合計>	155	100.0
		100.0

[問 26] 次にあげる地域防災に関する取り組みについて知っていますか。次の(a)～(c)のそれぞれについて、1～3のいずれか1つに○を付けてください。

「1. 知っている」が最も多い項目は、「(c) 災害時要援護者登録制度」であり、次いで「(b) 災害時支えあいマップ（災害時要援護者支援マップ）」、「(a) 自主防災組織」の順です。

いずれも一定の知名度となっているものの、「(b) 災害時支えあいマップ（災害時要援護者支援マップ）」、「(a) 自主防災組織」では、「3. 知らない」という方もそれぞれ1～2割程度おり、機能や役割、使い方なども踏まえ、わかりやすく丁寧に周知し、十分な活用を促進していく必要があると言えます。



(a)自主防災組織	(人)	(%)
(各地区の中に自主的に設置された防災組織で、各地区の実情に合わせた対応ができること、日頃から地域に密着した防災活動ができること等、地域の防災の要となる組織であり、減災に多大な効果が期待されています。)	1. 知っている 2. 聞いたことはあるが内容は知らない 3. 知らない	72 47.7 44 29.1 35 23.2
<合計>		151 100.0

(b)災害時支えあいマップ(災害時要援護者支援マップ)	(人)	(%)
(道路、河川、危険個所、避難場所等の情報の入った一定の地域範囲の地図に、隣組等での要援護者と支援者を事前に組み合わせる等の対応を行い、その関係を一定のルールで書き込んだマップ(地図)です。)	1. 知っている 2. 聞いたことはあるが内容は知らない 3. 知らない	88 58.3 42 27.8 21 13.9
<合計>		151 100.0

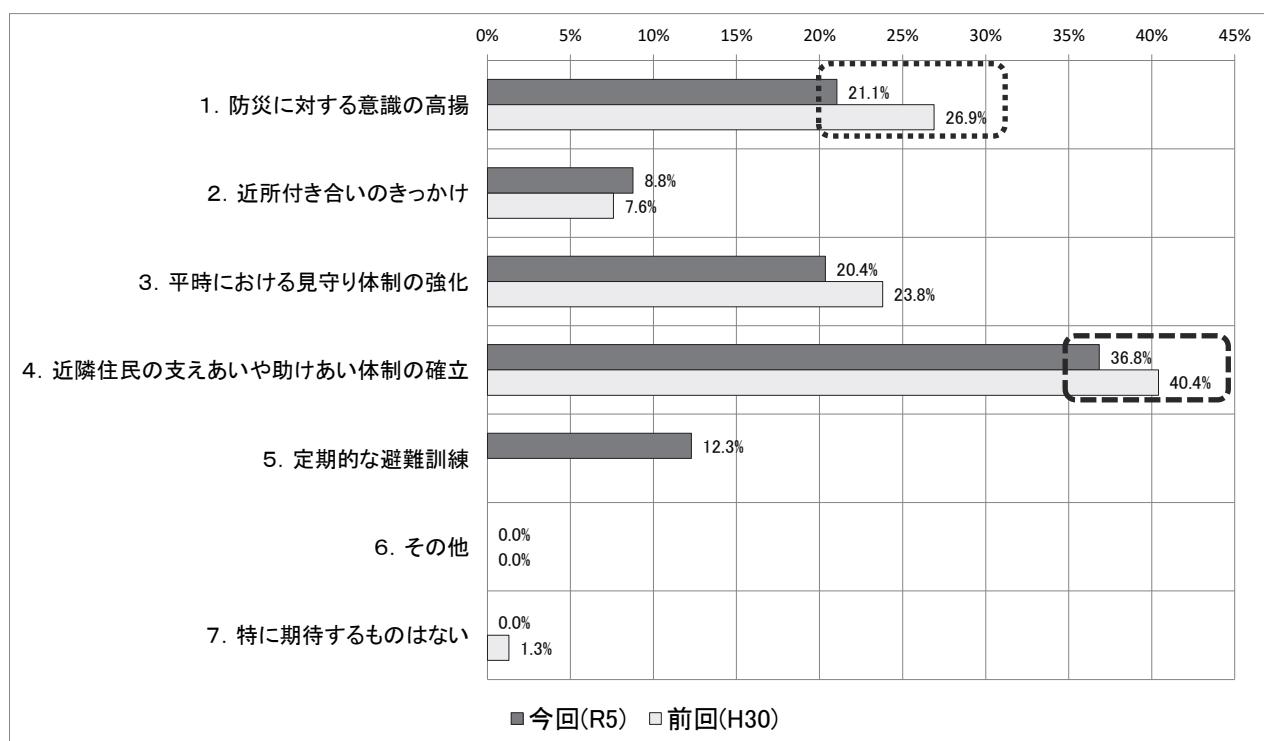
(c)災害時要援護者登録制度	(人)	(%)
(自分が災害時に他人の助けがないと避難や移動等ができないことを、個人情報の特定目的使用を認めながら、援護の希望を事前に登録しておく制度です。)	1. 知っている 2. 聞いたことはあるが内容は知らない 3. 知らない	109 72.2 23 15.2 19 12.6
<合計>		151 100.0

[問 27] 災害時要援護者が災害時に迅速に避難できるようにするため、災害時要援護者への避難支援者を決め、避難経路を確認するなど、各区において避難支援体制の整備を進めています。この事業を通じてどのようなことを期待しますか。2つまで選んで、番号に○を付けてください。

最も多い回答は、「4. 近隣住民の支えあいや助け合い体制の確立」であり、次いで「1. 防災に対する意識の高揚」、「3. 平時における見守り体制の強化」の順で続いています。

前回調査も同様の傾向にあり、近隣住民のつながりを高めることが大きく期待されており、要援護者支援を通じた地域ぐるみの助け合い、支え合いへとつなげていくことが、大きな課題として捉えられています。

【複数回答】



	今回 (R5) 単位:人、%	前回 (H30) 単位: %
1 . 防災に対する意識の高揚	60	21.1
2 . 近所付き合いのきっかけ	25	8.8
3 . 平時における見守り体制の強化	58	20.4
4 . 近隣住民の支えあいや助け合い体制の確立	105	36.8
5 . 定期的な避難訓練	35	12.3
6 . その他	0	0.0
7 . 特に期待するものはない	0	0.0
<合計>	285	100.0
		100.0

[問 28] 最後に、住みよいまちづくり、地域福祉の向上のために、お考えやご意見がありましたら、ご自由にお書きください。

【お寄せいただいたご意見等の傾向について】

- ・地域における福祉の実情を大いに踏まえた意見が多く挙がっています。
- ・このアンケートにより、あらためて福祉行動の重要性を考える機会を得たという意見と、コロナ禍で顕著になった交流の希薄化を知る機会となり、普段の交流の重要性を唱える方が多くありました。
- ・少子化、高齢化などで、福祉活動の難しさを訴える意見も多く、個々で努力する一方、きめ細かな行政支援を望む意見が多くみられました。また、行政へは仕組みづくりや意見集約の場づくりなど、地区単位の互助を進めたいとの意見や、新たな企画や考えを述べる意見もみられます。
- ・高齢者の悩みは、交通の確保、買い物（移動販売への期待）、話し相手との交流の場が少ない等が多く、また若者が暮らしやすいまちづくりの重要性を提案する意見が多く挙げられています。
- ・子どもを見守るためには、普段から高齢者との会話により、子どもを不審者から守るために重要等の意見もみられました。そのためには、ちょっとした公園や集う場の重要性についての意見が多くみられました。
- ・全国で多かった災害に対する地区体制や声掛け、普段のサロン活動の必要性に加え、若い方々との交流を望む意見も多くあります。
- ・行政には、民間やボランティア団体任せではなく、住民や支援組織の身近な存在になってほしい等の期待する提案もありました。
- ・コロナ禍における交流の希薄化を経験し、災害時の声かけや若い方々の積極的な支援への期待、子どもの見守りに高齢者の目が期待されるなど、多世代交流の重要性が指摘されています。普段の地区内サロン活動の必要性や、若い方の参加が不可欠であるとの意見もありました。
- ・年齢別の傾向では、高齢者は交通の確保や移動販売を含む買物の確保、交流の場が少ないといった意見があります。また、若者にとっては暮らしやすいまちづくりが重要だとの声も挙げられています。こうした問題や課題を踏まえつつ、市民のつながりや協力、支え合いなど、コミュニティが持つ力を再認識し、高めていくことが重要だとの意見が寄せられました。
- ・個々で努力する一方で、行政と地区まちづくり活動組織と連携した活動や支援、交流促進のための魅力的な企画や工夫、そして努力を通じて、地域力を充実させる方向性が一層強く求められています。

2 中野市地域福祉計画・障がい者計画策定委員会設置要領

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定により策定された「中野市地域福祉計画」及び障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条に基づく「中野市障がい者計画」の策定にあたり、必要な措置を講ずるため、中野市地域福祉計画及び障がい者計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 計画の内容に関する事項
- (2) その他計画の策定のために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20名以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。
 - (1) 住民代表
 - (2) 社会福祉を目的とする事業を経営する者、その他社会福祉に関する活動を行う者
- 3 市長は、前項第1号の委員を依頼するに当たっては、公募その他の適切な方法によって依頼するものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、依頼の日から中野市地域福祉計画及び中野市障がい者計画策定終了の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1名置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は会議を招集し、その会議の議長となる。

- 2 委員長は必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において行う。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項を別に定める。

附 則

この要領は、平成25年6月1日から施行する。

3 中野市地域福祉計画・障がい者計画策定委員会名簿

(敬称略)

役職	氏名	所属団体
委員長	酒井 久	中野市社会福祉協議会
副委員長	中村 幹夫	中野市民生児童委員協議会
委員	平澤 大介	高水福祉会
委員	野村 裕子	北信総合病院
委員	足立 恒	佐藤病院
委員	鈴木 康弘	飯山公共職業安定所
委員	川橋 陽子	北信圏域障害者総合相談支援センター
委員	丸山 隆生	北信圏域障害者生活支援センター
委員	清水 美鶴	NPO法人ぱーむぼいす
委員	矢澤 則夫	中野市身体障がい者福祉協議会
委員	花岡 隆志	中野広域シルバー人材センター
委員	須藤 貴司	中野市青少年健全育成連絡協議会
委員	城本 早月	中野市ボランティア連絡協議会

第4次 中野市地域福祉計画

作成者：中野市健康福祉部福祉課

作成日：令和6年3月